

太平洋戦争の終結と昭和天皇

はじめに

- 一、日本の和平へ向けての動き
 - 二、ポツダム宣言の「黙殺」
 - 三、米国の原爆投下とソ連の参戦
 - 四、第一回の「聖断」
 - 五、バーンズ回答
 - 六、再度の「聖断」
- むすび

藤
田
宏
郎

はじめに

一般に戦争について、国家として開戦の決定も容易なことではないが、終戦の決定はさらに極めて難しいことである。

本稿は、日本の太平洋戦争終結の政治過程について詳細に記すとともに、「現人神」といわれた昭和天皇がその過程で和平についてどのように考え、最終的にどういった役割を果たしたかを分析・検討することを目的としている。

一、日本の和平へ向けての動き

(一)重臣よりの意見聴取

一九四一年十二月八日、日本はハワイ真珠湾を奇襲攻撃し、ここに太平洋戦争が始まった。戦局は、初戦は日本側の優勢な展開となっていたが、一九四二年六月五日のミッドウェー海戦での大敗北を契機に、次第に劣勢になって行く。すなわち、一九四三年二月の日本軍のガダルカナル島からの撤退、一九四四年六月のマリアナ沖海戦での大敗、一九四四年七月のサイパン島日本軍守備隊の玉砕、一九四四年十月のレイテ沖海戦での敗北等、海・陸の主要戦闘に敗れ、一九四五年に入ると日本は制海権、制空権ともに失い、連日、日本本土も米軍の空からの攻撃に晒され、事実上日本は軍事的には完全に敗北していた。しかし日本政府の降伏、和平へ向けての動きは緩慢であった。

天皇は、このような戦争の推移を憂慮し、天皇の常時輔弼の任にある内大臣木戸幸一に対して、重臣等の意見

を聞く必要があると思うが、と問うた。木戸はやや慎重であり、天皇に対して、しばらく推移を見た上で、先づわが国の戦争指導の中心である陸・海両総長の真の決意を聞くことが必要で、その上で関係閣僚を呼んで御納得が行くまでお聞きになってから、最高方針決定の要があるとお考えになった時、重臣閣僚会議ともいべき御前会議を御開催されたら宜しいのではないかと奉答した⁽¹⁾。

しかし、一九四五年（昭和二十年）一月九日、米軍がルソン島リンガエン湾に上陸開始したことを受け、いよいよ戦局は重大となったことから、一月十三日、天皇は木戸に再度、前途の見透しについて重臣の意見を聞きたいとし、重臣との会合を督促した。木戸は再度の天皇の督促を受け、重臣との会合について「篤と考究すべき」旨奉答した⁽²⁾。木戸は、「口供書」で、「私は陛下が重臣の真剣なる意見を御聴取になるべきか否かに就いて疑問を持つて居ました。その時若し重臣との会合が軍部に発見されたならば危険に直面されたでありましょう」と述べている。だが木戸は天皇の再度の御要望であったことから、「陛下の御心配も並々ならぬものがあり、又近衛公等重臣の憂えていることが明らかにすると、この儘にして置くことは相済ぬと思い」、「重臣を個別拜謁させて現下の難局に対する所信を言上せしめることに」し、これは軍部からの疑を受け阻止される心配があったが、「この案は昭和二十年二月一日に陛下に申し上げて御許を得ました」と語っている⁽³⁾。

このようにして、天皇と重臣との個別拜謁が実現し、天皇は一九四五年二月七日の平沼騏一郎元首相から始めて、同月二十六日の東条英機元首相まで、七人の重臣の意見を聴取することになった⁽⁴⁾。しかし、七人の重臣の中で戦争の早期終結について奏上したのは、近衛だけであった。近衛は重要、次のような上奏をした。

敗戦は遺憾ながら最早必至なりと思えます。以下この前提の下に申し述べます。

敗戦はわが国体の瑕瑾たるべきも、英米の輿論は今日までのところ、国体の変革とまで進みおらず（もちろん

ん一部には過激論あり、また将来如何に変化するやは測知し難し」、したがって敗戦だけならば国体上はさまで憂うる要なしと存じます。国体護持の建前より最も憂うべきは、敗戦よりも敗戦に伴って起こることあるべき共産革命でございます。

つらく思うに、わが国内外の情勢は今や共産革命に向つて急速に進行しつつありと思ひます。(中略)

戦争の前途につき何らかいぢるでも打開の望みありというならば格別なれど、敗戦必至の前提の下に論ずれば、勝利の見込なき戦争をこれ以上継続するは、全く共産党の手に乗るものと存じ、したがって国体護持の立場よりすれば、一日も速に戦争終結の方途を講ずべきものなりと確信いたします。⁵⁾

このように、近衛は敗戦必至なりとして、これ以上戦争を継続すれば国内に共産革命が起き、国体は護持できなくなると述べ、天皇に早期の戦争終結について言上した。この近衛の上奏に対して、天皇は「参謀総長は上奏し、今日日本が和を乞ふが如きことがあれば米国は必ずや天皇制廃止を要求して来るが故に国体も危い。結局和を乞ふとも国体の存続は危く、戦つて行けば万一の活路が見出されるかも知れぬ。梅津〔参謀総長〕や海軍は、台湾に敵を誘導し得れば、今度は叩き得るといつている。これをどう考えるか」と近衛に問うた。この御下問に対して、近衛は「グルーや米国首脳部の考え方は、皇室抹殺論までは行っていないと思ひます。しかしもし戦争が更に継続せられ、内外の諸情勢が悪化すれば、天皇制に触れてくると存じます」と答えたといふ。⁶⁾

天皇は、戦争について憂慮し、重臣の意見を聞いたが、重臣の奉答には満足していない。天皇は、後日「独自録」で次のように語っている。

「その当時木戸と相談して、重臣を一人一人秘密裏に呼んで、前途の見透に付て、意見を求めたが、確たる意見を持つてゐる者は一人もない。岡田と牧野とは比較的穩当な意見であつたが、結論は云はぬ。近衛は極

端な悲観論で、戦を直ぐ止めたが良いと云ふ意見を述べた。私は陸海軍が沖繩決戦に乗り気だから、今戦を止めるのは適当でないと答へた⁽⁷⁾。

この当時の天皇の和平についての考え方は、一度戦果を挙げてから、和平交渉に持ち込むとする「一撃和平論」ともいふべき立場に立っていた。この「一撃和平論」の主張は、一度どこかで戦果を挙げ、和平交渉に持ち込み、無条件降伏だけは避けたいとする考え方で、当時の日本政府および統帥部の一致した見解であった。まだこの二月の時点では、近衛のような即時和平論は、国内ではごく少数派の見解であった。

(二) 鈴木内閣の誕生

しかし、一九四五年三月十七日には硫黄島守備軍が全滅し、四月一日には米軍が沖繩本島に上陸を開始するといったさらなる戦況の悪化を受け、何もなしえない小磯国昭内閣は、一九四五年四月五日総辞職し、同日木戸内大臣は重臣会議を開き、鈴木貫太郎枢府議長を後継首相として強く推し、会議の賛同をえて、四月七日鈴木内閣が誕生した。木戸は日記に、「鈴木首相に対しては各方面に好感を有す。戦局益々危急なる此際、新内閣の施策に期待するところ大なり」と記している⁽⁸⁾。木戸が「此際、新内閣の施策に期待するところ大なり」と言っているのは、戦争終結への施策の期待である。木戸は、戦後「鈴木内閣が出来た、……結局それで日本の戦争をなんとかして終結させようという気構えでお願いしたわけです。……ほほそういう意味のことは、ご了解になっていると私は判断しておった」と語っている⁽⁹⁾。しかし、木戸は組閣にあたって鈴木に和平の施策を期待しているということとは話していない。木戸は話すまでもなく、鈴木は長年侍従長として天皇に奉仕していたことから、天皇の和平への意思について充分了解しているものと思っていた。

また鈴木も自伝で、「いったん大命を拝受した上からは、誠心誠意、裸一貫となってこの難局を処理して行こうと深く決心したのである。しかも余の決意の中心となったものは、長年の侍従長奉仕、枢密院議長奉仕の間に、陛下の思召が奈辺にあるかを身をもって感得したところを、政治上の原理として発露させて行こうと決意した点である。(中略)ところで、陛下の思召はいかなるところにあつたであろうか。それはただ一言にしていえば、すみやかに大局の決した戦争を終結して、国民大衆に無用の苦しみを与えることなく、また彼我共にこれ以上の犠牲を出すことなきよう、和の機会を掴むべし、との思召と拝された」と記している。そして鈴木はさらに、「もちろん、この思召を直接陛下が口にされたのではないことはいうまでもないことであるが、それは陛下にたいする余の以心伝心として、自ら確信したところである。だがこの内なる確信は当時としては、深く内に秘めてだれにも語り得べくもなく、余の最も苦悩せるところであつた」と書いて⁽¹⁰⁾いる。

このように、当時和平の意図については、鈴木は誰にも明らかにしなかつた。むしろ、逆に陸軍が組閣に対する要望として出してきた、①あくまで大東亜戦争を完遂すること、②勉めて陸海軍一体化の実現を期し得る内閣を組織すること、③本土決戦必要のための陸軍の企図する諸施策を具体的に躊躇なく実行すること、の三条件を鈴木は承認している。これについて、陸軍省軍務課は「鈴木大將は少々意外にも簡単に其の要望は『誠に結構なり』と賛意を表した」と記⁽¹¹⁾している。

それでは、実際のところ、鈴木首相は、和平か継戦か一体どちらに軸足をおいていたのだろうか。鈴木は自らの政策決定スタイルについて、次のように説明している。

「誠心誠意をもってすれば、何人といえども十分の意見を披瀝しあい、一つの結論に達するものと確信していた。……余は余の内閣をもって、今次戦争の最終の内閣たらしめたかった。それゆえに閣議では常に意見の

出つくすのを見て、そして自ら一つの結論に落ちついて行くのを待ったのである。また余としては戦争終結は心内の問題であり、よし終結に導くとしても、国民の士気、軍の士気というものは最後の段階に至るまで決して落としてはならぬという信念を持っていたので、ある場合には進んで主戦論をも述べたりした⁽¹²⁾。

以上の説明から、鈴木首相は最終的には戦争終結を意図していたものの、表面上は和戦両様の構えであったことが分かる。従って、和平派の人達からすると、鈴木内閣は終戦内閣だと思っていたが、時としての鈴木の内閣の継戦発言に困惑させられることになる。組閣に際して一番難航が予想された陸軍大臣の人事も、鈴木が陸軍の継戦要求を受け入れたことによって、阿南惟幾が陸相就任要請を受諾した。しかし外務大臣人事は、当初東郷茂徳が鈴木の内閣の就任要請を断ったため難航した。東郷は速やかに戦争を終結せしむることを念願としていたので、鈴木に「今後の戦局の見透しについて総理の意見を承りたい」と述べたところ、鈴木は「戦争はなお二、三年は続き得るものと思う」と言った。これに対して、東郷は「もはや戦争の継続は困難で、今後一年も続けることは不可能と確信す」と述べ、「この点の見透しに総理との間に意見一致せざるに於ては、外交の重任を引受くるも今後の一致協力甚だ困難である」として、就任要請を一旦は断った。だが、松平康昌内大臣府秘書官長や木戸内大臣の勸説があつて、再度鈴木首相に会い、鈴木が「戦争の見透しについてはあなたの考え通りで結構であるし、外交は凡てあなたの考えて動かしてほしい」と述べたので、東郷は外相就任を受けることになった⁽¹³⁾。ただ、鈴木は、陸軍との約束があつたからであろうか、東郷に和平に取り組むことを明言していない。

(三) 対ソ工作着手

ともかくも、一九四五年四月七日、和平派の期待を担って、鈴木内閣（東郷は四月九日外相就任）はスタート

した。鈴木内閣にあつて、常に和平へ向けてリードしたのは外相の東郷であった。この和平へ向けての最大の障害は徹底抗戦を主張している陸軍であり、この陸軍を説得できない限り、事实上、戦争終結は不可能であった。閣内にあつて戦争の継続を強く主張していたのは、阿南陸軍大臣であった。従つて、東郷としては和平を実現するには何としても陸軍を説得して、和平に誘導することが必要であった。陸軍はいぜん戦争は負けていないと主張するものの、一九四五年に入ると戦局はますます悪化し、もはや勝利の見込みはなくなっていたが、無条件降伏だけは避けたいとの思いから、どこかで一度米軍を叩いてから和平にもち込むとする一撃和平論の立場に立っていた。その「一撃」とは、当面は沖繩決戦であり、沖繩での勝利の見込みがなくなつてからは本土決戦であつた。

陸軍省および統帥部は戦闘を継続し、これらの決戦を行う上で、ソ連の参戦を防止することが不可欠と考えたところから、一九四五年四月二十二日河辺虎四郎参謀次長が東郷外相を訪れ、ソ連の参戦防止につき要請し、また小沢軍令部次長と梅津参謀総長も同様の申し出を東郷にした¹⁴という。東郷は、スターリンソ連首相が一九四三年末頃、日本をドイツと同列において侵略国と呼んだこと、また一九四五年四月五日、翌年期間満了となる日ソ中立条約不延長通告をしてきたこと、さらにテヘラン、ヤルタで米英ソ三巨頭会議がすでに行われたことから、「わが方の対ソ施策が既に時期を失せる状態は掩うべくもなかった」としながら、「しかし日本としてはソ連をして完全に敵の陣営に投ぜしむるときは、死命を制せられることになるので、その参戦を阻止することは必要のことであつたが、自分は戦争の継続が既に甚だしく困難となつて来たのであるから、ソ連との問題も参戦防止を通り越して、戦争終結の見地より処理すべき時機に到達せりと認めたので、軍部の希望を利用して急速和平に導くことに決意した」と書いている。つまり、東郷は軍部のソ連参戦防止の要望を利用してさらに一歩進んでソ連に

和平の仲介をさせるといった方法で、陸軍、統帥部を和平の方向に誘導することを考えたのである。ただ、東郷は、ソ連は長年にわたるわが方ことに陸軍の態度に鑑みて、多大の猜忌心を包蔵して日本の無力化を特に望んでおり、戦争により日本の国力尽きたるときは、我方との交渉によることなく、直接米英と事を共にし、その分け前に与らんとするものと覚悟する必要があった、と記している。¹⁵

最高戦争指導会議は、その昭和二十年二月十五日の報告では、「世界情勢判断」の『ソ』の対日動向』について、この東郷と同様の判断を明らかにしていた。¹⁶しかし、陸軍、統帥部および東郷はともに不信感をもちながら、ソ連に依存せざるをえなかった。溺れる者は藁を掴むという心境であろうか。軍については、戦争遂行上ソ連の中立維持は不可欠であった。東郷については、ソ連に警戒心をもちながらも、「支那、スイス、スエーデン、『ヴァチカン』等を仲介とする場合を検討したが、いずれも無条件降伏と云う回答以上に出でざるべし」との考えから、ソ連を通じての和平交渉に注力する。¹⁷

一九四五年五月七日、ドイツが無条件降伏し、いよいよ枢軸国のうち、日本のみが世界を相手に戦争を継続する唯一の国となった。このことも影響があったと思われるが、日本政府はようやく重い腰をあげ、公式に和平へ向けて動きだすことになる。すなわち、戦争に関する根本方針を討議する最高戦争指導会議が五月十一日から十四日にかけて開かれ、対ソ問題を討議し、その中でソ連を仲介として和平に導く案が討議された。この最高戦争指導会議は小磯内閣時の一九四四年（昭和十九年）八月五日設置され、総理大臣、陸軍大臣、海軍大臣、外務大臣、参謀総長、軍令部総長の六相を構成員として、その他陸軍省軍務局長、海軍省軍務局長、内閣書記官長、内閣総合計画局長官が幹事として、さらに幹事補佐として陸海軍両省の大佐級、課長級の人達が出席した。通常この会議は、幹事のイニシヤティブによって運営され、その結果正規の構成員による自由な討議が妨げられ、討議

の内容が幹事や幹事補佐を通じて下部にもれやすいという欠陥があった。東郷外相は、和平といった重大な問題を自由に討議するには最高戦争指導会議構成員の六相のみで懇談するのがよいと考え、他の構成員に提案し、同意をえて、¹⁸⁾以後構成員のみの最高戦争指導会議が頻繁に開かれることになった。

五月十一日、十二日、十四日の最高戦争指導会議は構成員のみの会議で、対ソ問題が討議された。東郷手記によつて、これら会議での議論を見ておこう。まず陸軍からは、ソ連参戦防止について方策を構ずる必要があるとの意見が出された。また海軍からは、ソ連の好意的態度を誘致して、石油等を購入することができれば好都合であるとの注文が出された。これに対して東郷外相は、もはやソ連を軍事的、経済的に利用しうる余地はなく、すでに手遅れであると述べたが、米内海相は決して手遅れでないとして、東郷外相とこの問題で激論になったという。それに対して、鈴木総理が先方の好意的態度を探ってみるのは良いではないかと言つたので、この際の対ソ施策として、第一にソ連を参戦せしめないこと、第二に、ソ連をなるべく好意的態度に誘致すること、第三に、和平に導くことが挙げられた。この第三の方法として、支那、スイス、スエーデン、バチカン等を仲介とする場合を検討したが、いずれも無条件降伏という回答以上に出でざるべしとの考えで一致を見たという。であるならば、米英に対してわが方に有利な条件をもって仲介しうるのは、ソ連以外にないとの議が梅津総長から出て、阿南陸相もソ連は戦後において米國と対峙するに至るべき関係上、日本をあまり弱化するを好まず、相当余裕ある態度に出ずることが予想せらるると述べた。東郷外相はこれに対して、ソ連の行動が常に現実的で辛辣であるので、この点も安心できかねると述べたが、鈴木総理はスターリン首相の人柄は西郷南洲と似たところがあるし、悪くはしないような感じがするから、和平の仲介もソ連に持ち込むことにしたらいいだろうと言つた。東郷外相は、これについても、日本式の考え方では危険なることを述べたが、無条件降伏以上の媾和に導きうる外国

があるとするならば、ソ連なるべしとの考え方を自分も持っていたので、また陸軍の和平に対する気持はソ連を通じてという点から誘致せられているので、総理の主張に賛成し、①ソ連の参戦防止、②ソ連の好意的態度の誘致、③戦争終結について、わが方に有利な仲介をソ連にさせるといふ三点を目的として交渉を開始することにした、といふ⁽¹⁹⁾。

結局、五月十一日、十二日、十四日にわたる最高戦争指導会議構成員の会議では、東郷の述べている右の三つの目的をもって対ソ交渉を開始することで意見の一致を見た⁽²⁰⁾。しかし、具体的に交渉に入るについて連合国に対するわが方の媾和条件をどうするかという問題を持ち出した際、直ちに会議は紛糾を見るに至り、議論の結果、この際第三のソ連の和平仲介の項の実行は当分見合わずことになったといふ⁽²¹⁾。

このように会議では、第三項のソ連仲介による和平項目は当面その実行を見合わずことになったが、ソ連に和平仲介の依頼をしないことになったわけではなく、その意味ではこの五月中旬の六相の合意は、戦争指導の最高決定機関が、ともかくも初めて和平へ向けての公式の第一歩を踏み出したという点で、大きな意義を有するものであったといえよう。

東郷外相は、この会議での決定に基づいて、また会議で第三項のソ連の和平仲介の件は当面その実行を見合わずことになったものの、そのことも含めて、ソ連通として知られる広田弘毅元首相に面会して、ソ連との交渉を依頼した⁽²²⁾。

東郷外相は、和平工作をすすめるに際して、天皇の常侍捕弼者である木戸幸一内大臣との連携は不可欠のことと考えていた。また木戸も天皇の和平の意向についてはしばしば拝謁の際に聞いていたところから、鈴木内閣の中でも和平に最も熱心な東郷外相との密な連携の必要性を認識し、「余は（昭和二十年）四月二十一日に東郷新外

相が訪ねて来られた際、外相と戦争の前途につき懇談したのを最初として、同外相とは屢々收拾策につき懇談した。」と記している。⁽²³⁾

東郷も木戸も、天皇に拝謁した際、天皇の和平の意向についてはよく聞いていた。それでは、和平（戦争終結）についての天皇の考えはどのようなものであったのかをここで見ておく必要がある。まず戦況について天皇がどの程度知っていたかということであるが、木戸は戦後の回想で、「軍としては大本営発表は時々いい加減な発表をしたりなんかしているけれども、陛下にはほとんど時を外さずちゃんと申し上げている。……例えばミッドウェイの海戦で日本の航空母艦が四隻やられたと。向うからその報告が大本営に入れば、即刻、持って来ています。……またガダルカナルで反攻の総攻撃をやったと。それが失敗したと。もうすぐその失敗したという電報が来れば、明るる日はちゃんと陛下に申し上げていた。『また、失敗だったよ』というようなわけだな。だからね、それは情報が陛下に達しないなんていうことは全然ない」と語っている。⁽²⁴⁾

このように国民向けの大本営発表と違い、大元帥である天皇には木戸が言うほどではないかもしれないが、かなり正確な戦況報告が入っており、天皇は戦況については概ね把握していたと思われる。それだけに、天皇は戦況の悪化とともに、戦争終結について、木戸に話すようになる。早くも、一九四二年六月のミッドウェイ海戦での大敗、一九四三年二月の日本軍のガダルカナル島よりの撤退という戦況の悪化、また同盟国のドイツが一九四三年二月スターリングラードにおいて大敗したことを受け、一九四三年三月三十日、木戸が天皇に拝謁した際、戦争の前途、見透その他について珍しく長時間にわたり御話があり、木戸は「陛下は戦争の前途殊に独の戦況等について種々と御心配になり、戦争の終結の一日も早きことの必要を御話になった」と記している。⁽²⁵⁾

その後、一九四五年に入るとさらなる戦況の悪化を懸念して、天皇は重臣を招致し、重臣の意見を聴取した。

天皇のこの時点での和平についての考えは、敵をどこかで一度叩いてから戦争終結をはかるということであった。天皇は、戦後「独自録」で「一度何処かで敵を叩いて速やかに講和の機会を得たいと思った」と述べている。⁽²⁶⁾この天皇のいう「講和」とは、この時点では無条件降伏ではなく、条件付きの講和である。天皇が考えていた条件とは、政府、統帥部とも一致して最重要の目的としていた皇統維持に加えて、戦争責任者の処断、武装解除は避けたいというものであった。⁽²⁷⁾

米内海相の指示で、戦争の終結についての研究をしていた側近の高木惣吉海軍少将は、「沖縄こそは最後の戦場であるとの見透しで、戦争収拾を考慮しなければならぬとの意向は、近衛、米内等の二、三氏に限らず、民間有識者にも、また一部陸軍内にも、窃かに且つ熱心に主張された」と書いている。⁽²⁸⁾また鈴木首相も「沖縄戦においてある程度先方を叩いたら和議を踏み出してみようと思っていた」と回想している。⁽²⁹⁾天皇も同様沖縄戦に大きな期待をかけ、「私は之が最後の決戦で、これに敗れたら、無条件降伏も亦已むを得ぬと思った」と「独自録」で語っている。⁽³⁰⁾

しかし、四月一日、米軍が沖縄本島に上陸を開始し、日々戦況は劣勢となり、もはや五月には沖縄戦の勝利の見込みはなくなった。もともと、沖縄戦で一撃を敵国に与える戦力は日本にはもう残っていないかった。大本営戦争指導班長の種村佐考陸軍大佐は、四月二日の「機密日誌」に記している。「本日宮中で大本営の作戦連絡があり、総理、陸海軍大臣が列席し、次のような応答があった。

総理―『沖縄の戦況の見透しは如何』

宮崎（参謀本部）の第一部長―『結局敵に占領せられ本土来寇は必然である』⁽³¹⁾

このように、五月初めに沖縄戦の勝利の見込みがなくなったことに加え、四月三十日のヒットラーの自殺、五

月二日ベルリンが陥落したことを受け、天皇の心は大きく戦争終結へと傾いて行く。五月五日、近衛が木戸内府に会った際、和平についての「陛下の思召はどうか」と聞いたところ、木戸は次のように言ったという。

「従来は、全面的武装解除と責任者の処罰は絶対に譲れぬ、それをやるようなら最後迄戦うとの御言葉で、武装解除をやればソ連が出て来るとの御意見であった。そこで陛下の御氣持を緩和することに永くかかった次第であるが、最近〔五月五日の二、三日前〕御氣持が変った。二つの問題も已むを得ぬとの御氣持になられたのみならず今度は、逆に早い方が良いではないかとの御考えにさえなられた。早くといつても時期があるが、結局は御決断を願う時機が近い内にあると思う」⁽³²⁾。

このように、天皇がいくら和平は「早い方が良い」と言い、木戸が、天皇の「御決断を願う時期が近い内にあると思う」と言っても沖繩決戦に次いで本土決戦論を強く主張する戦争継続派の陸軍を説得するにはすぐにはゆかず、なお多くの時間が必要であった。

東郷には、条件にこだわらず和平へ向けて大きく舵を切った天皇の内意は近衛及び木戸から伝えられていたと思われる。東郷は和平へ向けての選択肢は残されていなかったところから、半信半疑ながら五月十四の最高戦争指導会議での決定に基づいて、対ソ交渉を開始した⁽³³⁾。そしてその交渉役を広田弘毅元首相に依頼し、六月三日、駐日ソ連大使のマリク (Yakov Malik) との間に第一回広田・マリク会談が行われた。東郷によると、「右会議は友好裡に行われ、『ソ』連側の受け方良好で交渉の前途有望と認められた旨、広田氏より報告があり、引続き会談することに打合せたとのことであったから、自分はなるべく急速に話合いを進めてほしいことを重ねて依頼した⁽³⁴⁾という。東郷外相も、沖繩決戦での「一撃」を期待して、和平への糸口をつかみたいと思っていたが、もはやその勝利は絶望的なものとなっていたところから、急速和平の必要性を痛感していた。

（御前会議決定（六月八日、六月二十二日））

しかし、この東郷、木戸や和平派の動きに逆行する決定が六月八日の御前会議でなされた。すなわち、この御前会議で『今後採るべき戦争指導の基本大綱』の「方針」として、「七生尽忠の信念を源力とし、地の利、人の和を以て飽く迄戦争を完遂し、以て国体を護持し皇土を保衛し征戦目的の達成を期す」とする決定がなされた。³⁵この『基本大綱』は、六月六日の幹事を含んだ最高戦争指導会議での議論を経て決定済みであり、翌七日は閣議に付され、八日の御前会議で本決まりとなったのである。いずれの会議においても、東郷外相は強く反対したが、最高戦争指導会議及び閣議において和平派として常に東郷外相を支援した米内海相は沈黙を守り、鈴木総理は、これくらいのものでないだろう、として、東郷は孤立無援となり、決議は成立したという。東郷は、この時の総理と海相の気持について、「陸軍側の強硬意見に対処して行くにはあの程度のもは致し方ない、殊に対議会関係に於て士気昂揚の点から見れば、この方が都合がいいと思つたものと察せらるる」と記している。³⁶しかし、六月六日の幹事を含んだ最高戦争指導会議での決定の翌日の六月七日、東郷は鈴木総理について、次のような強い不満と批判を高木惣吉に語っている。

「鈴木総理が何を考えて居られるか判らなくなつた。陸軍は判つて居り予期したところだが、総理は一体国をどこに持つて行かれるつもりか。

腹に別案があつてあんな決定をされるとすれば二重人格で、そんなことが出来るものではない。国民の指導と、政府の方針の決定と混合されては困る」³⁷。

一方、天皇は六月八日のこの御前会議決定については、会議では発言しなかつた。この点について、この会議に出席していた豊田副武軍令部総長は、「思うに陛下は心中深く戦争終結のことを考えて居られたのであろうが、

この会議の内容も結果も御考とは大分かけ離れて居り、自然反問をなされるような御気持になれず、単に形式的に聞いて居られたに違いない」と回想している⁽³⁸⁾。天皇は「独自録」で、六月八日の御前会議決定について、「六月の臨時議會前の御前會議は実に変なものであった。当時、梅津は滿州に出張中で、參謀總長の代りに次長〔河辺虎四郎〕が出席した。政府側の報告に依れば、各般の事情を綜合して戦争はもう出来ぬと判断されてゐるにも不拘、豊田〔副武〕軍令部総長と參謀次長とが勝利疑なしとして戦争継続を主張した。この勝利疑なしとする論拠は政府側の報告と非常に矛盾してゐるが、結局會議の決定は戦争継続と云ふ事になった」と語っている⁽³⁹⁾。

天皇にとって、戦争はもう出来ぬという状況になつてゐるにもかかわらず、いぜん戦争継続を主張している會議の決定には強い不満があつたろう。六月八日の御前會議後、木戸が天皇に拝謁した時、天皇から「これを見ろ」と言われ、御前會議の案を示されたという。この時のことを木戸は次のように回想している。

「普段、それまで御前會議の案は私は大体拝見しておらないんです。そのとき、陛下が『これを見ろ』とおっしゃつたそのお考えは、それまでずっと私は今の戦争を早くやめなさいかんとというようなことを終始お話ししておつたのにも拘わらず、しかも『鈴木内閣はその使命でやっております』ということを申し上げたにも拘わらず、今になってこんな強いものが出てきています、こういうお考えだつたと思つてゐる⁽⁴⁰⁾」。

側近として、天皇の「御軫念」を最も良く理解している木戸は、このように戦争一本槍の政策遂行という御前會議決定を知らされ、本来内大臣のする任ではないが、沖繩決戦の敗北もほぼ決定的となり、戦局も極めて悪化してきたところから、内閣を頼みにしていたのはいつまでたつても戦争終結はできないと判断し、鈴木首相をはじめ陸海外の三相を説いて、六月八日の午後、戦争終結に向つて大転回を敢行せしめんと考え、「時局收拾の対策試案」を起草した、という⁽⁴¹⁾。木戸は、天皇から御前會議の決定を聞いた六月八日の午後、考えはすでにま

っていたので、二時間ほどで一氣に試案を書きあげた、と回想している。⁽⁴²⁾ この木戸試案の概要を示すと、次のようなものであった。

一、まず沖繩の戦局はもはやほ絶望的であり、またあらゆる点より見て、本年下半期以後には戦争遂行能力は事実上ほとんどなくなる。そして本年下半期以後の全国にわたる食糧、衣料等の極端な不足は寒冷に向う季節的關係もあり、容易ならざる人心の不安を惹起し、收拾し態はざることとなる。

二、以上のような観点から、戦局の收拾について、この際、果敢なる手を打つことが今日のわが国における至上の要請であると信ずる。

三、敵側の主要目的は、軍閥打倒であることはほぼ確実である。

四、従つて、軍部から和平を提唱し、政府がこれによつて策案を決定し交渉を開始するのが正道なりと信ずるが、わが国の現状から見て今日の段階においてはほとんど不可能のみならず、この機運の熟するのを待つていたら恐らく時機を失い、遂にドイツの運命と同一の轍を踏み、皇室の御安泰、国体の護持という至上の目的すら達し得ざる悲境に落ちることになる。

五、よつて異例かつ誠に畏れ多いことで恐懼の至りであるが、万民のため、天皇陛下の御勇断を御願申上げ、戦局の收拾に邁進するの外なしと信ずる。

六、具体的には、天皇の親書をもつて仲介国と和平の交渉をするという方法である。たとえば、米英と直接交渉をするのも一策であるが、交渉上のゆとりを取るためには、今日、中立關係にあるソ連に仲介の勞をとらせるのが妥当であろう。

七、和平の条件としては、「名誉ある媾和」は最低限たることはやむを得ざることであるが、その他に、占領地

に駐屯せる陸海軍將兵はわが国において自主的に撤兵し、この場合、武装を現地において抛棄する必要に迫られることがあるかもしれないが、これは交渉の結果に待つこととする。また軍備の縮少については相当程度の要求を迫られることは覚悟しなければならず、国防の最小限度をもって満足する外ないであろう。⁽⁴³⁾

この木戸の「時局收拾対策試案」で、特に注目すべきことは、「天皇の御勇断による戦局の收拾」について言及している点である。ここでは具体的には、天皇の親書をもってソ連との交渉に入ることを天皇の決断について言っているが、木戸は一般的に戦争の終結について、内閣では陸軍の反対によって決められず、最終的には天皇の聖断が必要であることの認識は以前からもっていた。たとえば、東条内閣および小磯内閣で外相を務めた重光葵は、「天皇に対し常時輔弼の責を持つ木戸内府と絶えず、戦争の大勢と平和の恢復について熟議した」とし、その際、木戸と次のようなことを話し合った、という。

「結局、時機到来を見極めて、天皇の絶対命令〔鶴の一声と当時吾々はこれを云っていた〕として終戦を行うの外に途はない。その時期は戦争の大勢が定まる時で、ドイツが崩壊して、日本が三国同盟の義務（日独単独不講和協定の義務）から解放された時を選ばねばならぬ。……その時期の来るまでは、その準備を整うるために各方面に手を尽すこととする。その事については、木戸内府と外務大臣たる記者（重光）とにおいて全責任を負い、宮中は木戸において取り纏め、政府は記者において取り纏めることを固く誓って、その後はこの方針によってそれぞれ動いた。⁽⁴⁴⁾

木戸は、その時期が来たとの判断から、收拾案において和平へ向けての方策として、まず天皇の親書をもって、ソ連との交渉に入ることを天皇の決断の必要性について述べたのである。木戸は和平について、この時局收拾対策試案を書いた際、ソ連を仲介とする道を選んだ理由として、次のように回想している。

「直接米英と交渉を開始するの途あらば、之を第一に採るべきは言を俟たざるところなるが、当時の情勢は軍部は未だ平和交渉には気乗りし居らず。況んや当の敵国との直接交渉は絶対反対の態度をとるものと見るの外なりし。……一面当時余は陸軍の一部に当時未だ中立条約の關係存続せるソ連を介して和平を策せんとせるものあることを聞知せり。従つて此の途をとれば或いは軍を誘導して和平を策することも亦不可能にはあらざるべしと考へたり」⁽⁴⁶⁾。

ソ連に対する和平仲介の依頼については、その実行を当面留保することになったものの、五月十一、十二、十四日の最高戦争指導会議構成員会議で意見一致を見ていたが、東郷外相によれば、鈴木総理がこの会議の決定を上奏するはずであったが上奏を忘れていたため、天皇にも木戸にも対ソ交渉の件は伝わっていなかった。⁽⁴⁶⁾ いずれにせよ、この時期、政府と宮中の双方から、別個にソ連に和平の仲介をさせるといふ方策がでてきたことは注目すべきである。

六月に入り、さらに沖縄の戦争は絶望的になるとともに、人心の不安も高まるという中で、無条件降伏だけは何としても避けたいとの考えより、藁をも掴む心境で「名誉ある講和」を求めて、その成功の可能性とソ連に対する信頼度も低くくても、ソ連に頼らざるをえなくなり、政府、宮中ともにソ連の仲介による和平への最後の期待をかけたのである。

木戸は、翌六月九日天皇に拝謁し、自ら起草した対策試案につき詳細に言上して、首相、陸海外の三相と協議することについて天皇の御許しをえたという。その際、天皇の反応について、木戸は「私の進言については深く御満足の様に拝され、私に対して速やかに時局收拾対策に着手する様にとの仰せを戴いた」と記している。⁽⁴⁷⁾ 木戸は、天皇の許可をえて、まず六月十三日、米内海相と鈴木首相に「時局対策試案」を示し同意をえた。次に六月

十五日は東郷外相に会い、戦争收拾策について天皇のお許しをえた経緯を話して、至急具体的に立案方を東郷に依頼した。木戸は時局收拾策について東郷と懇談したことについて、大要、次のように語っている。

東郷外相とは以前よりこの問題については話し合ったこともあり、方針には異存はなかったが、ただ外相は最近御前会議（六月八日の会議）において強硬な継戦の方針の決定がなされたばかりであり、この会議決定の關係で、事務的に見れば外務省としてはなかなか困難な立場であるとのことであった。私としては、もちろんその点に気付かぬ訳ではなく、むしろその決定がなされたればこそ、こんなことをして居る様ではいけないと異常の決意をなさしめられたのである。それ故に、私としては外務大臣の仕事のやり易くなる様に、できるだけの尽力をするから、外相として具体的な案の作成に至急取り掛かりたいと依頼した。⁽⁴⁸⁾

以上、木戸は米内、鈴木、東郷といった和平派の人達に会って、時局收拾案の了解を得たが、木戸にとつて最大の難問は継戦派の阿南陸相の説得であった。木戸は六月十八日阿南に会い、時局收拾案について懇談した。その懇談の際、阿南の沖繩戦の帰趨、前途の見透し等については木戸と大体同様の観測であったが、阿南は「唯敵が本土作戦を敢行する場合に一大打撃を与えて然る後に戦争を終結に導くを可とすべし」と述べたという。これに対して木戸は、「米軍は目下本土上陸作戦のため苦心せる処なるが、この展開を終わらる後は簡単なる条件では応ぜないであろう。結局は玉碎すると言う処迄行く外なく、かくの如くんば国体護持も覚束なくなるであろう。この点が陛下の最も御軫念遊ばざる点である」として、阿南を説得しようとした。その結果、木戸は「かくて阿南陸相は私の平和対策に同意せられた」というように語っている。⁽⁴⁹⁾

しかし、阿南は必ずしも木戸の説得に応じ、木戸の時局收拾案に同意したわけでもなかった。木戸は一九四九年五月、GHQ歴史課のインタビューに答えて、この阿南との懇談について、次のようにやや詳細に語っている。

「私は時局收拾対策試案を読んで説明してから、戦争の前途は見込みがないじゃないかと言ったところが、阿南は大体君の云う通りだ。君の立場としては無理はないと思う。併し軍部としては本土決戦は是非やって見たい。本土決戦でうんと敵を叩いてそれからならば和平も有利に出来はしないか、と云う話です。

私はそれまでに各方面の情報によって本土決戦の準備と云うものについて色々聞いて居ったけれども、その準備は凡て非常に手遅れでどうにもならん状況であることを知って居た。そう云う状況だから私は阿南に本土決戦は駄目だ君は本土決戦をやり度いかも知れませんが、陛下の御心配も実は本土決戦迄戦争を続けたら駄目だと云う点にある」。

これに対して、阿南は「君の意見を聞いてよく考えよう」と言った⁽⁵⁰⁾。つまり、阿南は、天皇も木戸の時局收拾策案を承知していると木戸から聞いたことから、木戸の案を拒否することを明言出来なかつたので「考えて見よう」と言ったのであり、決して案に同意したわけではなかつた。阿南陸相はいぜん本土決戦で敵に打撃を与えて、和平を有利にするとする「一撃和平論」の立場を変えておらず、以後も阿南のこの本土決戦の主張は、和平の最終局面にいたるまで一貫して変わっていない。

六月十八日、最高戦争指導会議構成員会議が開かれた。東郷は木戸からも時局対策收拾案の説明を受けていたから、会議において、宮中でも戦争終結の希望があることを述べ、過日実行延期となった申合せ第三項（ソ連に和平の仲介をさせるといふこと）の急速実施を申し出すと共に、広田氏とマリクとの交渉状況につき報告した。また日本としては、米英が無条件降伏の主張を固守する場合、戦争の継続は致し方ないが、われに相当の戦力がある間に第三国、殊にソ連を通して和平交渉に入り、米英との間に少なくとも国体護持を包含する和平をなすことが適当である、と述べた。そして会議では、ソ連の態度を七月上旬までに偵察した上、かなり速やかに戦争終

結の方途を講ずることに大体意見が一致した、という。⁽⁵¹⁾

東郷外相は六月二十日参内して、天皇に、「一昨日鈴木総理と打合せた通り、構成員会合の申合せにつき『ソ』連と交渉に入る目的および仲介者として『ソ』連を適当と認めたる理由、並びに『ソ』連に対しては、このさい思い切った代償を提供することに話合いたること、かつまた広田氏に交渉を依頼せる経緯およびその後の経過につき詳細上奏した」という。この東郷の上奏に対して、「陛下は右は戦争終末の關係上まことに結構な措置と思う。戦争に就ては最近参謀総長、軍令部総長および長谷川大将の報告に依ると、支那および日本内地の作戦準備が不十分であることが明らかとなったから、なるべく速やかにこれを終結せしむることが得策である、されば甚だ困難なることは考えるけれど、なるべく速かに戦争を終結することに取運ぶよう希望する」と御沙汰を拝したと東郷は記している。⁽⁵²⁾

天皇は六月九日、満州方面視察旅行から帰ってきた梅津参謀総長から、「在満支兵力は皆会わせても米の八個師分位の戦力しか有せず、しかも弾薬保有量は、近代式大会戦をやれば一回分よりない」との視察報告を受けた。⁽⁵³⁾ 天皇は、梅津のこの奏上について、「独自録」で「梅津は会議（六月八日の御前会議）の翌日満州から帰ってきたが、その報告に依れば、支那にある我が全勢力を以てしても、米の八ヶ師団にしに対抗できぬ状態であるから、若し米が十ヶ師団を支那に上陸させたら、到底勝算はないと語った。梅津がこんな弱音を吐くことは初めてであった」と語っている。⁽⁵⁴⁾ 六月十一日、木戸は天皇より、この梅津の奏上について聞き、日記に「拜謁（御文庫）、支那総軍の装備の現状等につき御話あり、頗る遺憾なり」と記しているが、⁽⁵⁵⁾ 日記に関する覚書の中で、木戸はこの件についてやや詳しく次のように書いている。

「之は梅津参謀総長が大連で支那総軍と会議したる結果を奏上したることにつき御話ありしことにして、其

折りの御話では、支那総軍の装備は大会戦をなすとせば一回分にも充たない装備を有するに過ぎないと云ふこととで、これには陛下も事の意外なるに御驚きになり、その御話があったのである⁽⁵⁶⁾。

また六月十二日には、長谷川清海軍大將が、海軍特命検閲使として、巡察した結果を天皇に報告した。長谷川は主要次のようなことを天皇に上奏したという。

各処各部隊を査閲して来た結果に依れば、士気は振って居るけれども、物的面に於ては不充分の点が多く深く考えさせられるものがある。(中略)

海軍各部の現状では人的にも物的にもそして質的にも量的にも顕著に低下の一途を辿りつつある。勿論責任者は涙ぐましい努力を傾注して居るけれども、その努力を以てしても米国の龐大な力に対しては如何ともなし難い段階に達して居るように思われる⁽⁵⁷⁾。

長谷川は、このように上奏した時の天皇について、「当日の陛下は御髪の乱れなどすら見られ何か深く御心配をして居られるように感ぜられたが、私の説明に対しては御熱心に耳を傾けられ、如何にも同感だと云うような表情を示された。最後に『そうだろう私にもよく解る』と云う意味の御言葉を賜った」と語っている⁽⁵⁸⁾。天皇は「独自録」で、「国内の軍需生産状態はどうかと云ふと次の様な貧弱さである、軍需工業の視察特命使として、米内が長谷川〔清〕大將を派遣した事があるが、その視察報告によると、一日五十本の魚雷を作つてみた工場がたった一本しか出来ぬ有様、海軍の所要魚雷を是非とも作らうとすれば、陸軍の工場迄も全部海軍に廻はさねばならぬと云ふ、かくなつては国は守れぬと私は思った」と語っている⁽⁵⁹⁾。

天皇はすでに一撃和平論の不可能なことを知っていたが、いぜん陸軍および統帥部が本土決戦を強く主張していたところから、可能性は低いが本土決戦で敵に打撃を与えて、無条件降伏ではないわずかでも有利な条件下で

の和平を考えていたかもしれない。しかし梅津、長谷川の視察報告によって、もはや本土決戦で敵に打撃を与えることは不可能であることを知り、一撃和平論の立場をすて、急速和平に傾き、六月二十日、既述のとおり、東郷外相に速やかに戦争を終結するよう取り運ぶよう措置することを命じたのである。

木戸は、六月十五日、東郷に時局收拾案を説明した際、東郷から六月八日の御前会議の戦争継続の強硬な決定がなされた以上、外務省としては和平推進へ向けて動くことが難しいとの苦情を受け、東郷に外務大臣の仕事がやり易くなるよう出来るだけの尽力をするから、外相としては具体的な和平案の作成に至急取りかかってほしいと要請した。⁽⁶⁰⁾ また六月二十日、首相からも木戸に、六月十八日の最高戦争指導会議構成委員会議で、陸軍大臣および統帥部の両総長は本土決戦に期待をかけ、その戦果の上に平和交渉をするのがよいとする意見を述べたものの、会議ではともかくも平和への機会を得る努力をすることに異存なく、一同の意見の一致を見たとの報告があった。この首相の話しを聞き、木戸は直ちに天皇に拝謁して、首相の話しを言上し、「尚斯くの如く話が順調に進みたる以上、東郷外相の心配せる御前会議の決定（六月八日の決定）との関係もあり、最高指導会議の構成員を御召願ひ、親しく戦争の收拾につき御下命を願ふを可とすべしと考え、其の旨申上で御許を得た」と書いていた。⁽⁶¹⁾ この間の事情について、後日、GHQ歴史課のインタビュアーに答えて、木戸は異例ともいえる天皇による御前会議召集の意図について、もう少し具体的に次のように語っている。

「如何に陛下の思召は和平にありと云うことを伝えてもそれが間接に伝えるだけでは本土決戦論者を完全に押さえることは出来ないから、この機会に陛下から最高戦争指導会議構成員のお召をいただいで直接に和平促進の思召を表明して貰うことにしようという考えを起して、その考えを陛下に申上げたくんです。すると陛下は直ちに賛成せられました。それで実は六月二十二日の御前の集まりがあつた訳なんです」。⁽⁶²⁾

かくして、木戸の上奏により、六月二十二日、天皇は宮中に最高戦争指導会議の六相を呼び、御前会議が開かれた。

天皇は冒頭「先般（六月八日）の御前会議決定に依り、飽く迄戦争を継続すべきは尤ももとのことなるも、亦一面時局收拾につき考慮することも必要なるべし。右に関する所見如何」と発言したが、しばらくの間、進んで奉答するものがなかったところから、天皇は首相の所見はどうか、と問うた。鈴木首相は「飽迄戦争完遂に力むべきは勿論のことなるが、之と併行して外交上手を打つことも亦必要なりと思考す」と奉答した。そして首相は海相の見解を問うた。米内海相は、大要これは外務大臣よりまづお答えするのが順序であると考えるが、われわれ六名はすでに対ソ問題につき討議をし、三項目について結論をえ、その第三項目で、ソ連に戦争終結の仲介をさせることに一応の合意を見ていたが、当面この第三項目の実施については時機の到来を待つということにしています。しかし今やその発動の時期であると考え、第三項目について速やかに着手することを要す、と奉答した。東郷外相は、天皇にはすでに六月二十日に詳細に上奏したが、さらに構成員全部の集合において上奏して置くのは一段と好都合であると思ったので、大体同じことを繰り返し申し上げた、という。

次いで梅津参謀総長に対し、「軍部の所見如何」との御下問があり、梅津は和平の提唱は内外に及ぼす影響が甚大であるから、充分事態を見定めたうえに慎重に措置する必要があると思ひますと奉答した。この梅津の所見について、東郷の手記によると、天皇は「慎重に措置すると云うのは、敵に対し更に一撃を加えた後にと云うのはあるまいねとのお質ねがあったが、その意味でないことを（梅津は）言上した、⁶³という。さらに、天皇は陸軍大臣の所見を問うたが、阿南陸相は「別に申上げることはありません」と奉答した、⁶⁴という。豊田軍令部総長ももちろん会議に出席していたが、豊田は手記に、天皇は「最後に私を御指名にならず、他に意見のあるものはな

いかと言われた。私は梅津大臣と同じ意見であつて特に申し上げることもないので黙っていた」と記している。⁶⁵

天皇は、通常御前会議では意見を述べないが、以上見てきたごとく、この会議では木戸の上奏どおり、天皇は和平の意思を直接最高戦争指導会議の構成員に伝えた。構成員の六相の中で「天皇の思召」に異存を述べるものは当然のことながら誰もいなかった。ここに初めて、ようやく公式に日本政府は戦争終結に向けての活動を始めることになった。この会議から帰つて来た鈴木首相は、側近の迫水久常書記官長に対して、「今日は、陛下から、われわれが内心考えても、口にだすことが憚られることを率直におおせられて、まことにありがたいことである」と語っている。⁶⁶一方、米内海相は会議翌日の六月二十三日、高木に「問題はこれからが難しいと思う。方針が決つても、具体的にどう持つて行くかということになると、中々容易ではない。今迄はまあ大したことはなかった。これからが問題だ。自分はA（陸軍）の下の方の動きは知らぬが、場合によっては二・二六のようなことがないとは限らぬ」と語っている。⁶⁷

(五)特派使節の派遣

和平派の人たちは、米内のこのような懸念を有しながら、ともかくもこの御前会議での方針決定を受けて、東郷外相は、天皇の意を体した木戸内府と密接な連携を維持しながら、政府内の米内海相の支持をえて、早期の戦争終結へ向けての行動を開始する。ただ戦争終結へ向けての方策といつても、当時具体的にはもはや無条件降伏以上の媾和に導きうる外国ありとせばソ連以外にはないと考え、東郷はすでに広田元首相に依頼して、駐日ソ連大使のマリクとの間で、六月三日以降対ソ交渉を始めていた。しかし一向に交渉が進展せず、交渉は中断したままであつたが、六月二十二日の御前会議決定を受け、東郷は中断状態にあつたマリクとの会談の再開を決めた。

そして六日二十三日に東郷は広田を訪ね、「陛下の御思召をも詳報し、うんと突込んでやって貰ひたい」と述べ、会議の再開を督促した。東郷の対ソ交渉のこの時点での基本的な考え方は、「腹を探りつつ両国の関係を改善し且一般和平の仲介を導かう」とするものであったが、マリクは一向に腹を明かさず、再開したものの、何ら会談は進展を見なかった。木戸の時局收拾案では、「天皇の親書をもって仲介国と和平交渉をする」となっており、木戸はソ連への特派使節派遣を視野に入れていたと考えられるが、東郷はそれとは異なり、すでに行われていた広田ルートとのマリクとの交渉を優先させ、広田・マリク会談の再開を決め交渉をすすめた⁶⁹が、成果を見ず、対ソ交渉のやり方を変えざるをえなくなった。その事情について、東郷は書いている。

「国際状況に於ても、連合国側の連携は益々緊密を加え、……近く米英『ソ』三国巨頭が『ポツダム』に会合することが伝えられ、日本の地歩は益々困難となる状況が明瞭であったので、自分は右巨頭会議開始前に媾和に入る足場を作りたいと思つた。然るに広田『マリク』会談は、我が方から督促を加えるけれども進捗を見せない。(中略)これではこの会談は到底進展の見込みなしと認めた。それで七月に入った後は、急速に『モスコ』に対し、戦争終末に関する措置を採るための特使を送ることを考究して総理との間に協議を進めた⁷⁰」。

それでは、特使として誰をモスクワに派遣するかということについて、東郷は鈴木首相に近衛公が最も良いと言つたところ、鈴木首相も賛成したので、東郷は七月八日、軽井沢にいた近衛公に会つて、特使の派遣の趣旨を説明し、モスコウ行きについて近衛の内諾を取り付けた。その際、近衛公から出発の際にはあまり窮屈な条件を押し付けられるのは困るという話があった、という⁷¹。翌九日、帰京後、東郷は鈴木首相に近衛公との会談の次第を報告したが、その時鈴木より、東郷に七日天皇から戦争終結を取急ぐため、ソ連へ特使を派遣することにしたかどうかとの御沙汰があったので、外務大臣がその意向で近衛公とも会談しておりますから、その帰京を俟ち至

急取運ぶことに致しますと申し上げたとの話があった。⁽⁷³⁾

翌十日、最高戦争指導会議構成員会議が開かれ、会議では、東郷によると、まず、総理から天皇の思召の次診が披露された、という。次いで東郷は「広田『マリク』」会議が進展しないので、ソ連の態度につきましては未だ充分の偵察を為し得ないのであるが、戦局益々不利となつて来た以外に、米英『ソ』三国会議が近く開始せらるる模様であるから、このさい直ちに戦争終結に関する大御心を伝えるのでなければ時機を逸する虞れがあるので、数日來総理と協議を重ねた次第である」ことを述べた、という。そして、会議では「種々論議があつたが、結局戦争終結に関する大御心をソ側に伝え、その影響を見つつ特派使節派遣を運ぶことに打合せを了した」という。⁽⁷⁴⁾このように、一応和平に関する天皇の意思をソ連側に伝え、その結果を見つつ特派使節を派遣するという点で、構成員会議で合意を見たが、この時点ではソ連に和平の仲介を依頼するということはあくまで伏せつつ、ソ連に対して日本側の和平の意思を伝えて、ソ連の反応を見ようというものであった。

東郷は、七月十一日、在ソ佐藤尚武大使に電報（第八九〇号）を送り、至急モロトフ外相と面会の上、広田・マリク会談に対するソ連側の意向を突きとめると共に、ソ連を戦争終結に如何に利用し得べきかを隠密裡に打診すべき旨訓令した。そしてソ連側との会談において、我が方の意図がソ連を戦争終結に利用せんとするに在るが如き印象を与えないよう留意するようにと注意した。ただ、東郷は同日の追電（第八九一号）で、「往電第八九〇号で述べた末段の次第（ソ連を戦争終結に利用せんとする印象を与えないよう留意すること）あるもこの際戦争終結に関する我が方の一般的態度をソ連側に明らかにし」、「これに対するモロトフの反応について至急回電ありしと訓電した。⁽⁷⁵⁾

しかし、事態の推移は、佐藤大使よりのモロトフとの会見電報が来るのを待つのを許さざる状況になつてきた

とし、東郷は、三国会談開始前にソ連に対し戦争の終結に関する大御心を伝えておくことが適当と考え、七月十日、次のような趣旨を直接モロトフに説明するよう佐藤に指示した。

「天皇陛下に於かせられては、今次戦争が交戦各国を通じ国民の惨禍と犠牲を日日増大せしめつつあるを御心痛あらせられ、戦争が速かに終結せられんことを念願せられ居る次第なるが、大東亜戦争に於て米英が無条件降伏を固執する限り帝国は祖国の名誉と生存のため一切を挙げ戦ひ抜く外無く、これがため彼我交戦国民の流血を大ならしむるは誠に不本意にして、人類の幸福のためなるべく速かに平和の克服せられんことを希望せらるる」。

そして、「右御趣旨をもつてする御親書を近衛文麿公爵に携帯せしめ、貴地に特派使節として差遣せらるる御内意」であるから、「右の次第を『モロトフ』に申し入れ、右一行の入国方につき大至急先方の同意を取り付けらるる様致されたい」と訓令した。⁽⁷⁶⁾ 東郷と佐藤の往復電報はすべて米軍諜報機関によって解読され、特にこの七月十二日の電報（第八九三号電）は、米軍の首脳部によって天皇が和平へ向けて動き出したとして注目された。日本側は暗号電文が米国によって解読されていることは知らず、東郷はこの電報によって、天皇の和平への意向と同時、無条件降伏は受け入れられないとするメッセージをソ連に伝えることによって、ソ連が無条件降伏ではない和平の仲介に乗り出してくれることを期待しつつ、他方ポツダムでソ連側から米英の首脳に日本の天皇の和平についての意思と無条件降伏は日本としては断固受け入れられないとの日本の立場がソ連によって伝えられることを期待したかもしれない。

七月十三日、佐藤大使は早速東郷の訓令に基づき、モロトフ外相に面会を申し入れたがモロトフは「如何にするも都合付き兼ねるに依り『ロゾフスキー（外相代理）に用向きを伝えられたき』巨返事あり」、佐藤は十三日午後

五時ロゾフスキーに会い、十二日の東郷電（第八九三号電）の聖旨を露文に訳し、モロトフ宛に至急渡してほしいと依頼した。なお佐藤は「今回は特に陛下の御内意に依り派遣せらるるものなる点『ソ』連政府において特に含み置かれたき旨申し入れ、且日本政府においては本件に対する『ソ』側の主義上の同意文にても急ぎ承知したき希望なるにつき、出来得れば『モ』の出発前回答を得たい」と言った。ロゾフスキーは、ソ連政府の一部は今夜中にも出発のほずで、モロトフの出発前回答は事実上不可能であると言った。それに対して、佐藤はさらに食い下り、わが方の特使一行の準備もあるので、モロトフの出発前回答が間に合わない場合、直接ベルリンと電話で連絡の上、返事を希望すると述べたので、一応ロゾフスキーはそのように取り計らおうと答えたといふ。⁽⁷⁷⁾

しかし十三日深夜、ロゾフスキーは、外務部日本課長ゲネラーロフを通じて、『スターリン』及び「モロトフ」の出発により回答は遅延するにつき了承ありたき旨』を佐藤に伝えてきた。このロゾフスキーからの返答を受け、七月十五日、佐藤は東郷宛に大要、次のような意見書を打電した。まず、佐藤はスターリン・モロトフのベルリンへの出発まで時間的余裕があったにもかかわらず、ソ連側が日本の申し入れに回答するのを避けた理由がいくつか考えられるとし、例えばその一つとして、「日本側が無条件降伏若しくはこれに近き講和を提議するなれば格別なるも、左にあらずして所謂『ネゴシエイテッド・ピース（交渉による和平）』を考へ『ソ』連の仲介斡旋を要望せんとするにあらずやとの懸念あるべく、この場合『ソ』連としては到底受諾し難し」とソ連は考えてるのでないかという。そして佐藤は「講和条約を談判せしむる方法は『ソ』連としては支持し得ざる所にして結局帝國において真実戦争終結を欲する以上無条件又はこれに近き講和を為すの他なきこと真に己むを得ざる所なり」との見解を述べた。⁽⁷⁸⁾

これに対して、東郷外相は、七月十七日、佐藤大使に大要、次のようなソ連との交渉についての日本政府の立

場を説明する電報（第九一三号）を打電した。

現下の局面において、日ソ親善を強化し、かつ戦争終結にソ連を有効に利用するのは固より困難であることは明らかであるが、敢えてこれを行うは時局の要請上止むをえないことである。わが方としては、ソ連に對日參戰させないだけではなく、これをわが方に有利に誘導するためにソ連の希望をも大幅に容認する決意の下に本件交渉に当りつつあることは、すでに知らせた通りであり、日ソ親善強化の交渉は戦争終結に對するソ連の誠意ある斡旋を誘導する基盤として、かつまた対米英交渉の地歩を強化するためにも必要と考えており、また戦争終結についてはソ連の態度を打診するに止まらず誠意ある斡旋をさせるよう誘導するよう努むべきである。

二、わが方の戦力は今なお敵に相当の打撃を与えることができるといふことは、統帥部のみならず政府においても確信しているが、敵に對して必ずしも万全とのみ安心できないので、いまだ戦力維持されている今日、米英が日本の名譽と存立を認めるならば、戦争を終結して、戦争の惨禍より人類を救いたいと考えている。ただ敵があくまでも無条件降伏を固執するのであれば、日本としては一丸となり徹底抗戦する決心であるので、ソ連に依頼して無条件降伏に等しい斡旋を求めているものではないことは、特に御承知置あるように⁷⁹。つまり、佐藤は、ソ連は交渉による和平の仲介はしないだろうとし、結局のところ日本として戦争終結を考えるとすれば、無条件降伏またはこれに近き講和をなす以外にないとの意見書を東郷に送ったが、東郷は佐藤にすでに訓電したように、戦争終結についてソ連に和平の斡旋をさせるように努むべきであり、もし敵が無条件降伏をあくまで主張するなら徹底抗戦する決心であり、従ってソ連に依頼して無条件降伏に等しい斡旋を求めているのではないことをよく承知してほしいと佐藤に返電したのである。

東郷外相と佐藤大使は、戦争終結の方法、条件に関して、見解を異にしていた。佐藤は「『ネゴシエイテッド・ピース』については今回の戦争は大東亜戦争についても講和談判を以て戦争終結の条約に到達するは当初より米英殊に前者（米国）の強く排除し居る所」と観測していたように、交渉による和平を排除した米国の無条件降伏原則の固い意志について認識していた。従って佐藤は米英との和平に関して、無条件降伏またはこれに近き講和をなすことは止むをえない、としたのである。⁽⁸⁰⁾佐藤は「本使（佐藤）の所謂無条件又はこれに近き講和とは帝国の国体擁護問題を除外してのことたるや論なく、国体問題は仮令ソ側に貴電に依る申し入をなす場合においても七千万国民の絶対的要望として強く印象付くる様努力の要あることはもち論の儀にて」と東郷に言っている⁽⁸¹⁾ように国体擁護を唯一条件としての講和を考えていた。この佐藤の戦争終結に関する見解は終始一貫変わらなかった。一方、東郷はまだこの時点では外相としての公式立場として、敵に相当の打撃を与えうる戦力を維持していることを確信していると述べている⁽⁸²⁾ように、敵に打撃を与えて無条件降伏でない条件付の和平交渉に持ち込むという「一撃和平論」の立場を完全には捨てていなかったと思われる。従って無条件降伏は受け入れられず、交渉によって米英が日本の名誉と存立を認めるような条件での和平を期していた。それは国体擁護はもちろんのこと、それ以外にも米英が「日本の名誉と存立」を認めるいくつかの条件での戦争終結を東郷が考えていたので、佐藤の国体擁護を唯一条件としての和平提案には同意しなかったのである。すなわち、東郷は国体擁護だけでなく米英が日本の名誉と存立を認めるいくつかの条件でもって、本土決戦を強硬主張する陸軍および統帥部を説得して戦争終結に持ち込むという和平構想をもっていた。よって、東郷は出先の佐藤大使とは違って、外相として、また最高戦争指導会議構成員として、継戦派の陸軍と統帥部の関係者と日々直接接触し、彼らの強硬意見を聞いていたので、彼らの反対を抑えて和平に持ち込むために、彼らの意見にも一部耳を傾けざるをえなかったのである。

東郷が明確に佐藤と同じ国体護持のみの一条件でもって戦争終結の方針へと転換したのは、おそらく広島、長崎への米国の原爆投下とソ連の参戦以後のことであつたらう。

さて、東郷は七月十八日宮中に参内し、すでに開かれているポツダム会談に対する所見ならびにソ連に対する施策につき天皇に内奏した。その際天皇より、日本の申し入れがソ連首脳部に届いたかという質問があり、東郷は「和平に関する大御心は、十三日午後五時佐藤大使より申し入れ、スターリン・モロトフは十四日午後莫斯科^{モスクワ}を出発したのでありますから、我が方の申し入れは両人に届いたことは明瞭と認めらるる旨」を言上した。それに対して、「陛下は右の結果がどうなるかは相手のあることであるし、かつ日本の運命によっても決せらるるわけ、如何になるとも致し方なき次第であるが、我が方申し出を先方に間に合うよう伝え得た事はまことに結構であつたとの御言葉があつた」といふ⁸⁸。

東郷が天皇に内奏したように、日本側の申し入れはスターリンとモロトフに伝わっていた。七月十八日ポツダムで、トルーマンとスターリンの会談が行われた際、日本側の申し入れについて、同席した米国側通訳のポーレン覚書によれば二人の間で次のような会話が交わされている。

「スターリンは、日本側からの一通の通信文を受け取ったと言ひ。彼は日本の天皇からのメッセージを記した日本の佐藤駐ソ大使からの電信のコピーを大統領に手渡した。……スターリンは、大統領にこの通信文に答える価値があるかどうかを問うた。大統領は日本の誠意については何ら敬意の念をもっていないと答えた。スターリンは、ソ連は日本と戦闘状態にはなく、日本をこのまま寝かしつけておくことが望ましいと言ひ、提案されている近衛特使の正確な使命は明らかでないことを指摘して、おそらく一般的なあいまいな回答をするこゝたにならうと言つた」⁸⁹。

スターリンはヤルタでの約束に従って、極東での權益をうるため、対日参戦をすでに決めていた。もはや天皇から和平のメッセージがあつても、スターリンは自分の立場は変わっていないことをトルーマンに伝えるため、日本の天皇のメッセージの件を話したのである。またスターリンは、この件についてトルーマンに黙っている、と、前日（十七日）のチャーチルとの会談で、スターリンがチャーチルにこの天皇のメッセージを伝えた際、「ソ連政府が和平の仲介者として行動することを望んでいると大統領に誤解されることを望まない」と言っていたように、その意味でもスターリンとしては、大統領に日本のメッセージについて伝えておく必要があつた。さらに、米英が直接日本と交渉して、和平を秘密裏に取り決めてしまうことを懸念し、よつてスターリンは日本の申し入れに対するソ連の立場をトルーマンに明らかにし、米英のソ連抜きをけん制しようということがあつたかもしれない。たしかに、これは米英側からではなく、以前日本が、スエーデン側からの発意によつて、米英と直接和平の交渉を試みてはどうかという話があつたことは事実であり、ソ連もこの情報をえていた。外務省の「日ソ外交交渉記録」は、六月二十九日の広田・マリク会談で、「『マリク』大使は、瑞典に於て日米和平交渉を行ひ居るやの情報ありと述べたるを以て広田氏は右にあり得べからざることにて日本としては将来何事に付けても先づ『ソ』連と話合する意向なりと応酬せり」と記している。⁽⁸⁶⁾

事實は広田がここで述べている通りであるが、マリクの懸念も全く根拠のないことでもなかつた。東郷外相は米英との直接交渉は基本的には考えていなかったが、ただ七月に入りいよいよ情勢が逼迫してきたところから、ソ連との交渉がうまく行かない場合、二次的な案として、米英との直接交渉も視野にあつたかもしれない。事實七月十日、東郷は鈴木首相と木戸内府に近衛公がソ連への特派使節として最適であることの一つの理由として、「ソ連にも米國にもどちらにも行ける人であること」を挙げている。⁽⁸⁷⁾ また特派使節として派遣されることになつ

た近衛自身も「ソ連の仲介による交渉成立に極力努力するも、万一失敗に帰したる時は、直ちに米英との直接交渉を開始するつもりであった」⁽⁸⁸⁾。

ソ連との仲介交渉が失敗した場合、あくまで本土決戦を避けるとすれば、和平派にとって無条件降伏を強いられる可能性が大きくても日本の選択肢としては米英との直接交渉しか残っていなかった。ソ連が当時最も恐れていたのは、日本側の申し出に対して拒否回答をし、選択肢を失った日本が米英との直接交渉の道を選び、ソ連の参戦前に日本が降伏するといったことであり、そうしなければヤルタで約束された「戦利品」が得られなくなることであった。従って、ソ連はすでに参戦を決めていたが、日本にはその意向を隠し、日本側の申し出には明確な拒否回答をせず、どっちつかずのあいまいな回答をして、自らの参戦準備が充分整うまでの時間かせぎが必要と考えた。⁽⁸⁹⁾ まさに十八日のポツダムでのトルーマンとの会談の際、スターリンがトルーマンに「ソ連は日本と戦闘状態にはなく、日本をこのまま寝かしつけておくことが望ましい」と言ったのは、「この時間かせぎ」のことであったことは間違いない。ソ連のヤルタでの約束を知らず、疑念をもちながら日ソ交渉に期待をかけた続けた日本は結果として、ソ連のこの時間かせぎの術中にはまったということになる。

このようなソ連の意図が分からないまま、以後も日本側は交渉を続け、当初の考え通り、ソ連に和平の仲介をさせるべく交渉を続けた。七月十三日、ソ連は天皇の特派使節派遣の申し出に対する回答は遅延すると通告してきたが、七月十八日の夜ロゾフスキーは、スターリンがポツダムでトルーマンに話していた主旨の書簡を佐藤大使に送ってきた。すなわち、「日本皇帝の『メッセージ』中に述べられたる思召は一般的形式を有し何等具体的提議を包含し居らざることにつき貴大使の注意を喚起する」、また「特派使節近衛公爵の使命が何にあるやも亦不明瞭なり」、よってソ連政府は「何等確たる回答をなすことは不可能なり」といったものであった。おそらく、この

ロゾフスキーの書簡はポツダムからのスターリンの指示によるものであろう。このロゾフスキー書簡の電文を佐藤は七月十九日東郷に送った。⁽⁹⁰⁾

これに対し、東郷は七月二十一日佐藤大使に「近衛特派使節の使命は大御心を体し、『ソ』連政府の尽力により戦争を終結せしむる様斡旋を依頼し此に関する具体的意図を開陳する」ことにあり、その旨ソ連側に申し入れ、ソ連政府の特使派遣に同意するよう努力せよ、と訓令した。⁽⁹¹⁾ この七月二十一日の東郷電は遅延したため、七月二十五日になったが、佐藤は東郷の訓令に従って、ロゾフスキーに会い、その会見の様様について東郷に報告した。それによると、佐藤が近衛使節派遣の目的を伝えたのに対して、ロゾフスキーは聴取りだけでは正確を期し難いので書き物にしてほしいとし、さらに明瞭でない点についての質問をしたという。佐藤がその質問に答えると、ロゾフスキーは、問題の機微なる点良く了解せり、又貴大使の申出が極秘のものであることも良く了解したと述べ、貴大使より書き物を受け取り次第直ちに政府に報告し、また政府より何らかの指示があれば直ちに通知すると言ったという。そして佐藤は、このロゾフスキーとの会談について、ロゾフスキーは「終始熱心且鄭重なる態度を以て我方申入を聴取し且政府の回答を約せり」と述べていた。⁽⁹²⁾

この佐藤のロゾフスキーとの会談の報告を受けた東郷は、多少まだソ連の和平の仲介の可能性があると考えたかもしれない。以上のような不毛の日ソ交渉を続けているさなか、七月二十六日、米英中の三カ国共同宣言（ポツダム宣言）が発せられた。

二、ポツダム宣言の「黙殺」

(一) 外務省のポツダム宣言の分析・検討

日本で、外務省関係者がサンフランシスコからのポツダム宣言の最初の放送を聞いたのは、七月二十七日の早朝であった。外務省では早速朝の定例幹部会で、宣言の分析・検討に入った。この幹部会の意見を取りまとめた松本俊一次官は、「私は此の宣言で敵は無条件降伏の条件を示して、日本の最後の反省を促して来たものであるから、日本としては結局之を受諾することに依って戦争を終末させる以外にない。……国民にはかくす所なく全文を読ませ又かりそめにも之を拒否する様な態度は採るべきではない、日本としては此際黙っているのが最も賢明で、従って新聞にはノー・コメントで全文発表する様指導するのが適當であると考えたと述べて、一同の賛成を得て大臣にも伝えた」という。東郷外相は、この意見に賛成し、閣議等でその点を力説すると松本に言った。ただ松本が「近衛公派遣の交渉についても同宣言をソ連側和平斡旋の基礎として呈示することが最上の方策と考えたと安東政務局長とも相談し作った佐藤大使あての訓電案を示したが、大臣はモロトフからの回答を待つべきだ」として採用しなかった⁽⁹³⁾という。

東郷はポツダム宣言について通読して第一に感じたのは、「これが『我等の条件は左の如し』と書いてあるから、無条件降伏を求めたものに非ざることには明瞭であり」、また日本の経済的立場には相当の注意が加えられていた点である。ただ「占領も地点の占領であり、かつ保障占領であつて広汎なる行政を意味していない点は、ドイ逸降伏後の取扱いとは非常な懸隔があることは結構であるが、占領地点が東京等の大都市まで包含しているやに就て疑問があるし、なおまた日本政府の形態の問題にも不明瞭の点があり、その他武装解除、戦争犯罪人にも問題があ

りそうだと感じたという。⁽⁹⁴⁾

東郷は二十七日の朝参内し、天皇にポツダム宣言について詳細に説明し、「この宣言に対する我が方の取扱いは内外ともに甚だ慎重を要すること、殊にこれを拒否するが如き意思表示を為す場合には、重大なる結果を惹起する懸念があること、なお戦争終末については、『ソ』側との交渉は断絶せるに非ざるにより、その辺を見定めたるうえ措置すること可なりと思考する旨」言上した。⁽⁹⁵⁾この東郷の上奏に対して、天皇は東郷に「宣言を其の儘に受諾することは困難と思うが、之を交渉の基礎とすることにしたらどうだ」との御言葉があったという。⁽⁹⁶⁾

次いで同日、午前中に最高戦争指導会議構成員会議が開かれ、東郷は同会議で前期内奏と同様の趣旨を説明したが、席上軍令部総長より、この際本宣言を不都合なりと大号令を発する等の措置然るべきかという意見が出たが、「自分及び総理はこれに反対し」、東郷によると会議では、「結局ソ連の出方を見たる上、これを処理することに意見一致した」という。⁽⁹⁷⁾また東郷は、同日の午後の閣議においてもポツダム宣言につき解説し、最高戦争指導会議での結論どおり、本件の処置は今少しくソ連の態度を見定めたる上に決定すること然るべき旨述べ、閣議では「右の処置方に就てはなんら異論はなかったが、宣言を発表する方法および程度について相当の議論があり」、「結局のところ政府に於ては、この際なんらの意思表示をしないこと、新聞等に対しては情報局でなるべく小さく取扱わしむるよう指導すること、したがってまた事務当局で宣言を短縮して発表せしむることに決定した」と手記に記している。⁽⁹⁸⁾

しかし翌七月二十八日の『朝日新聞』は、まず情報局から指示されたポツダム宣言の要約記事を掲載し、次いで「政府は黙殺」という見出しで、「帝国政府としては、米、英、重慶三国の共同声明に関しては何ら重大な価値あるものに非ずとしてこれを黙殺すると共に断乎戦争完遂に邁進するのみとの決意を更に固めてゐる」と報じた。

同様に同日の『読売報知』も朝日新聞と同じくポツダム宣言の要約を掲載し、「戦争完遂に邁進、帝国政府問題とせず」との見出しで、「帝国政府としてはかかる敵の謀略については全く問題外として笑殺、断乎自存自衛たる大東亜戦争完遂に挙国邁進、以て敵の企図を粉碎する方針である」と報じた。⁽⁹⁹⁾

東郷外相および外務省当局者たちは、宣言については何らの意思表示をせず様子を見ろということ、二十七日の閣議で決定したものと思っていたところから、これらの新聞報道は驚きであると同時に困惑させるものであった。東郷は早速内閣に対して前日閣議で決定したところに相違せることを指摘して抗議した。⁽¹⁰⁰⁾ また一方迫水によると、陸軍、統帥部も新聞のこの程度の発表ではだめで、断乎たる明確な政府の反駁声明を求めてきたという。⁽¹⁰¹⁾

東郷は二十七日の最高戦争指導会議および閣議において、ソ連の出口を見守った上、宣言について処理を決めるとする自らの考えは一応合意されたものと理解していたが、陸軍および統帥部は東郷のこの考えを必ずしも了承していたわけでもなかった。最高戦争指導会議構成員会議で軍令部総長から、また閣議では陸相から異論が出ており、彼らは東郷の考えに納得していなかった。それに加え陸軍省の中堅幹部からも、前線からポツダム宣言に対して断乎反対の決意をなぜ表明しないのか、このような状態では、とうてい前線の士気は維持できないといってきたり、なんとか手を打ってほしいと申入れしてきたという。迫水は陸海軍からのこのような要求を阻止しきれなくなったところから、二十八日の朝宮中で大本営政府情報交換会（外相は他用で欠席）が開かれた際、別室に陸海軍両大臣、統帥部の両総長に集まってもらい、ポツダム宣言に対する日本政府の態度表明について協議してもらったという。この協議について書記官長として同席していた迫水は、次のように回想している。

「私は米内海軍大臣に『陸軍大臣・参謀総長、軍令部総長など、みなポツダム宣言についてなにか政府の見

解を表明せよと迫られますが、外務大臣は絶対にいけないといっておられますから、あなたから、この三人によく話して下さい』と申入れた。米内海相は気軽に引受けて、別室で四人の会議が開かれた。米内海相は、……他の三人を説得しようとしたが、三人はどうしても承知せず、このままでは軍の秩序を維持できないとさえいうので、米内海相は私を顧みて、公式の政府発表というのではなく、なんか首相の新聞記者会見の際（その日首相の記者会見が予定されていた）、首相がさり気なくなにかいうような方法はどうかと相談された。三人はそれでは弱すぎるといつて反対したが、結局この会談に鈴木首相も参加を願って、さらに協議した結果、午後の記者会見のとき、軽くふれることに決定した」。

そして「軽くふれる」といつても午後記者会見でどういうふうに関首相が発言すべきかについて、迫水は陸海軍の両軍務局長と協議した結果、「結局、記者側から『ポツダム宣言に対する首相の考えはどうか』と質問させ、それに対して首相が『ポツダム宣言は、カイロ宣言（昭和十八年十一月）の焼直しであり、政府としては重要視しない、黙殺するだけである』という要領で答えることになった」という。⁽¹⁰²⁾

この迫水らの筋書き通り、鈴木首相は、二十八日午後首相官邸において、内閣記者団と会見し、ポツダム宣言について記者の質問に対して次のように述べた。

「私はあの共同声明はカイロ宣言の焼直しであると考へてゐる、政府としては何ら重大な価値あるとは考へない、たゞ黙殺するだけである、我々は戦争完遂に飽く迄も邁進するのみである」。⁽¹⁰³⁾

この記者会見での発言について、戦後鈴木は自伝で次のように語っている。

「この宣言にたいしては意思表示をしないことを決定し、新聞紙にも帝国政府該宣言を黙殺するという意味を報道したのであるが、国内の世論と、軍部の強硬派は、むしろかかる宣言にたいしては、逆に徹底的反発を

加え、戦意昂揚に質すべきであることを余に迫り、なんらかの公式声明をなさずして事態を推移させることは、いたずらに国民の疑惑を招くものであると極論する者さえ出て来る有様であった。そこで余は心ならずも、七月二十八日の内閣記者団との会見において『この宣言は重視する要なきものと思う』との意味を答弁したのである。

この一言は後々に至るまで、余の誠に遺憾と思う点であり、この一言を余に無理強いに答弁させたところに、当時の軍部の極端なところの抗戦意識が、いかに冷静なる判断を欠いていたかが判るのである⁽¹⁰⁾。

この鈴木⁽¹⁰⁾の回顧談で注目すべきは、「黙殺」と言ったことではなく、「重視する要なきものと思う」との意味を答弁したことが間違っていたと述べている点である。鈴木は「黙殺」という言葉については「ノー・コメント」ということであり、宣言について意思表示しないという意味に理解していた。従って、「黙殺」という言葉を用いたことについて、閣議決定から外れたものと、彼は考えていなかったと思われる。また閣内にあつて常に東郷外相を支持していた米内海相も、ポツダム宣言について七月二十八日高木に「政府は黙殺で行く。『あせる必要はない』と述べている⁽¹⁰⁾」ところから、「黙殺」の意味を「ノー・コメント」と同義語と理解している節があり、従って鈴木首相と同じく、「黙殺」で行くと言ってもそれは閣議決定から外れていないと考えていた。

しかし、東郷および外務省の幹部たちの「黙殺」の解釈は違っていた。たとえば外務省の情報の責任者であった太田三郎は、「政府としては、ノーコメントで様子を見ようということでした。ところが二十八日の朝の新聞を見て困ったと思った。……一部の新聞は見出しに「黙殺」という言葉を使っている。つまりコメントが顔を出している」と述べているように、「黙殺」という語はノー・コメントではなく、宣言に対するコメントにあたる⁽¹⁰⁾との解釈をしている。これは東郷をはじめ外務省関係者の一致した解釈であったという。従って東郷外相は、二十八

日の新聞を見て、内閣に対して前日の閣議決定に反するとして抗議した。しかしこの抗議にもかかわらず、既述のごとく軍部の圧力に押され、二十八日午後の記者会見で、鈴木首相は宣言について黙殺すると明言した。東郷は再度強く抗議したが、「取消しの方法はないとのことでそのままとなった」と記している。¹⁰

迫水によると、「黙殺」という語はだれもが使う「ノー・コメント」という程のことであったが、国策機関として知られる同盟通信社が、このニュースを海外に放送するについて、鈴木首相が記者会見で述べた「黙殺」という語を「イグノー（無視する）」と訳し、それを海外の新聞が「リジエクト（拒否する）」という言葉で報道されてしまった、という。¹¹鈴木首相も、外務省関係者とは違い、「黙殺」を「ノー・コメント」のつもりで言ったのであるが、それを海外では「拒否」として報道されたことは予想外のことであつたらう。ただ鈴木は記者会見で、「共同宣言はカイロ宣言の焼直しだ」と述べ、「政府としては何ら重大な価値あるとは考へない」と言い、さらに「たゞ黙殺するだけである」とし、そして「われわれは戦争完遂に飽く迄も邁進するのみである」と発言しているので、「黙殺」発言だけが問題ではなく、全体として見るとどう考えても鈴木発言は米英をはじめとした連合国からすると、これは宣言拒否の談話と受け取られてもやむを得ないことであつた。またそれに鈴木¹²の発言は、二十八日の新聞に掲載された政府の方針とされる記事を、さらに明確に首相として確認したものであるだけに、宣言拒否の日本政府の公式発言と米英諸国の連合国にみなされてもしかたのないことであつたらう。ただ鈴木¹³のボツダム宣言黙殺談が、宣言拒否と米ソによって受けとられ、米国の原爆使用とソ連参戦の理由の一つとして挙げられていることは事実であり、米ソによってこれら行為の正当化のための口実として使われたことは否定できない。

さて、東郷は鈴木首相発言に激怒したが、二十七日の最高戦争指導会議構成員会議および閣議でも、ボツダム

宣言について処置は今少しソ連の態度を見定めた上で決定することがよいと述べていたように、対ソ交渉は打ち切らず引き続きソ連との交渉を続けた。七月二十八日、東郷は佐藤大使宛に、ソ連がポツダム宣言に署名していなかったところから、ソ連のポツダム宣言に対する立場はどうかということ、今後の日本の施策とも関連した極めて重要な問題であり、またわが方の共同宣言に対する対策は、さし当り我方申入れに対するソ連側回答を待つて検討する方針であるから、至急モロトフに面会し、共同宣言に対するソ連側態度を探るよう努められたし、とする訓電を送った。⁽¹⁰⁾

佐藤は、この訓電に対して、七月三十日午後八時にポツダム宣言は事前にスターリンに通告されているはずであるとして、ソ連側の事情を説明した上で結論としてもはやソ連の和平仲介の可能性はないとの趣旨の電報を東郷に送っていたが、同日、佐藤は東郷の訓令に従って、ロゾフスキーに面会し、彼に戦争終結に関する斡旋方をソ連政府に依頼した件の回答を求めたのに対して、ロゾフスキーはスターリン、モロトフともベルリンに滞在中なので、連絡はとるが、返答には時間がかかるとして、即時の回答はできないと述べたという趣旨の電文を東郷に打電した。⁽¹¹⁾

八月二日、東郷は佐藤宛に、大要、次のような訓電を送った。

累次の貴電により、貴使（佐藤）の意見は充分分かったが、戦局は急迫し、敵の本土上陸前に戦争を終結させるには、余日幾ばくもない。一方国内で一氣に具体的和平条件を決定することの難しいことはお分かりでしょう。さし当りは大御心に従って戦争終結のためソ連にあつ旋を申出て、具体的条件は御上（おかみ）の信任厚き近衛公をしてソ連首脳部と話をさせるといふことだけが、政府・統帥部で意見が一致している。この政府、統帥部の最高幹部の意向にともない、具体的条件については各方面の意向をとりまとめるよう現在努力していると

ころである。その場合ポツダム宣言をわが方条件考究の基礎としたいと思っ
てゐる。よつて刻下の急務は、ソ連側に特使派遣について同意させることである。以上の事情を考量の上、ソ連側に特使派遣に対する熱意を起さしめこれに同意させるよう努力されたい。⁽¹¹⁾

東郷は、八月六日広島に原爆が投下された事態を受け、同日午後五時佐藤宛に『スターリン』、『モロトフ』、本日『モスコ』に帰還せる趣なるが諸種の都合あるに付至急『モ』と会見の上回答督促せられたし、と電訓した。⁽¹²⁾ 追つて翌七日、午後三時四〇分東郷は佐藤に「形勢益々逼迫し『ソ』連側の明白なる態度速やかに承知致度きに付急速回答御取付相成様此上とも御尽力を得度し」との督電を發した。⁽¹³⁾ 東郷は米国による広島への原爆投下により、いよいよ戦争終結の必要がでてきたなか、なお日本の申し入れに対するソ連政府の回答がまだなかつたことと、ソ連がポツダム宣言の署名国になつていなくなつたところから、ソ連の仲介への期待をもち続けていた。

八月七日、佐藤は、モロトフがモスクワに帰つてきたので、早速会見を申し込んだところ、ようやくモロトフから、「明八日午後五時会見し得べき旨」返答があつたので、佐藤は直ちに東郷にその旨打電した。⁽¹⁴⁾ かくして、八月八日午後五時、佐藤大使はモロトフ外相を往訪したところ、モロトフは佐藤大使よりの用件申出を待たず、早速用意した対日参戦の声明を讀上げた上、それを大使に手交した。その声明は、まず日本政府はポツダム宣言を拒否したので、「因て極東戦争に関する日本政府の『ソ』連に対する調停方の提案は全く其の基礎を失ひたり」と述べていた。そしてさらに声明は、「日本の降伏拒否に鑑み、連合国は『ソ』連政府に対し同政府が日本の侵略に対する戦争に参加し以て戦争の終了を促進し犠牲者の数を減少し且急速に一般的平和の回復に資すべく提案した」ので、「『ソ』連政府はその連合国に対する義務に^ホ遵守、連合国の右提案を受諾し、本年七月二十六日の連合国宣

言に参加せり」と言い、「以上の見地より『ソ』連政府は明日即ち八月九日より同政府は日本と戦争状態にあるべき旨宣言す」といったものであった。つまりモロトフの手交した声明文は、日本の調停方の要請提案を拒否し、対日宣戦布告を声明したものであった。⁽¹⁶⁾ 布告どおり、八月九日、ソ連は対日参戦し、ここに東郷外相の対ソ工作は失敗に帰することになった。

東郷は、ソ連に対して強い不信感をもちながら、陸軍からの強い要望もあり、また自らも無条件降伏だけは避けたいとの思いから、その場合残された唯一の選択としてソ連の和平仲介に期待したが、結局「時間かせぎ」のソ連の巧みな術にはまってしまったということがいえよう。しかし、これが東郷外交の失策として必ずしも批判できない面もある。すなわち客観的に見れば、事実上日本は軍事的に完全に敗北し、よって米国の強固な意思をもった原則である無条件降伏を受け入れざるをえない状況にあったが、当時の日本国内の事情からして、無条件降伏を受け入れるという選択は不可能なことであった。東郷としては、ポツダム宣言を基礎として、多少なりとも米英に対してその条件の緩和の仲介交渉を最後にいたるまでソ連に期待したのであり、結果として佐藤大使の献言が正しかったとしても、東郷は国内において本土決戦を強く主張する陸軍、統帥部の圧力を常に受けていた立場にあり、出先のモスクワにいた佐藤大使とは置かれている環境が違うといえることはいえるのであり、一概に佐藤の意見を聞かず、ソ連の仲介にこだわったとして東郷の外交の稚拙さの批判はできないであろう。

三、米国の原爆投下とソ連の参戦

(一)米国の原爆投下

八月六日午前八時十五分、B-29一機が広島に新型爆弾一個を投下、広島全市は火の海と化し、事実上壊滅し

た。広島通信網が完全に破壊されたため、この情報はようやく東京の陸軍省、政府に伝えられたのは、この日の昼頃であったという。書記官長の迫水は、八月六日午後陸軍省から広島が異常に高性能な一個の爆弾に見舞われ、全市たちまち壊滅し、言語に絶する人的物的被害を受けたという簡単な報告に接し、とりあえず総理に報告した、という。⁽¹⁷⁾

報告を受けた鈴木首相は、自伝に「最初この爆撃は従来に見ない異常強力な新型爆弾によって行なわれたものであることを、その惨害の徹底的な点においてただちに感ぜられたのであるが、まさかこれが原子爆弾であろうとは想像しなかったところである」と書いている。⁽¹⁸⁾鈴木が原子爆弾と思わなかったのは「我が国の学者間においても、原子爆弾の原理はつとに研究され、その比類なく強力な点についても十分認識されていたが、余の知っている範囲の学者は口を揃えてその実現いまだしを語り、おそらく今次戦争に間に合わないだろうと断言していたからである」という。⁽¹⁹⁾同様、当時阿南陸相の秘書官であった林三郎大佐も、「陸軍統帥部は、ウラニウムの兵器化に関心を持ち、且つ研究を進めていた。しかし『第二次大戦間には、どの国も恐らく原子爆弾を完成し得ないだろう』という原子物理学者らの意見をそのまま信じていた」と書いている。⁽²⁰⁾

このように日本では、六日広島が原爆攻撃を受けたということは信じがたいことであった。しかし、八月七日午前一時過ぎ、同盟通信社の川越受信所は、トルーマン大統領が原子爆弾で広島を攻撃したとする次のようなトルーマンの声明を受信した。

「十六時間前、米国の航空機一機が重要な日本の陸軍基地広島に一つの爆弾を投下した。その爆弾はTNT火薬二万トン以上の爆発威力をもつものであった。……

日本人はパールハーバーにおいて、空から戦争を開始した。彼らは何倍もの報いを受けた。……われわれは

この爆弾によって、今やわが軍隊のさらなる戦力を補う新たな革命的破壊力をもつことになった。現在の型式のこれらの爆弾は、今製造されており、そしてさらに強力なものが開発されつつある。

それは原子爆弾である。(中略)

今やわれわれは、日本のどの都市の地上にあるすべての生産企業をもこれまでより一層迅速かつ完全に抹殺する用意がある。……七月二十六日の最後通牒がポツダムにおいて発せられたのは、全面的な破壊から日本国民を救うためであった。しかし、彼らの指導者たちは、直ちにその通告を拒否した。もし彼らがわれわれの条件を受け入れないならば、さらにこの地上で類例を見ない空からの破滅の弾雨が降り注ぐものと覚悟すべきであらう。⁽¹²⁾

このトルーマン声明は、広島に投下した爆弾は原爆であるということ、そして日本が最後通牒のポツダム宣言を直ちに拒否したので原爆を投下したこと、また原爆の投下は日本の真珠湾攻撃に対する報復であること、さらにポツダム宣言を今受け入れないならば、さらなる日本に対する原爆攻撃がなされることを明らかにした通告であった。トルーマンは、八月九日ポツダム会談に関する国民に向けての放送の中で、再度原爆を投下した理由の一つとして、「パールハーバーで予告なしにわれわれを攻撃した者たちに対し、原爆を使用した」と述べている。⁽¹²⁾

たしかに日本の真珠湾攻撃は宣戦布告なき予告なしの攻撃であったことは事実であるが、それがあまりにも非戦闘員の一般市民の犠牲者を多く出した原爆攻撃の正当化の理由として成り立つかどうか疑問である。また日本がポツダム宣言を速やかに受諾することを拒否したために、トルーマンが日本に原爆を投下したということの説明には矛盾がある。すなわち、トルーマンは、ポツダム宣言を发出する前の七月二十五日の日記に、「この兵器（原爆）は今日から八月十日までの間に日本に対して使用されることになる」と記しているように、日本に対する原

爆投下はすでにこの二十五日にトルーマンによって承認されていたことである。またトルーマンにとって日本による宣言拒否は織り込み済みで七月二十六日の日記に「われわれは日本に対して降伏し、人命を救うよう求めた警告声明を発するつもりである。しかし彼らはきつと降伏しないだろうと思うが、われわれは彼らに機会を与えてやったことになろう」と記している⁽¹⁴⁾。

従って、ポツダム宣言を拒否したから、原爆投下をトルーマンが承認したということではない。原爆は準備完了後速やかに日本に対して投下することがあらかじめ決められていたことであり、この時期すでに投下に向けてカウント・ダウンが始まっていたといえる。よって、日本がポツダム宣言を直ちに受諾すると言わない限り、例えば黙殺と言おうが、目下検討中と言おうがどのような言おうが、米国の原爆投下を阻止しえなかったであろう。たしかに鈴木首相の日本側の発言が、米国の投下の正当性の口実の一つに使われたことは事実であるが、このような鈴木首相の声明がなくても、米国は投下準備が完了するまでの間に日本のポツダム宣言受諾の回答がない限り、八月六日・九日の日本への投下は米国の予定どおりの行動であった。またソ連も対日参戦の正当化の理由の一つとして、日本のポツダム宣言拒否をあげているが、これも米国の原爆投下と同じく、日本がポツダム宣言について受諾以外にどのように言おうが、予定どおりのソ連の行動であった。

東郷は、戦後の回想記で、宣言黙殺の新聞発表について、「米国新聞紙等は、日本は同宣言を拒否したと報じ、『トルーマン』大統領の原子爆弾使用に関する釈明、および『ソ』連の参戦声明中にもこれを理由とすることになったのは、誠に不幸かつ不利なことであったと謂わざるを得ない」と嘆いているが、米ソによって単なる正当化の口実として使われたことであり、たとえこれらの口実がなくても、米国の原爆投下とソ連の対日参戦は米ソのあらかじめすでに決めていた既定路線であり、その路線に従ってとられた行動であった。米ソのこれらの行動

を阻止するには、すでに見てきたように当時の国内状況からして不可能なことであったが、ポツダム宣言の速やかな受諾以外には手だてはなかったといえる。

このトルーマン声明は、直ちに陸海軍両省・宮中に伝達された。陸軍は七日、日本における原爆の研究に職務上間接的にかかわってきた参謀本部第二部長の有末精三中将を团长とする調査団を広島に派遣した。有末は七日広島へ出発する際、日本における原爆研究の第一人者であった理科学研究所の仁科芳雄博士から、「広島に落ちたのは原爆です」とはっきり言われたのを覚えていと述べている。⁽¹⁶⁾有末自身も原爆について全く知識がなかったわけではなく、おそらく広島に行つて原爆であることを確認したであろうが、調査団の中に原爆であることを否定した団員もいたからであろうか、有末は原爆とは言わず、参謀本部には特殊爆弾が使用されたと報告した。⁽¹⁷⁾もう一人、日本の原爆研究に間接的にかかわつた陸軍参謀次長の河辺虎四郎中将は次のように語っている。

「広島全市が唯一発の爆弾で一瞬にして遺滅したと云うのが八月七日の夜明けに私の受けた報告であつた。それでその瞬間私は『これはかねて仁科博士から聞いて居る原子破壊エネルギー利用の爆弾を敵が使ひだしたのではあるまいか』と云う疑を抱かされ一種の衝撃を覚えた。トルーマン大統領の声明はそれから間もなく聞いて『矢張りそうであつたのか』と私は思ったのである」⁽¹⁸⁾。

このように陸軍の中にも原子爆弾であると個人的に認識する人たちもあつたが、当時国務大臣兼情報局総裁であつた下村宏（海南）によると、情報局は原子爆弾なることを発表して、戦争遂行に際し国民に新たな覚悟を要請するために、原爆である事実を即時報道することがよいとしたが、この方針に外務省は賛成したが軍部は強く反対したという。そして下村は、軍部が反対した理由は、①敵側の原子爆弾使用声明はこれは謀略宣伝かも知れず、充分科学的に調査した結果を見なければ、原爆と速断することができない、②かかる重大決定により国民

の心理に強い衝撃を与えることは戦争指導上反対であるということであり、結局政府の方針としては、「原子爆弾」なる字句は放送にも新聞にも使用せぬこととなり、僅かに「新型爆弾」なる表現により情報局の言分は痕跡だけ残すのみとなったと回想記に記している。⁽¹²⁾

十二日に至り、現地に派遣された技術院の報告により、広島に投下された爆弾はウラニウム爆弾なることが確認されたが、それでも軍はいぜん戦争指導の立場から、原子爆弾なる言葉の発表には反対し続け、結局戦争が終るまで原子爆弾の出現は国民に知らされなかったという。⁽¹³⁾

このように国民には知らされなかったが、原子爆弾の出現は、日本の指導者たちにとって極めて大きな衝撃であった。翌七日、この問題で関係閣僚会議が開かれた。この閣議について、迫水は次のように記している。

「閣僚の間ではかくなる上は、すみやかにポツダム宣言を受諾する方式によって戦争を終結せしむべしという議論も多くだったが、陸軍では、トルーマンの声明があったからといって、原子爆弾であるときめてかかるのは早計である。あるいは、敵側の詐術かもしれないから、確実に実地を調査してから方針を定むべきだと主張して譲らないため、仁科博士たちをその日に現地に急派することに決めたにとどめた。新聞の発表も、原子爆弾なる名称を用いず新型爆弾ということとした。……しかし、この爆弾は軍のほうにも大衝撃を与え、戦争継続についての心情に動揺をきたしたことも事実である」。⁽¹⁴⁾

東郷外相は、この閣議において「陸軍はなお調査の結果を見る必要があるとて、原子爆弾攻撃なることを認めず、なるべく爆撃の効果を軽視せんとする模様があった」と回想している。⁽¹⁵⁾

しかし、東郷は陸軍の調査を待つまでもなく、翌八日天皇に拝謁し、原子爆弾に関する米国側の発表ならびにこれに関連する事項を詳細に説明し、いよいよこれを転機として戦争終結に決すること然るべき旨上奏したとい

う。天皇は「その通りである、この種武器が使用せらるる以上、戦争継続は愈々不可能になったから、有利な条件を得ようとして戦争終結の時機を逸することはよくないと思う、また条件を相談しても纏まらないではないかと思うから、なるべく早く戦争の終結を見るように取運ぶことを希望すと述べられて、総理にもその旨を伝えよとの御沙汰であった」という。よって東郷は木戸内大臣に右の成行きを話し、かつ直ちに総理を訪ねて思召しを伝え、急速最高戦争指導会議構成員会同の召集を申し入れた。¹³⁾

天皇は、八日東郷が拝調する前に、すでに広島には原爆が投下され、事態が急迫していることを知っていた。木戸内大臣は、八月七日正午の宮相室での定例会食の席で、「昨朝、広島市に対し原子爆弾を米国は使用、被害甚大、死傷十三万余との報告を受けた」。木戸は「そんな威力のある兵器をアメリカが使用したとなると、いくら軍人たちが本土決戦だと力んだって、もうだめだ。できるだけ早く戦争を終結しなければいけない。むしろ一刻も早くだ。そう思った」からすぐ拝調を願った。そして天皇に原爆について言上し、「至急に事を運ばなければいけない」という意味のことをいろいろ申し上げたが、陛下は、原爆については武官長からお聞きになっていらつしやうったご様子で、木戸に「こうなった以上は、一刻も早く戦争をやめなければ」とおっしゃったという。¹⁴⁾

(二)ソ連の対日参戦

ソ連は既述のごとく、八月八日モロトフが佐藤大使に手交した対日参戦声明書どおり、八月九日ソ満国境を越えて、日本軍を攻撃した。東郷外相は八日未明に外務省ラジオ室からの電話によって、このことを知った。八日佐藤大使がモロトフに面会した時、モロトフから「『ソ』連政府は明日即ち八月九日より同政府は日本と戦争状態にあるべきを宣言す」と言われ、佐藤はモロトフに日本政府に対するこの宣言の伝達の方法について種々質問し

たことに對し、モロトフは右宣言の伝達のための東京向発電には支障なきこと及び暗号使用も差支えなきことを答えたという。しかしなぜかこのソ連の宣戦布告通告の佐藤の電報はまだ東京に到着していなかったので、東郷はソ連の対日参戦はある程度予想していたものの、特派使節派遣についてソ連といぜん交渉中の時であつただけに、ソ連の参戦は東郷にとつて驚きであつた。⁽¹³⁶⁾

外務省はソ連参戦の報を受け、松本俊一外務次官は安藤政務局長、渋沢条約局長を呼び、直ちに東郷外相の私邸へ行き、四人で協議した結果、皇室に関する事項を留保して、ポツダム宣言をそのまま受諾することについて四人の意見は一致し、「但し皇室に関する事項を留保することを宣言受諾の条件とすることは、困難な問題を残すから日本側としては、『ポツダム宣言の受諾は我皇室の地位には影響なきものと認む』との趣旨を一方的に申送るに止めるのが最上策と考えられた」と松本は手記に記している。⁽¹³⁶⁾

このように外務省幹部と協議した東郷は、直ちに早朝鈴木首相を訪ねて、ソ連参戦の次第を伝え、「急速戦争終結を断行するの必要ある」ことを述べ、総理もこれに同意したという。⁽¹³⁷⁾鈴木首相は、ソ連の参戦についてすでに書記官長の迫水から聞いていた。鈴木は「ついに終戦の最後の瞬間が来たなど、余は我と我が胸に語りきかせ、傍らの迫水君にたいして静かに、『いよいよ来るものが来ましたね』と語つた。⁽¹³⁸⁾

東郷は、八日にすでに鈴木に最高戦争指導会議構成員会議の召集を申し入れていたが、九日のソ連の参戦にともない、鈴木首相に「期うなつて来るといよいよもつて戦争を終結すると言ふことをはつきり決める必要があり」、最高戦争指導会議構成員会議を直ぐに開いてもらいたいと言つたところ、総理は直くそう言うことに計らいましようと言ふべ、同日（八月九日）の午前十一時頃から構成員の会議が開かれることになった。鈴木首相はこの構成員会議が開かれる前の午前十時十分木戸内大臣に会い、すでにソ連の対日参戦について知っていた天皇の考えを

聞いている。木戸によると、天皇は木戸に「今暁以来ソ満国境にては既に交戦状態に入り居るが、如何に此の事態に対処すべきやとの御尋ねあり」、木戸は「此の際は予て御決心の通り速にポツダム宣言を受諾して戦争を終結する外なしと考ふる旨を奏上した」ところ、「陛下の聖慮も同様にて『就ては戦争の收拾につき急速に研究決定の要ありと思ふ故、首相と充分懇談する様』との仰せがあった」という。木戸は「丁度、首相が訪ねて来られたので思召を伝へて善処方を希望した。首相も最早それ以外には途なしとの意見にて、十時半より最高戦争指導会議を開催して態度を決したしとのことにて急いで辞去せられた」と述べている。⁽¹⁰⁾

四、第一回の「聖断」

(一)八月九日の最高戦争指導会議構成員会議

構成員会議は八月九日宮中で午前十一時頃から開かれ、冒頭鈴木首相は「四囲の情勢上、ポツダム宣言を受諾して、戦争を終結せしむるほかなきものと思料するについては、各員の意見を承りたい」と述べた。⁽¹¹⁾しかし会議に出席していた豊田副武軍令部総長の手記によると、「三日前には広島原爆のニュースがあり、そしてその朝にはソヴェエトの参戦という訳で、皆非常なメンタル・シヨックを受けている際だったので、ちよつとおいそれと口を出す者もなく、数分間重苦しい沈黙が続いた」という。⁽¹²⁾そういった中、米内海相が「皆だまっていますわかないではないか。どしどし意見を述べたらどうだ」と言い、⁽¹³⁾まず東郷外相が「事態ますます切迫して勝利の成算立ち難い今日に於ては、直ちに和平に応ずる必要があるので、速かに『ポツダム宣言』を受諾することを適当と認める、また条件は日本にとって絶対必要なものだけに限る必要がある」と発言した。東郷が言う「日本にとって絶対必要なもの」とは「国体の擁護」で、この点については絶対の要件として留保することには、会議では

何人も異存なかつたといふ。^(四)

だが軍部からは、この条件以外に、保障占領はなるだけこれを差控えしめ、やむを得なき場合にも東京等を除きかつこれを小規模とすること、武装解除は我が方に於て自主的にこれを行うこと、戦争犯罪人の処分は我が方に於て行うこととする、という三つの条件を付加することが必要との主張がなされた。^(五)これに対し、東郷は「最近英米『ソ』支の状況から見れば、多数条件を出す時には拒絶せらるる懸念が甚大であり、根本的に不成立となることも予想せらるる」として反対し、「ここに条件として提出すべきは、皇室の御安泰と云ふ条件のみに止むるの外ない」と述べた。つまり、会議では東郷の主張する国体の擁護という一条条件か、その条件以外にも陸軍、統帥部の主張する右記の三条件を付加するかという東郷の一条条件論と陸軍、統帥部の四条件論が対立し、結局構成員会議では一致の結論をみなかつた。ただ東郷によると、会議では「原子爆弾の使用および『ソ』連の参戦を見た今日、『ポツダム』宣言の受諾を原則的に否認せんとする主張は何人からも出でなかつた」といふ。^(六)

この構成員会議が開かれている最中に、午前十一時二分長崎に原爆（軍部によると新型爆弾）が投下されたというニュースが入った。このニュースが軍部にどのくらいの衝撃を与えたかは定かではないが、少なくとも広島だけでなく長崎にも投下されたということは、もはや米国は一発だけしか原爆を所有していないとの考えを完全に否定したことになる、さらに数発原爆を米国が所有していることを想定せざるをえなくなった。八月六日広島への原爆投下後に発せられた大統領声明で、トルーマンは「現在の型式のこれらの爆弾は今製造されている」と述べ、もしわれわれの条件を受け入れないならば、さらなる原爆攻撃を行うと示唆したが、これは日本に対する単なる脅しではないことを二発目の長崎への投下によって実証したことになる。^(七)

またこの原爆投下以上に軍部にとってのショックはソ連の参戦であった。軍部は早くからソ連の参戦を予想し

ていたが、戦争を継続するためには何としてもソ連の参戦を阻止する必要があった。既述のごとく、そのための外交努力を東郷に依頼していた。しかし陸軍が期待したその外交努力は実らず、ソ連の参戦が現実のものとなり、事実上全く勝利の見込みがなくなり無条件降伏を受け入れざるをえなくなったにもかかわらず、陸軍と統帥部はおよそ米国に受け入れられる可能性のない三条件を付加した上でのポツダム宣言の受諾には同意した。東郷は、梅津、阿南と豊田の三人の宣言受諾の四条件案に強く反対し、既述のごとく、この四条件案は米英支ソによって拒絶されるとして、あくまで皇室の安泰という一条件のみでの宣言受諾を主張し、会議ではまとまらず、一旦休憩しこの問題を午後からの閣議に諮ることになった。

(二)八月九日の閣議

閣議は午後二時から開かれたが、午前中の最高戦争指導会議構成員会議と同じ議論の繰り返しで、意見は対立したままであった。この閣議の様子については、出席した閣僚、あるいは出席者から聞いた人の当日の日記等からおおよそのことは知りうる。これら記録によると、概ね次のような議論がなされたという。

まず鈴木首相が、「ソ連の参戦に依り形勢一変せり、一方原子爆弾に依り重大化せり」と発言し（池田二三九頁）、次いで東郷外相がソ連との交渉経過、原子爆弾使用、ソ連の参戦につき説明した（東郷五一三頁）。この外相の説明が終わると、鈴木首相は、各閣僚に対して、この際忌憚のない意見を述べてほしいと要請した。阿南陸相は、「原子爆弾、ソ連の参戦、これに対しソロバンづくでは勝利のメドがない。併し大和民族の名誉のため戦ひつづけている中になんらかのチャンスがある。武装解除は不可能である。外地に於て殊に然りで、事実戦争状態継続の外はない。死中活を求むる戦法に出づれば完敗を喫する事なくむしろ戦局を好転させうる公算もあり得る」

と述べ（下村七七七頁）、戦争継続を主張した。これに対し米内海相は「現在国内情勢の判断では戦争を継続し得るやを疑ふ。……最後に一撃を加へて勝ち得る機会は陸相の言の如く一度は考へられるが、二度三度となるとそこに大きな疑問がある。現状の判断は軍需、農商、内務各省は御承知のはずである。私は物心両面より見て勝味がないと思ふ（下村七七七頁）」と国内状況から見ても戦争の継続は不可能であると述べた。この陸海両相の発言が続いて、迫水によると、各閣僚が発言したが、異口同音に、戦争の継続は絶対不可能なことを説明したという（迫水二五七頁）。結局三時間余り議論したが意見がまとまらず、午後五時半頃閣議は一日休憩となった。⁽⁴⁸⁾

午後六時半、閣議は再開され、鈴木首相は冒頭、共同宣言については、これを受けるか受けざるか二者択一の事態となり、本日最高戦争指導会議構成員会議に於てはこれを受けるほかはないということに大体の意見がまとまったので、外相より報告しますと発言した（下村七八〇頁）。東郷外相は、最高戦争指導会議の議論の状況を説明し、「国体護持」の一条件か、それ以外にも①保障占領はやめさせたい、②武装解除は国内で自主的に行う、③戦争犯罪人の裁判は国内にて行う、の三条件を付加するか構成員会で意見が分かれたが、「国体護持」のことは絶対とするも、他の三条件については、申入れてもとうてい相手方の承認をうる見込みはなく、ポツダム宣言自体が一つの有条件講和の提案であつて、決して無条件降伏ではない、これ以上交渉によつて条件をよくしようという余地はないと見ねばならないと述べた。そして東郷は結論として戦争を継続し、勝機をつかむ確信がない以上、「国体護持」の点のみを確認してポツダム宣言を受諾して戦争を終結すべきである、と言つた（迫水二五七頁）。

これに対し、阿南陸相は「戦争指導会議では過半数は四条件を付する意見なりき」、「四条件は絶対なり、力を失いて皇室保持困難の必要な条件なり」と述べ、さらに「戦は今は互角なり、敗北にあらず」と主張した。米

内海相は、「外務大臣の発言に同意なり」とし、阿南陸相の見解に反論し、「戦は五角ならず、戦は敗けている。陸相と見解は異なる。率直に日本は負けなり」と述べた（池田二四二―二四三頁）。この後、各閣僚の間で協議を重ねられたが、午後十時を過ぎても一向に結論に達しなかったところから、再度閣議は休会に入った⁽¹⁶⁾。

東郷外相は午後二時からの閣議が始まる前、鈴木首相に閣議の結果は意見の一致は困難であると思うが、その場合には「聖断」を仰ぐ以外に方法はないと思うと述べていたように、七時間近くに及ぶ閣議においても結論が得られなかったところから、鈴木も御前会議を開いて、「聖断」を仰ぐことを決意し、東郷外相をともなつて同時謁見して、御前会議の開催を天皇に上奏した。東郷はこのことについて、次のように語っている。

「閣僚の意見は一致しない。そこで総理は自分と共同謁見して、これ迄の討議の状況を上奏したいと言ふので、閣議は其儘として参内した。そして自分から説明をしてくれと言ふ総理の話だから、自分は今迄の議事成行を詳細陛下に申上げた。総理は更に斯う言ふ情勢ですから最高戦争指導会議の御前会議を開くやうにお許を願いたいことを陛下に申上げ、其御許しがあったので、直ちに最高戦争指導会議が開催せられた⁽¹⁷⁾」。

(三)八月十日の御前会議

御前会議は、十日午前〇時三分宮中防空壕内の一室で開かれた。会議には、本来の最高戦争指導会議構成員の六相と、幹事として迫水久常書記官長、吉積正雄陸軍省軍務局長、保科善四郎海軍省軍務局長、池田純久（陸軍中将）総合計画局長官が出席した。また特別に最高戦争指導会議の正規のメンバーではなかったが、平沼騏一郎枢密院議長も鈴木首相の要請で、天皇の許可を得て出席した⁽¹⁸⁾。

会議の机の上には、甲案、乙案として、左記の二枚のプリントが配布されていた。

(1) 甲案

三月（七月）二十六日付三国共同宣言にあげられたる条件中には、天皇の国法上の地位を変更する要求を包含しおらざることの了解の下に、日本政府は之を受諾す。

(2) 乙案

三月（七月）二十六日付三国共同宣言につき、連合国において、(一)天皇の国法上の地位の変更に関する要求は右宣言の条件中に包含せざるものとす、(二)在外日本軍隊は速やかに自主的撤退をなしたる上復員す、(三)戦争犯罪人は国内において処理すべし、(四)保障占領はなさざるものとす、との了解においては、日本政府は戦争の終結に同意す。

鈴木総理は、まず陛下の御思召によって議長をつとめる旨を宣して、次に迫水を指名してポツダム宣言を朗読させた（迫水二六一—二六二頁）。そして鈴木は、本日ポツダム宣言を中心として最高戦争指導会議を開催したが意見がまとまらなかつたものの、乙案の四条件を受諾の条件としてはどうかとの意見が有力であった、しかし外務大臣は甲案の一条条件論であった。よって本日、閣議を開き、本件を審議したところ、次のような結果であったと述べた。

- | | |
|-----------------------|----|
| 外務大臣の案に賛成するもの | 六名 |
| 四条件を付する案に賛成するもの | 三名 |
| 中間に在るもの（但し条件は少なくする意見） | 五名 |

（池田二五〇—二五一頁）

鈴木首相はこのように述べ、まず東郷外相を指名してその意見を求めた。東郷は次のように述べた。

「ポツダム宣言は日本にとり誠に不面目であり受諾し難いものであります。然し時局は之を受諾せざるを得ざるに至りました。全員之を受諾することにつき意見の一致を見ました。而して原子爆弾の出現と之に関連するソ連の参戦と時局を愈々急変せしめ相手方を強硬ならしめました。従って相手方交渉に依て話を進めんとする方法は既に其の余地がありません。殊にソ連が武力を行使した故益々不可能となりました。故に此の情勢から見て多くの条件を出すことは全部を拒否せらるる危険があります。唯一つのものを提案するのがよいと思います。それは皇室の護持安泰と云うことです。(中略) 日本民族は皇室の安泰さえあれば隠忍して他日の復興を約し得ると思います。故に凡ての事を皇室の一事に集中するのがよいと思います」。

次いで米内海相が所見を求められ、海相はただ一言「外務大臣の意見に同意します」と述べた。しかし次に意見を求められた阿南陸相は「外務大臣の意見には全然反対であります。……飽く迄戦争遂行に邁進すべきものと考えます。但し和平を行うとせば此の四条件は絶対的なものであります。此等の条件は皇室護持の手段として絶対条件であるからであります。国民は七生報国、一億玉砕の覚悟にて最後の戦に邁進すれば死中活を求むることが出来ると思います」と言った。梅津参謀総長も「陸軍大臣と全然同様であります」と述べた(池田二五——二五二頁)。

以上の陸軍首脳部に次いで、鈴木首相は平沼枢府議長の所見を問うた。ただ平沼枢府議長は現在の状況がよく分からないとして、外相、陸海両相および統帥部の両総長に種々質問した後、甲案の『「天皇の国法上の地位」と云う字句は適当ではない」とし、「天皇の統治権は肇国以来のものであり国法によって定まったものではない。憲法は公示上の形式である故に『天皇の国家統治権云々』と云うことに字句を修正するがよい」という提案をし、この修正を前提としてということであろうか、「外務大臣の主旨には同意する」と言った(池田二五五頁)。以上

の意見が述べられた後、それまで所見を述べていなかった豊田軍令部総長は「海軍統帥部としては、陸軍大臣、参謀総長の意見に同意である旨」発言した（池田二五七頁¹³²）。

このように、これまでの会議におけると同様、十日の午前二時になっても御前会議において意見がまとまらなかったところから、和平派の人たちとの申し合わせ通り、鈴木首相は立ち上って、「議を尽くすことすでに数時間、なお論議はかくの如き有様で議なお決せず、しかも事態は瞬刻をも遷延し得ない状態となっております。かくなる上は誠にもって畏れ多い極みではありますが、これより私が御前に出て、思召をお伺いし、聖慮をもって本会議の決定と致したいと存じます」と述べた。天皇は鈴木首相の奏上に対して、「もう意見は出つくしたか？」と仰せられ、幹事として出席していた池田の手記によると、次のように述べられたという。

「私は外務大臣の案に同意する。其の理由は次の通りである。陸海軍統帥部の従来計画されたものは常に錯誤し時機を失している。本土決戦が始まろうと云うのに、米軍の上陸が予想せらるる九十九里浜の防御陣地は非常に遅れ、陸軍大臣の報告に依れば八月末ならでは完成しないと云う。内地の増設部隊も装備は未だ整って居ないと云う。これでは米軍をどうして撃退できるか、空襲は毎日激化している。之以上国民を塗炭の苦しみに陥れることや文化を破壊し、世界人類の不幸を招くことは私の欲しない処である。此の際忍び難きを忍ぶべきである。忠良なる軍隊を武装解除したり、又昨日まで私に忠勤を抜じてくれた者を戦争犯罪人とすることは情に於て忍び得ない処である。然し之も国家の為には己むを得ない。今日は明治大帝の三国干渉の心を心とすべきであると思う。此の理由で私は外務大臣の案に同意する¹³³」。

聖断がなされた以上、もはや誰も異議をとなえる者はいなかった。十日午前二時二十分頃、御前会議が終わるとともに、午前三時から臨時閣議が再開され、まず東郷外相が御前会議の状況を詳細説明し、聖断の趣旨を述べ、

甲案をもって会議の議決とする御前会議の最高戦争指導会議決定を全員一致で承認し、閣議は、最高戦争指導会議の議決と同一文言の閣議書類に花押して、閣議決定とした。迫水によるとこの形式を踏んだのは、「国家意思は、ご聖断によるものではなく、ご聖断の趣旨を体して、内閣各大臣が自己の自主的意思によって閣議の決定をなすことによって決定されるという責任内閣制度の原則にしたがったものである」と説明している。⁽¹⁵⁾

東郷外相は、この閣議決定に基いて、八月十日連合国に通告する電文を作成し、午前七時十五分、スイス政府に対し米国政府及び支那政府、またスエーデン政府に対し英国政府及びソ連政府への伝達方を要請する次のような電文（第六四八号）を在スイス加瀬公使、在スエーデン岡本公使宛に打電した。

「帝国政府は、昭和二十年七月二十六日米英支三国首脳により共同に決定発表せられ爾後ソ連邦政府の参加を見たる対本邦共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に、帝国政府は右宣言を受諾す。

帝国政府は右の了解に誤なく貴国政府がその旨明確なる意思を速かに表明せられんことを切望す。

帝国政府は^{〔瑞西国政府〕}_{〔瑞典国政府〕}に対し速かに右の次第を^{〔米国政府及び支那政府〕}_{〔英国政府及びソ連政府〕}に伝達するの光榮を有す⁽¹⁶⁾。

そして、東郷は同日午前九時、この英訳文を在スイス加瀬公使と在スエーデン岡本公使に打電し、同日午後十時十五分、追電にて両公使に対し、スエーデン、スイス両政府を通じての米英支ソの各政府に対する申し入れの際、この英訳文（第六四九号）を正文、また日本文（第六四八号）は訳文として取扱ひ措置するよう訓電した。⁽¹⁷⁾ また外務省は、この連合国への申入れについて、松本次官によると、「敵方へ通告した以上敵方が発表しない内にラジオで放送させ」、「世界中に戦争は既に終わったという感じを抱かせる事が、内外共に有利だと考え」、連合国への申入の内容を海外向放送にのせるといふ方針を決定し、その手続きをとった。⁽¹⁸⁾ そして午後八時過ぎ（ワシント

ン時間 八月十日午前六時過ぎ）英米支ソの公電と同一内容の原稿が日・英二国語でまず同盟通信から、次いで日本放送協会からの海外放送により繰り返して放送された。その結果同盟放送局の海外放送は発出後僅か二時間にしてまずアメリカに反響を呼び、忽ちのうちに世界中は日本のポツダム宣言受諾を報じる電波で覆われてしまった」という。⁽¹⁰⁾

五、バーンズ回答

(一)バーンズの回答案作成

トルーマンは、回顧録に「八月十日午前七時三十三分、わがラジオ・モニターはラジオ東京から次のようなユースを聞いた」とし、それは、「日本政府は一九四五年七月二十六日ポツダムにおいて米英支の三国政府によって発せられ、以後ソ連政府が加わった共同宣言には、統治者としての天皇の大権を損ういかなる要求も含んでいないという了解のもとに宣言を受諾する用意がある」といったものであった、と記している。⁽¹¹⁾

トルーマンは、これは外交ルートを通じての公式のものではなかったが、「われわれの回答をどうすべきかということをわれわれに討議させるのに十分な日本側の意向である」と考え、次にとるべき措置を協議するため、リーヒ (William D. Leahy) 提督、バーンズ (J. F. Byrnes) 國務長官、スチムソン (Henry L. Stimson) 陸軍長官、フォレストル (James Forrestal) 海軍長官に午前九時にホワイトハウスに来るよう要請した。この四人が集まってから、トルーマンは各人に向って次のような質問を出し、意見を求めた。

「われわれは、この東京からのメッセージをポツダム宣言の受諾ととらえるべきか、天皇はわれわれが破壊すると誓った日本の体制の一部であると考えている人々がわが国には大勢いる。われわれは天皇を存続させ、

それにもかかわらず日本の好戦的な精神を除去することを期待できるだろうか。われわれは、より適切に言えばこのような大きな但し書の付いたメッセージをわれわれが戦い求めてきた無条件降伏と考えることができるだろうか。⁽¹⁶⁾

トルーマンは、回顧録に、これらの質問に対する四人の見解を要約して、次のように書いている。

「スチムソンは、これまで常に天皇を維持することがわれわれの利益になるという意見を表明していた。彼は今また同じことを主張した。われわれはすべての日本人が認めている唯一の権力の象徴を維持することを必要としていると彼は考えていた。リーヒ提督もまた降伏をもたらすのにわれわれは天皇を利用することができるのであれば、日本の申し入れを受け入れてもよい、と勧告した。一方、バーンズ長官は、不明瞭な日本の降伏宣言をわれわれが受け入れることを懸念した。彼は、現在の状況では条件を述べるのは当然米国であって日本ではないと主張した。フォレストアル海軍長官は、われわれは回答で日本の申し入れを受け入れてもよいとの意志を示すが、しかしポツダム宣言の意図と目的が明確に達成されるよう降伏条件を明示するのがよいという提案をした」⁽¹⁶⁾。

スチムソンは、以前から日本を降伏させるために、天皇および天皇帝の維持を認めることが必要であると主張していた。それはこの点の保障がない限り、日本は降伏しないだろうと考えていたからである。その意味では、日本が降伏に際して天皇の維持を求めたことはスチムソンの予想したところであった。従って、トルーマンから意見を求められ、スチムソンは「もしこの問題が日本人によって提起されなくても、われわれは天皇以外には何ら権威をもたない分散した多くの日本軍を降伏させるために、われわれの指揮と監督下に天皇を引き続き維持しておかねばならないと思う。そして硫黄島、沖縄、中国全土……での流血の惨禍からわれわれを救うために、

天皇のこのような利用がなされねばならない。天皇は日本人の国家観の下での唯一の権威の源泉である」と答えた。と日記に記している。⁽¹⁶⁴⁾ またスチムソンは、これまで日本を降伏させるための天皇利用について述べていたが、日本の降伏は近いと見たからであろうか、この時期、国務省の知日派の人たちが主張していた戦後の占領統治上の天皇利用の有用性にも注目するようになっていた。それは、八月二日スチムソンに提出され、スチムソンが「全くすばらしいペーパーだ」と評した、バンスリック (de Frestio Van Slyck) 大佐の「戦後日本の対日政策に関する見解」というタイトルの覚書⁽¹⁶⁵⁾を読んだことがきっかけとなった。この覚書は、戦後日本の取扱い、特に日本を降伏させるためだけでなく、戦後の占領統治上の天皇および天皇制の必要性について論じたもので、スチムソンはこのペーパーを八月八日トルーマンに、八月九日にはバーンズに渡して、天皇および天皇制の取扱いに関する配慮を要請していた。⁽¹⁶⁶⁾

しかし、一方バーンズは受け入れの反対を主張した。バーンズは「なぜわれわれは無条件降伏から撤退すべきなのか、その理由が分からない。この要求は原爆の使用とソ連の参戦前に日本に対して出されたものである。何らかの条件が受け入れられるべきであるとするならば、私はその条件を述べるのは日本ではなく、米国であると書いた」と回想録に記している。⁽¹⁶⁷⁾

このように、日本の申し入れを受け入れるかどうかについて、スチムソン、リーヒの受け入れ賛成論とバーンズの反対論が出て、意見が対立したのを受けて、フォレストルはその中間の妥協案ともいえる次のような提案をした。即ち、バーンズがポツダム宣言との関連で、申し入れに否定的な見解を述べていたところから、フォレストルは「降伏についてわが方の意図と見解に充分一致するよう取り計らった上で、日本の申し入れに肯定的な声明を出してもよいのではないか」と述べた。⁽¹⁶⁸⁾ つまりフォレストルの言わんとするところは、ポツダム宣言の内容

の許容範囲内での日本の申し入れに対する肯定的な回答をするということであった。だが実際のところ、ポツダム宣言の内容からして、日本の国体護持の要求を認めるといことは事実上不可能ともいえる難事であった。

しかし、トルーマンは、回顧録で「フォレストル海軍長官は、われわれは回答で日本の申し入れを受け入れてもよいとの意志表示をするが、ポツダム宣言の意図と目的が明確に達成されるよう降伏条件を明示するのがよいと提案した。私はバーンズにそのような見解を伝えるような回答を起草するよう要請したと書いている⁽¹⁰⁾。この午前中の会議は、まだ外交ルートを通じての公式の日本の申し入れは米国に届いていなかったため、公式の日本の申し入れ文書を待つこととし、いったんは散会することになった。

バーンズは、日本からの公式の申し入れ文書は来ていなかったが、公式の文書が届いた時に備えて国務省に戻り、大統領の指示に従い、直ちに側近のB・コーヘン (Benjamin Cohen) とともに日本への回答草案作成にとりかかった。本来ならば、当然国務省内で日本をよく知っている知日派といわれる人たちを呼んで、草案作成協議に参加させるところであるが、バーンズは彼らを対日融和論者とみなし嫌っていたので、当初彼ら呼び入れなかった。たとえば、このことについて知日派として知られている当時国務省極東局長であったバラントイン (Joseph Ballantine) は、「極東局長は望む時には当時いつでも国務長官に会えるということでもないといった厄介な状況にあり、私はバーンズに近づくことができなかった。ステイニアス (E. R. Steinius) やグルー (Joseph C. Grew) やハル (Cordell Hull) には私はいつでも会うことができたのに」と後日当時のことを回想して語っている⁽¹¹⁾。そのバラントインであるが、「天皇の国家統治の大権を損なわないこと」とする日本の声明をラジオ放送で聞き、午前七時三十分国務省にかけつけ、知日派のグルー次官とドーマン (Eugene H. Dooman) を見つけ、彼らに「われわれはこの要求には同意できない。なぜならば天皇の大権はあらゆるものを含んでおり、もし

それに同意するならば、あなたがたは日本人との限らない論争をすることになる」と言った。⁽¹⁷⁾ それを聞いたグルーはバーンズに会い、「自分と他の國務省のメンバーは手助けできると思いますと言ったところ、バーンズはグルーに、ドーマンとバランタインの二人を草案作成の討議に参加させることを認めた」という。⁽¹⁷⁾

バランタインは、「ジーン（ドーマン）と私は部屋に入り、バーンズと討議した。結局、ベン・コーヘンは、『降伏条項実施に際して、天皇の大権は連合国最高司令官の権限を妨げるものではない』という但し書を付けた草案を起草した。その但し書はわれわれには完全に満足のゆくものであった」と語っている。⁽¹⁸⁾ バーンズはグルーからの要請があつて、ドーマンとバランタインを呼び入れることに同意したが、基本的には彼らの意見を聞くつもりはなかつたので、バランタインの意見をとり入れて回答案を作成したかどうかは分からない。ただ上記のバランタインの連合国最高司令官による天皇の大権の制限に関する主旨の文言はバーンズの起草した回答案に見られる。バーンズは、主としてベン・コーヘンの助けを得ながら、日本への回答案起草の準備をしたが、ポツダム宣言の内容の範囲内で日本の国体護持の要求を入れることは不可能なことであつた。しかし、八月十日朝の日本からの放送を聞き、米国内の一般市民の一部および太平洋地域の米軍兵士にも戦争終結に対する期待のムードが一気に広がりつつあつた。⁽¹⁹⁾

このような戦争の終結を期待する国内外の動きがあつたものの、トルーマンはローズベルトから継承した無条件降伏の原則から大きく外れるような日本の要求を認めることができなかつたが、しかし他方、二発の原爆投下とソ連の参戦で明らかに日本が降伏を望んでいると考えられるところから、この機会をとらえて、大幅に譲歩することはできないものの、前述のフォレストル提案の線での回答案作成をバーンズに指示した。バーンズは日本の申し入れを拒否すべきという意見であつたが、戦争の終結を期待する一部米國世論の動向もあり、またトルー

マンからの指示もあったところから、無条件降伏の原則から外れるような日本の申し入れを直接肯定するものではないが、ポツダム宣言の範囲内で拒否するといったものでもない回答案作成を念頭に起草作業を開始した。

ポツダム宣言は、天皇及び天皇制については何ら言及していなかった。しかし、そのような中で、強いてこの問題に関連した唯一の取っかかりとなる同宣言の条項を探してみると、第十二項の次のような傍線部分の文言が考えられた。

「前記の諸目的が達成され、かつ日本国民の自由に表示される意思に従って、平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立された時には、連合国の占領軍は直ちに撤収されるものとする（傍線部―筆者 藤田）」。

ただこの条項の主旨は、連合国の占領軍撤収の条件の一つとして、日本国民の自由意思に従う政府の樹立について述べたものであり、必ずしも大西洋憲章でいうところの政体選択の自由について明確に認めた条項とは理解しにくいものであった。しかし、バーンズとコーヘンはこの第十二項を拡大解釈して、「日本の最終的政治形態は、ポツダム宣言に従って、日本国民の自由に表示された意思によって樹立されるものとする」という文言を回答案に入れることによって、政体選択の自由を認めるという点での妥協点を見出した。つまり天皇制の維持については、米国ではなく日本国民自身が決めることだという意味である。

この政体選択の自由は、無条件降伏原則を宣明したローズベルト自身が一九四一年八月チャーチルとの会談後、大西洋憲章の一項としてすでに述べていたことであり、また政体についてその国の国民自身が決めるという点で民主主義の原則にもかなうことでもあったので、このことを認めても米国内からの批判はある程度避けることができると考えられた。同時に日本に対しても天皇制を存続させるかどうかは日本国民が判断することで、米国が強制的に天皇制を廃止する意図がないことを示すことができる、すなわち米国内と日本へともにアピールするこ

とができる文言として、バーンズは日本への申し入れの回答草案の中にこの政体選択の自由を認めるという一項を入れたのである。

グルーをはじめとした國務省の知日派の人たちは、当初天皇および天皇制の維持を主張したが米国内の世論から厳しく批判されたところから、間接的、黙示的ともいえる政体選択の自由を認めるという立場へと後退した。つまり、それは日本国民に対して政体選択の自由を認めれば、必ず彼らは天皇制の存続を引き続き選択すると確信したからである。

しかし当初ポツダム宣言米国家起草時にはバーンズは政体選択の自由を日本に認めることを拒否していたが、日本の申し入れに対して、スチムソン、リーヒ、フォレストルが肯定的であり、トルーマンもどちらかといえば、日本のこの申し入れは戦争を終結させる機会と見たところから、バーンズは自らの立場を変えざるをえなくなり、政体選択の自由を日本に認めるのをやむをえないと判断し、回答草案の一項にこの文言を入れた。

ただ日本にこの「政体選択の自由」を認めるとしても、日本国民が望めばどのような政体をも認めるということではなく、たとえば天皇制について日本国民にこれまでと変わらない旧態依然の体制のままこの天皇制を残置することを認めるつもりはなかった。つまり将来日本が再びこの制度を利用して侵略行為に出ることがないような保障がえられることを条件としての天皇制容認論であった。

従って、バーンズの回答案も「日本の最終的な政治形態は、ポツダム宣言に従って、日本国民の自由に表明された意思によって樹立される（傍線部―筆者 藤田）」としてるように、ポツダム宣言の枠内で、政体選択の自由を認めるとしたのである。ポツダム宣言の原則と内容に反するような政体選択の自由を認めたものではない。日本側においてこの点を見落していた節があり、後日、日本は憲法改正案作成の際にその判断ミスを悟らされる

ことになる。戦後、日本国民が天皇帝の存続を選択した場合、米国が容認できる限界の天皇制は、「王は君臨すれども統治せず」とする英国型の立憲君主制であった。

さて、天皇制の存続を当然の前提として、日本側の従来どおりの天皇の統治権の変更がないものと考えるところ申し入れについては、米国側としてはおおよそ受け入れることができなかつた。そこでとりあえずの占領統治上の措置として、回答案は、降伏の時から、天皇および日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官に從属するとし、この天皇の統治権は最高のものでなく連合国最高司令官の從属下にあるとしたのである。またその他天皇に対して個人的に降伏条項への署名を求める一項も入れた。

このような内容を主とした回答案をバーンズはコーヘンの助力をえて起草した。またこの日の正午前、スイス政府を通じての公式の日本側の降伏申し入れの文書が届いた。⁽¹⁶⁾バーンズは直ちにこのスイスから届いた日本政府の公式文書と、あらかじめ自らが起草した回答案をもってトルーマンに会った。バーンズは起草した回答案をトルーマンに示し承認を求め、トルーマンと昼食をともにしながら起草した草案について協議した。その際、バーンズの側近のブラウン (W. Brown) によると、バーンズはトルーマンに、「われわれ二人でこの問題を決めねばならない。『多過ぎる台所の料理人』は必要ない」と述べ、大統領はそのことに同意したといふ。⁽¹⁷⁾

このように、最終的に米国の日本への回答案は、バーンズがその案を示し、トルーマンがそれを承認して策定された。トルーマンは、当日の日記に、「私のデスクで昼食をとりながら、二時間ほど前に入ってきた日本の降伏の申し入れについて討議した。彼らは降伏に際して一つの条件をつけることを望んだ。われわれの条件は『無条件』である。彼らは天皇の維持を望んだ。われわれは、彼らに天皇を維持する方法を教えるが、条件を定めるのはわれわれであると言った」と記している。⁽¹⁸⁾

結局、バーンズとトルーマンによって策定された日本への回答案は、その要点のみを記すと、次のようなものであった。

ポツダム宣言の条項は受諾するけれども、「天皇の統治者としての大権を損なう要求を含んでいないという了解の下に」という但し書を付けて受諾するという日本政府の通報に関し、われわれの立場は次のとおりである。降伏の時から、天皇および日本政府の国家統治の権限は、降伏条項を実施するために必要と思われる措置をとる連合軍最高司令官に従属する。

天皇および日本国大本営は、ポツダム宣言の降伏条項を実施するために必要な降伏条件に署名することを要求される。

日本の最終的政治形態は、ポツダム宣言に従って国民の自由に表示された意思によって樹立されるべきものとする。⁽¹⁷⁾

同日、午後二時から閣議が始まり、まずバーンズは日本政府から送られてきた公式の申し入れをゆっくり読み、次いでトルーマンが日本の申し入れに対する回答案をバーンズが起草したと述べ、バーンズがその回答案を読みあげた。その際、バーンズはヒロヒト天皇の上位にある最高司令官は米国人であることを特に強調したという。⁽¹⁸⁾そして、バーンズは英国、中国とロシアの三国に回答案の承認を求めて、ロンドン、モスクワ、重慶に回答案を送った。トルーマンは、この三国の承認について、英国と中国からは速やか承認がえられると予想したが、ロシアの承認の返答については樂觀していなかった。フォレストアルによると、トルーマンはロシアからは承認の返答がないかもしれないとし、返答がなくても彼ら（ロシア人）なしにわれわれは前へ進み、日本の占領を推進するつもりであると閣議で述べたという。⁽¹⁹⁾

(二) 英国、中国およびロシアの承認

① 英国の承認

八月十日、午後三時四十五分（ワシントン時間）、バーンズは、英国、中国、ソ連の三国駐在の米国大使宛に、日本の申し入れに対する米国の回答案を送付し、直ちに回答案を各駐在国の外相に手渡しして、至急返答をもらうよう訓電した。⁽¹²⁾

英国は、米国からのバーンズ案を受け取る前に、すでに日本の同盟放送を聞いて、日本の申し入れの内容を知り、八月十日午後三時（ロンドン時間）に閣議を開き、その対策を検討していた。その閣議の議事録によると、まずベリン外相が、同盟通信の日本の放送の内容について話し、まだ公式の通信はスイスあるいはスエーデン政府から受け取っていないが、この同盟放送の声明文は日本政府からの公式の通信と見て間違いないと述べた。そして外相は、日本政府が天皇の地位について求めている条項が問題となるかもしれないと述べた。この点についての通信文の言い回しはあいまいであることから、おそらくその明確化が必要であろうと言った。また外相は、この天皇条項を見て、米政府はこの通信を無条件降伏には不十分とみなすかもしれない。ただ自分としては、日本国民への權威を天皇が失うことになるような降伏条項を連合国政府が主張することが得策であるかどうか疑問に思うと言った。さらに外相は、「第一にわれわれは、降伏後の日本占領に際して、われわれの困難を不必要に増すようなことをすべきでなく、占領国の指令が日本人に伝えることができる中央の支配者として天皇を処遇することに明らかに利点がある。第二に、天皇の宗教上の影響力からして、もし降伏条項に天皇の退位のことが含まれていたならば、日本は降伏より破滅の道を選び、その場合に極東における戦闘はさらに多くの月日続くことになる恐れがある」と述べ、閣議の議事録は、「それゆえに、外相は、天皇が連合国の措置に従うことを条件に、日本国民に

対する天皇の統治権を損なわずにおくような降伏条項を課すことがよいと考えているようであった」と記している。

次に首相のアトリーは、ポツダム宣言が天皇の地位について言及しなかったけれども、「日本国民を欺瞞し、世界征服の拳に出るといった誤ちを犯した者たちの権力および勢力は永久に除去する」ことを要求していることを思い出して、この文言は天皇の退位を要求したものと解釈されるかもしれないと述べた。しかし首相は、もしそれが戦闘の継続とさらなる米軍の犠牲をとまなうことになる場合、米政府が天皇の退位を主張するかどうかは疑問であると言った。

以上の外相と首相の発言に続いて、閣議ではさらに閣僚による討議がなされ、次のような諸点が指摘されたという。

要点のみを記すと、

(一)「天皇の国家統治の大権」という文言は何を意味しているのか、明確にその意味を確認することが必要であろう。それは日本の港の連合国による占領が、天皇の大権を損なうという意味であるならば、そのような項を受け入れることができない。他方、この文言は単に降伏条件として天皇の退位を要求するものではないという意味であれば、この条項はポツダム宣言の精神に矛盾するものではないであろう。

(二)天皇を戦争犯罪人として扱うというわれわれの主張が実質極東における戦闘を長引かせることになるのであれば、われわれのそのような主張は正当なものと言えないであろう。

(三)われわれは、もちろん米国、ソ連、中国と協調せずにこの通信に対して何らかの行動を絶対に取るべきではない。

このような閣議での討議を踏まえて、首相は議論をまとめて、「これが極東における戦争の終結を實質遅らせるような結果になると思える場合、日本の天皇の退位を含む降伏条件を主張することは不適當であるというのが内閣の見解である」と言った。そして「しかしながら、第一にすべきことは、米國、ソ連と中国の各政府とこの点について意見交換し、四カ國のこの問題についての合意を求めることである」と述べ、外相は外交チャンネルを通じてこの手はずを整えるべきであると言った。

結局、この閣議でのとりあえずの結論は、議事録によると、「スイスあるいはスエーデン政府からの公式の通信受領に備えて、外相は、同盟通信による放送の声明に対する米國、ソ連、中国の各政府の態度を外交チャンネルを通じての確認の手はずを取るべきで、そしてワシントン、モスクワ、重慶駐在のわが政府の大使には、英國政府の暫定的な見解として、首相が述べた上記の結論を伝える」ということになった、という。⁽¹⁸⁾この閣議での結論に従って、八月十日午後五時二十五分（ロンドン時間）、英國外務省は、ワシントン、重慶、モスクワ駐在の各英國大使に対して、「われわれはまだ日本の放送局の声明に関する公式の確認文書を受け取っていないが、各駐在國政府に、この日本の声明、特にこの声明文の最後から二番目の文章に含まれる天皇に関する条項についての見解を至急聞きなさい」と訓電した。⁽¹⁹⁾

この電文送付後の午後六時十五分（ロンドン時間）英國外務省はワシントンの英國大使館宛に、外務省の担当官が英國駐在のワイナント米國大使に会い、次のような英國政府の見解をワイナントに伝えたことを打電している。

その要点を記すと、

(一)まず日本の降伏の申し入れについて、ワイナントに速やかに米國政府と交信したかどうかを尋ね、英國とし

ては、日本の申し入れの条項の明確化のためすでに各国駐在の英国大使たちに電報を送っている。日本管理の難しさを考え、英国政府としてはもし米国が同意するならば、天皇をシンボルとして留位させたいと思う。しかしわれわれは「大権」という語が明確化されるまで、この語を受け入れることはできない。

(二) 英国政府は、もしわれわれが天皇の退位を主張したならば、特に外辺地域の戦場で日本人を徹底抗戦の自殺的行為に走らせることになるかもしれないと考えている。

(三) ポツダム宣言の第四項と第六項は、⁽¹⁸⁵⁾特に天皇について言及したのではなく、それらの条項は軍閥の除去を意味したものである。

(四) ワイナント大使には本国政府（米国政府）に連絡をとり、われわれとの連携を維持するよう要請した。英国は米国との見解の一致が確認されるまで、他国政府とこの問題について討議するつもりはない。⁽¹⁸⁶⁾

このように、英国外務省は、日本の申し入れについての英国の見解をワイナント駐英大使に伝えていた。ワイナントは、バーンズの側近のコーヘンとの電話会談で、この英国政府の見解を米国に伝えている。⁽¹⁸⁷⁾ この英国政府の見解はコーヘンを通じてバーンズに伝えられていたことは間違いない。ただバーンズがこれを聞いてどの程度影響を受けたかは不明であるが、英国が立憲君主制の国家であるだけに、天皇問題について英国政府がどのように反応するかということは関心事であり、自ら起草した回答案通りの承認が英国から得られるかどうかいくぶん懸念していたであろう。

ともあれ、バーンズ回答案は、英国政府にはワイナント駐英大使を通じて渡され、⁽¹⁸⁸⁾ 早速アトリー首相とベヴィン外相が中心となって、バーンズ案を検討し、英国政府の回答案を起草した。この英国政府の返答案は、ワイナント駐英米大使に渡されるとともに、八月十一日午前三時二十分（ロンドン時間）ワシントン、モスコ、重

慶駐在の各国大使にも打電された。その内容は次のようなものであった。

「われわれは、あなたがたの草案を検討した。原則において同意するけれども、われわれは、天皇に個人的に降伏条項に署名するよう求めることが賢明であるかどうか疑問に思う。従って該当部分を次のように修正することを提案する。『天皇は、日本の政府および日本国大本宮に対し、ポツダム宣言の諸条項を実施するために必要な降伏条項の署名の権限を与え、かつこれを保障するものとする。また天皇はすべての日本国陸、海、空軍およびその指揮下にあるすべての軍隊に対し、そのいずれの地域にあるかを問わず戦闘行為を停止し、武器を引渡すよう命令を発するものとする。』……このようにすれば、すべての外辺地域における日本の速やかな降伏を確保し、そのことによって、米、英、英連合諸国の人々の生命を救うことになる」とわれわれは思う¹⁸⁾。

この修正は、立憲君主国としての国王の地位に対する英国の理解によるものであり、天皇に降伏条項への署名をさせるといった屈辱を与えないことによって、日本の降伏を容易にするとの意図からなされたものである。英国はこのような修正を付して、米国家を承認すると回答した。

① 中国、ソ連の承認

米、中、ソ連へも至急の返答を求めてバーンズ案を送付した。

まず中国であるが、蒋介石からの回答は次のようなものであった。

「私はすべての条件に同意し、ポツダム宣言の受諾についての日本政府への米国の回答に参加します。私は特に天皇と日本の大本宮に降伏条項に署名させ、降伏を有効なものとするための命令を発するよう求めていることに賛成です。また日本の最終的な政治形態が、日本国民の自由に表示された意志によることを要求してい

る条件に同意します。このことは、過去数年間私がずっと表明してきたこと⁽¹⁹⁾です」。

このように中国もバーンズ案に賛成という回答をしたが、特に天皇の降伏条項の署名に賛成といっているだけに、英国修正案を米国が受け入れるとすれば、この中国の回答は再度蒋介石にその変更についての同意を求める必要性があるかという問題を残した。

次にソ連であるが、英国、中国と違って、既述のごとくソ連が米国案を速やかに承認しないのではないかという懸念をトルーマンはもっていた。このトルーマンの危惧は的中したといつてよい。八月十日真夜中、モロトフは駐ソ英国大使のクラーク・カー (Clark Kerr) と駐ソ米国大使のハリマン (W. Averell Harriman) を呼び、東京駐在のソ連大使から送られてきた日本の降伏申し入れの電文を見せた。そしてモロトフは、両大使に日本の申し入れに対する米国と英国両政府の態度について質問し、ソ連の見解は日本の申し入れは無条件降伏とは考えられないので、「懐疑的」であると述べた。それゆえに、ソ連軍は満州への進攻を続けるつもりであると言った。そこでクラーク・カーがモロトフにそれは日本の申し入れを拒否するという意味かと問うたところ、モロトフは満州への進攻を続けるということは、日本の申し入れに対する具体的な充分なる回答であると答えた。

ハリマンは、モロトフのこの発言からソ連は全くのところ戦争を続けたがっているという印象を受けたという。クラーク・カーはさらに天皇問題について、天皇は日本の将来の政治に一定の役割を果たすべきかどうかということ聞いたところ、モロトフはその点はまだ何とも言えないと言った。そしてモロトフは両国大使に米国と英国政府の日本の申し入れについての見解を今日中にソ連政府に知らせてほしいと言った。丁度その時モロトフの執務室に、モスコウ駐在の米国大使館の G・ケナン (G. Kennan) 代理公使がワシントンから送られてきたソ連政府の同意を求めたバーンズの回答案を持って入ってきた。ハリマンはモロトフにその米国の回答案を見せ、直

ちに返事がほしいと言ったが、モロトフは明日返事をすると言ったので、ハリマンは今夜中の回答を望むと言い、天皇のみが日本の全軍隊に戦闘を終結させるための命令を発することができることを強調した。モロトフはそれに対して、バーンズ回答案を政府に持ち帰って、今夜中に返答するよう努力すると述べた。^(四)

八月十一日午前二時（モスクワ時間）、モロトフはハリマンとクラーク・カーを再び呼んだ。そして、モロトフは二人に次のような声明文を渡した。

「ソ連政府は、降伏に関する日本政府の声明に対する米国政府によって出された連合国の回答案に賛成する。ソ連政府は、上記の回答が対日戦争に従事している主要諸国の名において出されるべきであると考える。」

ソ連政府はまた、日本政府から同意の回答がきた場合、連合国は日本の天皇および日本政府が従属すべき連合軍最高司令官の代表の一人または複数の候補者について、協定に達すべきものと考える。（傍線―筆者藤田）

ソ連政府の名において、V・モロトフ」。

ハリマンは、この声明文を読んで、この最後の項について、「複数の候補者」というのはどういう意味かと問うた。モロトフは極東には連合軍司令部が存在しないので、連合軍最高司令部に一人か二人の代表を決めることが必要であろうと答えた。それに対してハリマンは、これは最高司令官の選任についてソ連に拒否権を与えることになり、自分の意見ではわが政府は絶対にそれを受け入れないと言った。そしてさらにハリマンはモロトフの意味するところを聞くと、モロトフは結局最高司令官は米国人とソ連人の二人にしたらよいと言い、ソ連側の最高司令官としてワシレフスキー（Vasilievsky―ソ連極東軍司令官）元帥の名前を挙げた。ハリマンは最高司令官は米国人以外に考えられないと言った。

このようにモロトフとの激しい論争の後、モロトフはともかくソ連政府の見解を米国政府に伝達するよう主張

したので、ハリマンは自分の意見ではわが政府によってそれは受け入れられないだろうと言い、さらに米国は四年間日本と戦ってきたが、ロシアは正確には二日間戦っているに過ぎないという事実について指摘した。しかしとりあえず、ハリマンはソ連の見解を米国政府に伝えるべく執務室に戻った時、モロトフの秘書パブロフから電話があり、モロトフはスターリンと相談し、一つの誤解があり、「候補者」について協議することのみ言ったのであり、協定に達することの必要について言ったのではない、と述べた。ハリマンはまたパブロフに、「あるいは複数の候補者」という文言は受け入れがたく、モロトフにこのことを伝えるように要請したところ、数分もたたないうちにパブロフは電話をしてきて、スターリンはこれらの文言を削除することに同意したと言ってきた。パブロフは文書でこれらのことを確認することに同意したという。ハリマンは以上の交渉経過をバーンズに説明して、日本の申し入れに対するソ連の回答は、特にその最終項のところは結局「ソ連政府はまた日本政府からの同意の回答がきた場合、連合国は…の連合軍最高司令部の代表について、協議すべきものと考える（傍線部―筆者 藤田）」となりますという報告書をバーンズに打電した。⁽⁹⁾

ハリマンは、このソ連との交渉を回想して、「私が大いに懸念したことは、モロトフの言うことを受け入れたならば、ソ連と長い交渉に入ることになり、彼らは最終的に（最高司令官として）マッカーサーに同意する代わりに、北海道をソ連の占領地域にすることを主張しただろう。スターリンは以前にホプキンスと私にその野望を語っていたので、私はその可能性を警戒した。スターリンの頭には北海道の占領のことがあったことは間違いない」と述べている。⁽¹⁰⁾ たしかに、このハリマンの回想どおり、一九四五年五月、トルーマンの特使としてモスクワに派遣されたホプキンスは、スターリンとの会談の中で、スターリンが対日参戦した場合、日本の占領への参加を期待し、占領地域について英国および米国と協定を結ぶことを望んでいることをトルーマンに報告している。⁽¹¹⁾ トル

ーマンは、ソ連とのバーンズ回答案をめぐる交渉についてのハリマン報告を受け、回顧録に次のように書いてい
る。

「もちろんハリマンは米国の既定の政策を表明していた。国務・陸・海軍三省調整委員会は、少し前に戦後
日本の管理に関するわれわれの立場を決め、私はそれを承認していた。われわれは連合国を代表して行動する
米国人司令官によって日本が管理されることを望んでいた。……私は、日本の占領はドイツの占領の二の舞に
ならないよう決意していた。私は分割して管理することや占領地域を分けることを望んでいなかった」⁽¹⁶⁾

以上、ともかくもソ連によるバーンズ案の承認の件は片付いたが、米国が日本へ回答を送るには、もう一件問
題が残っていた。それは、バーンズ案の英国による修正の問題であった。すなわち、バーンズとトルーマンはこ
の英国修正に異論なく直ちに承認していたが、この英国修正を中国が承認するかどうかという問題である。なぜ
ならば既述のごとく、蒋介石はバーンズ案を承認するとして、「特に天皇に降伏条項の署名をさせる」ことに賛成
であると回答していたからである。英国外務省は八月十一日午前、ワシントン駐在の英国大使にバーンズ案の修
正点を記した電文を打電した際、同時にモスクワと重慶の駐在の英国大使にも同文の電報を送っていた。従って、
英国の修正点を知っていた重慶駐在の英国大使は、八月十一日午後、外務本省に「私は蒋介石がバーンズ案には
天皇自身に降伏条項の署名をさせるという一項が含まれていることに特に喜んでいるという情報を中国外交部長
代理と米国公使から得た。それゆえに、英国外務省によって提案された修正は中国の反対にあうかもしれない」
と報告している⁽¹⁶⁾。

しかし、米国は日本への公式の回答を送ることを急いでいたため、この英国の修正について、あらためて中国
ソ連の承認を取り付けることはせず、バーンズはそれはわずかな変更であり、中国、ソ連によってそのまま承認

されるものと考え、米、英、中、ソの四カ国を代表して、八月十一日午前十時三十分、日本政府への公式回答を米国駐在のスイス代理公使グラスリ (Max Gressli) に渡し、この日本の申し入れに対する回答はスイス政府経由で日本に送られた。⁽¹⁹⁾

バーンズは特に中国が回答案承認に際して、「天皇の降伏条項への署名」に言及していたところから、八月十一日、中国政府に「日本政府への回答案を各国政府に送った結果、貴国政府によって承認された草案の第三項のところの文言に重要でない変更を加えた。時間を節約するためにこの変更(英国修正)は各国政府によって承認されるであろうと確信して、各国政府によるこの変更に対する承認を待たずに日本政府への回答を送った」として、中国の理解を求めた。⁽¹⁸⁾ それに対して中国は八月十三日、その変更に同意すると返答した。⁽¹⁹⁾ しかし中国はこの修正に当然不満であっただろうが、米国の援助をえて戦闘を続けてきただけに、この変更を受け入れざるを得なかった。

このように、米国は日本の申し入れに対する回答(バーンズ回答)をスイス政府経由で日本に送ると同時に、外交ルートを通じての回答が日本に届く前に、日本に知らせるため米国の新聞とラジオにその内容を発表させた。OWI(戦争情報局)は、八月十一日の正午頃から回答文を放送したが、バーンズは「短波放送では、日本の一般民衆に届きにくい」として、日本の一般民衆に回答の内容を知らせるために、その内容を記したリーフレットを出来る限り速やかに日本に投下するようスチムソン陸軍長官に要請した。⁽²⁰⁾ 陸軍はバーンズのこの要請に答え、日本政府の申し入れとそれに対する米国の回答を日本語で記したリーフレット(伝單)を八月十三日と十四日、航空機により日本の諸都市に投下した。⁽²⁰⁾

さて、このバーンズ回答は、八月十日の日本の申し入れにどの程度肯定的に答えるものであったろうか。米国

の戦争目的と米国世論の動向からして、「天皇の統治権の留保」という日本の要求を認めることは、米国にとっておよそ不可能なことであった。しかしおよそ認めがたいことであっても、日本を降伏させるために天皇の力が必要であるとの認識があり、米国は真つ向から日本の要求を拒否するわけにもゆかず、この点については明示せず、間接的に拒否するといった表現方法をとった。すなわち、バーンズ回答第一項で、「降伏の時から、天皇および日本政府の国家統治の権限は、……連合軍最高司令官に従属する」とし、実質上の占領期間中の「天皇の国家統治権」を否定した。ただこの条項は、他方「天皇の権限は…従属する」として、降伏後も連合国（米国）は天皇の存在を一応認めるような表現方法を取り、「直ちに」降伏後天皇を廃止する意図がないことも明示した。

そして、第四項で「日本の最終的政治形態は、ポツダム宣言に従って、日本国民の自由に表明された意思によって樹立されるべきものとする」とし、「ポツダム宣言に従って」という条件付で、日本国民の政体選択の自由を認め、連合国（米国）として、天皇制を強制的に廃止する意図はなく、この制度の存続は条件付で日本国民自身が決めることである、としたのである。

よって、このバーンズ回答は、すでに考察した作成過程から考えて、八月十日の日本の申し入れについては、「天皇の国家統治権」という意味での国体については認めなかったが、日本国民が望むのであれば、「皇室の安泰」については条件を付して否定しなかったといえよう。いずれにせよ、この回答は日本の申し入れに直接応えるといったものでなかっただけに、再び日本側に受諾をめぐっての論争を呼び起こすことになった。

六、再度の「聖断」

(一) バーンズ回答の分析・検討

① 外務省

八月十二日、零時四十五分、外務省ラジオ室は、サンフランシスコからのバーンズ回答文の放送を傍受し、東郷外相と松本次官に通報した。外務省関係者は、午前三時頃から、回答文の翻訳、検討に入った。⁽²⁰⁾ 条約局長の沢信一は手記に記している。

「条約局としてすぐに内容を法律的に検討すること、正式の訳文を作ることに着手した。事務当局としてはこの回答は当方の申出を実質的に受諾したものと了解して差支ないとの見解であつたが、軍部は屹度文句をつけるに違ひないことは解つて居た。軍人は訳文にたよるに違ひないからこれはうまく訳さなければいかぬと思つたが、subject to をどう訳すか下田第一課長と相談したが、これは天皇の権限が総司令官に移ることを意味するものではなくただ制限されるだけだから、従属とか服従とかいう刺激的な字は止めて、意味をとつて『制限の下にあり』という風にしようといつて居る処に、高柳博士が居合わせたのでどうだろうと聞くと、意味はそうだが『制限』という字は書いていないが……という返事だつたが、それにすることに決めて松本次官も即座に賛成した。末項については、之は水掛論になるが政治形態あるいは政府形態は国体とは違ふということを押し切れるという見解であつた⁽²¹⁾」。

このように外務省は、渋沢局長を中心にバーンズ回答に対する軍部の反感を招かないように、慎重を期して次のような回答の邦訳文を作成した。

『ポツダム』宣言の条項は之を受諾するも、右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解を併せ述べたる日本国政府の通報に關し、吾等の立場は左の通りなり。

一、降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるる (subject to) ものとす。

二、天皇は日本国政府及日本帝国大本營に対し、『ポツダム』宣言の諸条項を実施する為必要な降伏条項署名の権限を与へ、且之を保障することを要請せられ、又天皇は一切の日本国陸・海・空軍官憲及び何れの地域に在るを問はず右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戦鬪行為を終止し、武器を引渡し及降伏条項実施の為最高司令官の要求することあるべき命令を発することを命ずべきものとす。

三、日本国政府は、降伏後直に俘虜及被抑留者を連合国船舶に速かに乗船せしめ得べき安全なる地域に移送すべきものとす。

四、最終的の日本国政府の形態は、『ポツダム』宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意思により決定せらるべきものとす。

五、連合国軍隊は、『ポツダム』宣言に掲げられたる諸目的が完遂せらるる迄日本国内に留まるべし。^(別)

(句点、項目番号は筆者藤田)

外務省は、この回答文の翻訳と同時に、その内容の分析、検討に入った。その際中心となつたのが外務次官の松本俊一である。松本は八月十二日午前二時頃、外務省ラジオ室からの報告を聞き、回答文について、「第一項の subject to 云々については我國の治外法権の事を例にとれば、暫定的なことでもあるから、強硬論者を説き伏せ得ると考えた。殊に敵も天皇の存在を前提として立論している」、また第四項は「国体論者からは強い反対を

予想せねばならぬ。又こうなった上は天皇の問題も結局人民がこれを認めるか否かにかかってくることは已むを得まい。兎に角敵も天皇の存続は一応認めて、此の回答を送ったもので、多少顧みて他をいうことによつて日本の通告を黙認したものととれる」と分析し、午前五時半頃、安藤政務局長と渋沢条約局長とともに、東郷外相の私邸を訪問し、外相を含めて四人で回答文を検討した、と手記に記している⁽²⁰⁵⁾。彼ら四人の検討結果、東郷によると、回答は「大体我が方より申出たる了解事項を応諾せるものなりとの結論に到達した」という⁽²⁰⁶⁾。

このような外務省の幹部たちとの協議後、東郷は直ちに鈴木首相を訪問し、米国籍の回答を伝えるとともに回答の受け入れについて話しあった。鈴木首相はすでに迫水書記官長から、回答文と外務省幹部らのおおよその見解について聞いていた。つまり松本次官らは、東郷外相との話しあいの前に官邸の迫水と回答文について検討していた。彼らとの検討結果について、迫水は「この回答は、いろいろひつかかるような点はあるが、間接的には、わが方の条件を承諾しているものであると結論を下し、同時に、この際としては、もつとはっきりした回答をするために再照介などすれば、結局、せつかくの糸がきれてしまうから、このまま鵜呑みにするほかはないという点でも一致した」、そして、「私はそのことを総理に報告すると、総理は『ともかく戦争は終結させなければなりません』と厳然としていわれたのを、私は非常に心強く思った」と書いている⁽²⁰⁷⁾。従つて、東郷が鈴木に会った際、鈴木はすでにバーンズ回答文についての外務省の見解を聞いていた。

東郷は鈴木に会った後、午前十一時十分参内し、天皇に「回答の趣旨およびこれに対する措置振りについて上奏し」、天皇は「先方回答の通りでいいと思うから、そのまま応諾するように取運ぶがいいだろう」との御言葉で、総理にもその趣旨を伝えるようにと仰せられた⁽²⁰⁸⁾という。よつて東郷は直ちに首相官邸に行き、右の事情を首相に報告し、打ち合わせをした。そして午後三時から、バーンズ回答審議のための臨時閣議が開かれることになつ

た。

①軍部

阿南陸相は、八月十日、陸軍省高級部員以上を集め、九日の御前会議の模様につき、「昨夜十一時より本朝三時に亘り御前会議開催せられ、皇室の保全を条件として、ポツダム宣言内容の大部を受諾することに御聖断あらせられたり。然れ共、之が実効を見る為には、皇室保全の確証あることを前提とするものなり」と説明していた。²⁰⁾つまり、「皇室安全の確証」が得られない限り、ポツダム宣言の受諾に反対という立場を明らかにしていた。従って、バーンズ回答文を一読して、これでは皇室保全の確証がえられないものと考え、陸軍としてはおよそ受け入れることができる回答ではないと判断した。

陸軍もサンフランシスコからのバーンズ回答の放送を傍受し、直ちに行動を開始した。八月十二日の陸軍省軍務課の「機密作戦日誌」は、「九日（聖断）の後手に鑑み、訳文不十分に拘らず、局長は直ちに外務次官の許に、軍事課長は書記官長の許に、次官は侍従武官長の許に至り、各々本回答にては受諾し難き陸軍の意思を通し、情勢^{（19）}馴致^{（20）}に努むる所あり」と記している。

陸軍は、外務省に頼ることなく、バーンズ回答の訳文を独自に作成していた。陸軍の訳文は、八月十二日未明のサンフランシスコ放送を聞いた直後の仮訳では、問題の第一項の subject to については、「…連合国最高司令官に隷属すべきものなること（傍線部―筆者 藤田）」と訳していた。²¹⁾陸軍省軍務局は「八月十二日敵側回答に伴ふ帝国爾後の戦争指導に関する件―最高戦争指導会議附議案―」を作成した。それによると、「帝国は八月十二日敵側回答の条件を断乎拒絶し、真に帝国の存亡を賭して大東亜戦争の目的完遂に邁進す」という「方針」のもとに、その「要領」として、「帝国は米英『ソ』支に対し活発強力なる作戦を実行す」、ただ「戦争終結に関し更に敵側

より提案ある場合に於ては、帝国は再び対敵交渉を行ふことあり」としていた。⁽²¹⁾

軍務局は、この附議案の「説明資料」として、詳細にバーンズ回答文を逐条ごとに分析した文書を作成していた。

その大要を記すと

回答の第一項については、「本項は、天皇統治の大権・国体護持に関する根本事項なり」とし、「天皇は連合国最高指導官に隷属しあり、決して対等の地位にあらず」、「天皇の上に統治者〔支配者〕あり、之国体の根本的破壊なり〔主権の独立性侵害〕、憲法第一条〔天皇統治の大権〕、憲法第三条〔天皇の神聖〕を根本的に破壊す」、「天皇が他に支配せらるるは寸時と雖も又其の範圍に差異ありとも之皇紀の断絶なり、断じて容認し得ず」。

第二項は、「本項は武装解除の問題なり」とし、「帝国憲法に示す、天皇は陸海軍を統帥すの主旨に基き必要の軍隊を保有するは、天皇の大権事項にして国体護持の爲には軍備を必要とするは当然なり」、「本回答文には、国体護持の安全保障は何物もなし」、「実質的主権の放棄なり」、「帝国に軍隊なく、大元帥陛下の御身分なし」。第四項については、「天皇統治の大権を分離しあり」とし、「天皇抹殺を前提とし、其の措置を合法化することに細心の注意を加へあり」、「天皇の政府にあらず、人民自体の政府として認めあり、国体の本義に反すると論なし」。

第五項については、「本項は駐兵権―皇土の保証占領なり」とし、「武装解除と共に行ふ駐兵は永久保証占領なり」、「天皇統治の大権施行全然不可能なり」。

そして結論として、「要するに、米英蘇支の真意は飽く迄国体の変革に存すること明白なり」、「『ポツダム』宣言は武力を用ひずして皇国を覆滅せんとする敵の謀略攻勢にして其の真意・真姿は本回答にて明々白白々、何

人と雖も之を疑ふ者なかるへし」、「帝国の申入れに於て主務大臣は『ポツダム』宣言中には『天皇統治の大権には変化なき』ことを自ら諒解〔條件〕せる旨申入れられたる如きも右に對してすら敵の回答は前述の如し」、「帝国の企図する意図は全然達成せられあらざるものなり」という。⁽²¹⁾

この軍務局作成の「説明資料」は、バーンズ回答受け入れ反対の陸軍の論拠を余すところなく記したものである。参謀本部は直ちに動き、軍令部と打ち合わせをして、早くも八月十二日午前八時四十分、参謀総長と軍令部総長が列立上奏した。上奏の内容は、バーンズ回答について、敵国の意図は名実共に無条件降伏を要求し、特に国体の根基たる天皇の尊厳冒とくしていることは明らかであり、過般御聖断を賜った御前会議の趣旨に反するものと考えられるとし、このような条件のもとと和平を行えば、わが国の国体の破滅、皇国の滅亡を招来するといつても過言でなく、よつて「統帥部と致しましては本覚書（バーンズ回答）の如き和平条件は断乎として峻拒すべきものと存します」といつたものであつた。⁽²²⁾

この上奏は、天皇が午前十一時五分、東郷外相からのバーンズ回答についての上奏を受ける数時間前のことであつた。この両総長の列立上奏の際、陪席していた侍従武官長の蓮沼蕃は次のような感想を述べている。

「私から見ると両総長は、部下から懇請されて渋々上奏して居るような態度でありました。陛下も形式的上奏とお感じになられたらしく強い反響は示されませんでした。『未だ正式回答が来ないのだから、到着後よく研究し疑問の点は問ひ質すことも出来るだろう』と云う意味のことを申され、両総長も何も申さずに帰りました。両総長上奏の前に私のもとに参謀本部の課長級の人が来て回答の条項を説明し不満の意を漏らしていましたから、私は総長は之等の下僚の意見に押されて来たのではないかと思ひます。⁽²³⁾」

参謀次長の河辺虎四郎は、八月十二日の日記に、「両総長列立上奏せられたるも期待せる反響を得ざりし憾あ

以上、外務省と陸軍省・統帥部のバーンズ回答についての検討・分析結果について考察してきたが、それぞれの立場から、回答文について正反対ともいえる解釈をしている。それは回答文そのものが、当時の米国側の事情を反映して、日本の申し入れに直接答えず、日本側からするとかなりあいまいかつ不明瞭な表現をした作文であったことにも原因がある。いずれにせよ、両者の見解は全く対立したものであり、議論しても平行線で、およそ議論を重ねてもどこかで交わるといった可能性のあるものではなかった。ともあれ、十二日の午後三時から、バーンズ回答審議のため、臨時閣議が開かれた。

(二)八月十二日の臨時閣議

まず、東郷外相が、バーンズ回答の内容とその見解について述べた。

「右回答は満足のものとは云い得ないが、我が方から天皇の統治権の問題を持ち出したから、占領中は日本側の統治権能が無制限に行わるるわけではなく、『ポツダム』宣言の条件を実施するためには、連合国最高司令官の権限が日本側のそれよりも上にあることを指摘して来たのである。即ち保障占領の下に於ては、降伏条件実施の枠内に於ては統治権に制限があるのは致し方ないことであるが、原則的には天皇の地位は儼存するのである。……問題は第四点である。国民の自由意思により政府の形態を決定する考え方は大西洋憲章にも記載せられており、『ポツダム』宣言も同様の趣旨に出ているものである。即ち日本の国体は日本人自身が決定すべき問題であること、また従って外部よりこれに干渉すべからずとの意味である。またもし先方で人民投票の方法

によって決定する意図であるにしても、日本人の忠誠心に照し極く少数のものを別とし、大多数はわが国体の大本を変更せんとする考えを抱くものとは信ぜられぬ……先方の回答について字句の修正を求めても、……我が方の趣旨を貫徹し得ざる結果となる虞れがあり、かつまたあくまでこの点に関する交渉を押し進めんとする場合には、先方諸国に於ける強硬派に口実を与え、皇室否認の要求さえ提出せられずとは限らず、かくて遂に決裂を見るべき覚悟を要す」。このように東郷は述べて、「本件交渉はこの辺にて取纏むることを必要と認む」と言った。⁽²⁷⁾

これに対して、阿南陸相は、「天皇が連合国最高司令官の権限に従属すと記載せること、並びに日本政府の最終的形態を日本国民の意思に依り決定すとせることの不都合を挙げて、先方回答は不満足である」と述べた。また他の二、三の閣僚から、「日本の国体は神代の時代から決っているので、国民の意思によって決定せらるるのではないとか、武装解除の強制は帝国軍人にとつて忍び得ないことであるから、戦争継続の外はない」との主張が出され、東郷はこれらの意見に対して反駁し、米内海相も東郷を支持した、という。⁽²⁸⁾

(三)八月十三日の最高戦争指導会議

八月十二日、午後六時四十分、在スイス加瀬公使から公式の連合国回答（バーンズ回答）が外務省に届いたが、外務省は公式回答の電報は十三日朝（午前七時四十分）到着したことにして、十三日に公式回答文を各方面に配布した。⁽²⁹⁾

この公式回答文に基づいて、午前九時から最高戦争指導会議構成員会議が開かれた。この会議に先立って、阿南陸相は午前七時十分宮中に木戸を訪問し、木戸に「連合国の回答につき此の儘之を認めれば、日本は亡国とな

り、国体の護持も結局不可能となると思ふ、故に第四項をあの儘としては認めがたい」と述べた。これに対して木戸は、「第四項については外務当局の解釈としては差支なしと云ふので、其の他は現在の実情より見れば不得るところと解するの外なかるべし、然らば我国が今日に及んで之を拒否するが如きは確乎たる理由の下になせるものとは云ひ難し、従つて連合国側に於ては何が故に我国が態度を変へたるかを了解するに苦しむなるべく、結局之によりて陛下は連合国否世界より馬鹿か狂人なりと批判せらるるに至るべし、陛下今回の御決心は深き御考慮の上にてなされたものと拝察せらるるを以て、今となりては受諾するの外なし」と言つた、⁽²⁰⁾という。

阿南としては、木戸を動かして宮中方面の意向ということ、構成員会議での議論を有利に導こうとしたのであろうが、このように木戸との話し合ひは物別れとなり、思惑どおりには行かなかつた。

さて、会議であるが、午前九時に始まり、途中中断をはさんで約五時間にわたり、くり返し議論が蒸し返され、意見の一致を見ずに終つた。この会議の模様について、東郷は手記に記している。

「軍部から『バーンズ』回答第二項（正確には第一項）および第四項は不満足であるから、これを修正せしむる必要がある、更に保障占領および武装解除の二点について要求を追加する必要があると申し出た。自分は昨日閣議で述べたと同様の趣旨で反対し、殊に新要求の追加は、前回の御前会議で提出せざることに決定せるものを更に持出そうと云うのであるから、甚だ不都合であると述べ、総理並びに海相は自分を支持して論難長時間に及んだ。議論は再び戦争継続の可能如何にまで及んだが、阿南陸相および梅津参謀総長いずれも決裂の場合、なお一戦を為し得べきことを述べるばかりで、最後の勝利に就ては予言するを得ずと云うのであつた」⁽²¹⁾。軍令部総長の豊田は、もう少し詳しくこの会議について語っている。

その要点のみを記すと、

会議では第一項と第四項の「二つの点が国体の護持に重大な支障を生ずる懼れがあり、当初申入れの天皇の統治大権に何等の変更を加へる要求を包含せずという条件を充足していないから、更に申入れて向うの説明を求めるか、或はこつちから要求を出して了解、保障を求めらるる必要があるのじゃないかという強硬な主張と、この際更に申出条件を加えるとか註文をつけるとかいうことはこの話をぶち壊してしまつて非常に危険だから一切何もいわずに向うの回答を鵜呑みにすべきだという意見が対立した」、そしてその外の武装解除、保障占領についても問題となり、参謀総長と陸軍大臣が第一回の申入の審議のときの主張を更に繰り返した。しかし、豊田は「この問題は第一回の申入れて御聖断によつて除外したもので今更それを出したところで、それは出来ない」として、参謀総長と陸相の意見に賛成しなかつたが、回答の第一項と第四項は、国体護持に重要な支障を生ずる懼があるので、交渉でこつちの所信だけは述べ、「向うが話を聞く間かぬは兎に角として、いうだけはいえと主張したが」、東郷外相はどうしてもだめだと言ひ、外相と正面から対立した、という。⁽²²⁾

ともかく、この最高戦争指導会議では、相当長時間にわたつて議論したが、予想どおり回答に不満の再照会を主張する陸相と両統帥部長の三者と、再照会は全く不可能であり回答の受け入れをやむをえないと主張する鈴木総理、米内海相、東郷外相の三者の意見対立のまま散会した。東郷は「米回答の到着について上奏するため、午後二時に参内して昨日来審議の状況についても上奏したが、自分（東郷）の主張の通りでよろしいから総理にもその旨を伝えよとの御言葉であつた」と手記に記している。⁽²³⁾

（四）八月十三日の閣議

前述のとおり、この日の最高戦争指導会議においても意見の一致を見ず、午後の閣議でバーンス回答の処置に

ついで審議がなされた。この閣議について、東郷は次のように記している。

「自分は連合国の状勢その他から判断してこのうえ再回答を求めても効果がないばかりでなく、我が方の平に対する真意を疑わしむることともなる、結局連合国の回答は多数与国の主張の最低共通条件と見る外はないので、日本の再興と人類の福祉のためこの条件を受諾して和平に入るを急務とすと述べて、海軍大臣の支援を得たが、自分の意見に反対するものが若干あった。そこで総理は各人にその意見を質した結果、豊田（貞次郎）軍需大臣の去就不明、桜井國務省の総理一任の外、受諾に賛成せるもの米内海相、広瀬蔵相、石黒農相、太田文相、安井國務相、左近司國務相、岡田厚生相、小日山運輸相、下村無任相および自分で、反対のもの阿南陸相、松阪法相、安倍内相であった。しかし全会一致の決定を得ないので総理は散会を宣した⁽²¹⁾」。

この東郷手記においては、会議における鈴木首相の見解が記されていないが、鈴木は会議の終わりのところで、会議に出席していた池田内閣総合計画局長官のメモによると、次のように述べたという。

「本官は戦争継続については従来より強い意見を有す。然し戦況は変化した。考えを変えねばならぬ。此の回答を見たとき之は受諾できぬ、戦争は継続する以外にないと決心した。然るに此の回答を再三、再四読む内に之は米国の悪意に依るものではなく、法律上の思想上の相違から来たものと云うことが解った。文章には誤りはない。修正せよと云うことは困難である。将来の心配は保証占領と武装解除問題なり。大阪城夏の陣の危険なきやの点なり。不注意なれば此の二の舞を演ず。受諾する場合には此の点注意を要す、然し国体護持に危険あるからとて戦争継続は出来ぬ。それは又大御心に反す。背水の陣を布いても国体護持は出来ぬ。死中活を求むと決心しても国体安全とは保障し得ぬ。何れにしても国体に危険あり。故に此の際御聖断に従う考えなり」。

鈴木はこのように述べ、迫水によると、さらにつけ加えて、「今日の閣議の模様をありのままに申しあげ重ねて聖断をおおぎ奉る所存である」と鈴木は言った、という。⁽²⁶⁾

鈴木は第一回の聖断に続いて、最高戦争指導会議および閣議で意見が分かれているので、再度天皇の聖断を仰いで、最終的に戦争の終結を決定する決意を固めた。東郷は、閣議散会后、「自分は陸相は結局『クーデター』に賛成することなきを信じていたが、部下の動揺は激しいのでその圧迫を受け、辞職その他の困難なる局面発生の際懸念あり、早急に決定の必要を認めたので、右散会のうち総理に荏苒時^{じんぜん}を移すの不可なることを述べ」た。それに対して「総理は参内して御聖断のことを御願いしよう」と云った」という。⁽²⁷⁾

(五)再度の聖断

迫水は、十三日の閣議で鈴木総理が御聖断をあおぐといったことについて、具体的にいかなる方法によるべきかを考え、「九日の如く、正式に陛下のご臨席をおおいで最高戦争指導会議を開くことは、奏請書類に両総長の署名花押をもらえぬ見込みがないから、とうてい不可能であると判断し」、そこで十三日夜、「鈴木総理に対して、きわめて異例であるが、天皇陛下のほうから、お召をいただいて御前会議を開くほかない」と進言した。そしてその場合には会議の「お召しの範囲は、最高戦争指導会議の六構成員、四幹事のほか、全閣僚および、平沼枢密院議長にすることが適当と考えられる旨」伝えたところ、鈴木は迫水の意見に同意し、八月十四日午前八時すぎ参内して、この旨上奏して、天皇の御許しを得た、という。⁽²⁸⁾

一方、宮中においても、十四日早急に終戦の決定の必要ありとて、木戸が動いている。その事情を木戸は次のように記している。

「十四日朝、余は敵飛行機が連合国の回答をビラにして全国に散布しつつありとの報を得たので、之は実に容易ならぬ事態となりつつあると直観した。即ちこれ等のビラを全国の陣地に居る将兵が見るときは憤激するは当然にて、其の結果は大混乱となり收拾すべからざる状態となるは必然であると思はれた。そこで余は早速御文庫に伺候して拜謁を願ひ出た。(午前)八時半に御前に出て余の見るところを委曲言上して、至急終戦の手続を御下命願ふ様申上た。陛下は全く余の考へと同じ御考へであつて、御決意の極めて御堅いことを承つて恐懼感激した」⁽²⁸⁾。

そしてさらに木戸は「偶々鈴木首相が参内して来られたので、政府の其後の進行状況はどうかと尋ねたところ、今に統帥部は最高戦争指導会議の開催に同意せず、陸軍は午後一時迄待つて呉れと云ふことであるが、海軍は何時なら出来るとも云つて来ないと云ふ様な話であつた。そこで余は陛下に申上た余の考へを話して、此の際閣僚、最高戦争指導会議員連合の御前会議を御召集願ひて一気に戦争の終結の御下命をお願ひし、終戦の詔勅の起案を御命令願ふ外なしと説きたるに、首相も之に同意せられた。依つて(午前)八時四十分、鈴木首相と共に拜謁を願ひ、首相より今朝迄の経過を御報告申上げると共に、上述の趣旨により御前会議の御召集を御願したのであつた。其の結果、(午前)十時半より閣僚、最高戦争指導会議連合の御前会議を仰せ出された」⁽²⁹⁾と書いている。

このように、木戸は天皇のお召による御前会議を召集し、聖断によつて戦争の終結を決定するという考へを、「偶々」参内した鈴木木戸に対して、鈴木木戸の同意をえたと書いているが、鈴木木戸の話に同意したということは事実であるが、既述のごとく鈴木首相がこの日参内したのは、すでに考へていた木戸と同じ趣旨の上奏をするためであり、必ずしも木戸の考へをはじめて聞いてそれに同意したということではない。これは事態が切迫している中で、行きづまり、一向に解決の目途が立たない中で、どちらか一方がということではなく、鈴木周辺の和平派

と宮中の木戸の双方から同時に出てきた最終的な解決策であった。

ともあれ、異例の天皇のお召による御前会議が八月十四日午前十時半から開かれることになった。この会議開催に先立って、東郷は鈴木首相からこの会議の進め方について相談を受けたという。東郷はこのことについて、「十四日臨時閣議が開催せらるるので、首相官邸に赴くと、総理から別室に呼ばれて、今朝これから政府および統帥部連合の御前会議を開催して、陛下の御聖断を仰いで万事を決定したいと思う、それで本問題の論議は十二分に尽し、陛下も充分御承知のことであるから、本日御前会議では、外務大臣の意見に反対なるものの論旨だけ御聴きを願うことにしたいとの相談があったから、それで結構ですと自分は全部的同意を表わした」と記している。⁽²¹⁾

御前会議は十四日予定より遅れて、午前十一時二分より宮中防空壕の一室で開かれた。鈴木首相は会議の冒頭、「八月十日我が方申入れに対する米国回答につき慎重審議を尽したるも、最高戦争指導会議構成委員会に於ても閣議に於ても意見一致するに至らずとて、外務大臣の意見とこれに反対の意見とを説明し」、「聖慮をわずらわすことはその罪軽からざることを謹んでお詫び申しあげるしだいなるも、この席上、改めて、反対の意見ある者より、親しくお聴き取りを願ひ、重ねてなにごんの聖断をおおぎたい旨」を述べ、「阿南陸相、梅津、豊田両総長を順次に指命した」。東郷によると、「陸相および参謀総長は、米国回答のままに『ポツダム』宣言を受諾するならば国体護持上由々しき大事である。されば更に米国と交渉することが必要であつて、もし国体の護持が出来ないならば、一億玉碎を期して戦争を継続するより外にないと思う」と述べ、「また軍令部総長は論旨やや穏かで、米国の回答そのまま鵜呑みにするに忍びないから、今一度日本の所信を披瀝することが遍当であると思うとの趣旨を述べた」という。⁽²²⁾

以上三名の反対論を聞いた上で、天皇は、次のように発言したという。その発言の内容を、この会議に出席し、会議進行中にメモをとったとする内閣総合計画局長官の池田純久の記録によって見てみよう。

「皆の意見は解った。朕の考を述べる。

先般の回答に就ては、朕は戦力、国力等を充分考へて決定したのであって、決して軽々に決心したのではない。今日に於ても朕の考には変りはない。敵側の回答に付ては、総長及陸軍大臣の反対があり、国体に動揺を来すと云ふたが、朕はかく考えぬ。保証占領後危険ありと云ふが、敵が悪意あるとはあの文面からは考へられぬ。朕も多少の不安あるも、然し此の俟戦を継続しては国土も民族も国体も破滅し、只単に玉碎に終るのみ。今にして多少の不安あるも戦争中止すれば、未だ復活の力が存するのだ。どうか反対の者も朕の意見に同意してくれ。

忠良なる軍隊の武装解除、戦争犯罪人としての処罰のことを考へなば、朕は情にしてとうてい出来ない處であるが、国家の為己むを得ないのである（「一同哭泣す」〔陛下も御龍顔に御涙を拝す〕。忍ぶべきを忍べ、明治大帝の三国干渉の時の心を心とすべきである。

陸海軍の統制が困難であると云ふことであるが、統制は仲々六カ敷ぢいと思ふ。

政府は速に詔書を準備せよ、陸海軍及亦然り、而して今述べた朕の意図をよく伝へよ。

之が徹底の為には、朕はラジオ放送を行つても宜しい。非常手段（23）を採れ」。

もちろん、この池田の記録は速記録ではなく要点をメモしたものであり、この二回目の聖断発言内容をすべて含むものではない。その意味で、同じく当然会議に出席していた東郷外相のメモも見ておこう。

次の記録は、御前会議終了後、東郷が次官の松本を呼んでメモを取出し、会議で天皇の下された決断を松本に

口述筆記させ、松本がそのまま記録したものである。

「この前ポツダム宣言を受諾する旨決意したのは軽々になせるに非ず、内外の情勢殊に戦局の推移に鑑みて決意したものである。右は今に到るも変る所はない。今次回答に付色々議論ある由なるも、自分は、先方は大体我方の言分を容れたものと認める。第四項に付ては東郷外務大臣のいう通り日本の国体を先方が毀損せんとする意図を持っているものとは考えられない。なおこの際戦局を收拾しなかつたならば、国体を破壊すると共に民族を絶滅することになると思う。故にこの際難きを忍んでこれを受諾し国家を国家として残し、又国民を艱苦から緩げ度いと思う。皆その気持になつてやつてもらい度い。なお自分の意思のある所を明白にするため詔書を用意せよ、今陸海軍大臣より聴く所によれば、陸海軍部内に異論があるが、これ等にも良く知らせる様致せよ（傍線部―筆者 藤田²³¹）」。

この東郷メモは、表現方法こそ若干違つているところもあるが、おおむね池田手記と内容としては同じである。だが池田手記は東郷メモに見られる天皇の国民に対する言及は記録されていない。すなわち「国民を艱苦から緩げ度いと思う」とする天皇の発言は、池田手記には出てこない。それでは東郷メモに見られるような国民に言及した天皇の発言は、この御前会議ではなされなかつたのかということであるが、八月十四日の侍従武官の尾形健一大佐日記には、「万民を塗炭の苦より救ひ度しと決心せる次第」という会議での天皇発言が記されている²³²。また御前会議およびその後の閣議終了後、阿南陸相による陸軍省課員以上の全員に対する聖断の趣旨の訓示の中でも、「御上には此の上戦争遂行の見込なきことを述べられ、無辜の民を苦しめるに忍びず」と言われたとの天皇発言を記録している²³³。よつて池田手記には記されていないが、戦争終結を決意した動機の一つとして、東郷メモ等に見られる「国民を艱苦から援け度いと思う」という天皇の発言は、この日の御前会議で間違いなくなされたと思

説
われる。⁽²⁸⁷⁾

論

御前会議は、午前十一時五十五分に終わり、第二回目の聖断がなされ、事实上、日本はポツダム宣言を最終的に受諾することとなった。天皇の聖断を受け、内閣は午後一時から閣議を開き、ポツダム宣言を受諾することによって戦争を終結する旨の閣議決定をした。そして内閣は、終戦に関する詔書の審議に入った。詔書の原案については、八月十日未明の第一回目の聖断がなされた御前会議が終って、一応終戦の方向が決つたと判断し、迫水は詔書起草の準備をした。この迫水の準備した詔書の原案を議題として内閣で審議がなされ、成案を得て、清書の上鈴木総理は、午後八時三十二分天皇に詔書案を奉呈した。天皇はそのままご嘉納あそばされ御璽をたまわり、詔書は内閣に回付され、各大臣が副署し、一連の詔書公布手続が終つたのは午後十一時であった、という。従つて、迫水は「大東亜戦争の終了した正式の時刻は、昭和二十年八月十四日午後十一時であった、と述べている。⁽²⁸⁸⁾

詔書公布の手続が終つた八月十四日午後十一時、東郷外相は直ちに在スイス加瀬公使宛に、「ポツダム宣言の条項受諾の件」について、「責任国政府に対し別電第三五三三号〔邦訳文別電第三五四号〕の通り米国政府及同政府を通じ英ソ支三国政府に伝達方依頼せられたし」との電文を打電した。⁽²⁸⁹⁾そして同時に英文と邦訳文の別電を加瀬公使に打電した。その邦訳文の電文は次の通りである。

『ポツダム』宣言の条項受諾に関する八月十日付帝国政府の申入並びに八月十一日付『バーンズ』米国内務長官発米英ソ支四国政府の回答に関連し、帝国政府は右四国政府に対し左の通り通報するの光榮を有す。

一、天皇陛下におかせられては『ポツダム』宣言の条項受諾に関する詔書を發布せられたり。

二、天皇陛下におかせられてはその政府及び大本営に対し『ポツダム』宣言の諸規定を実施する為必要とせらるべき条項に署名するの権限を与へ且つ之を保障せらるるの用意あり、又陛下におかせられては一切の日本

国陸、海、空軍官憲及右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戦闘行為を終止し武器を引渡し前記条項実施の爲連合国最高司令官の要求することあるべき命令を発することを命ぜらるるの用意あり⁽²⁰⁾。この電文によると、「天皇陛下におかせられては『ポツダム』宣言の条項受諾に関する詔書を發布せられた」となっているが、周知のごとく、発布後直ちに終戦の詔書が発表せられたのではなく、一般国民に向け、詔書が発表されたのは翌十五日の正午であつた。この間の事情について迫水は次のように書いている。

「詔書の副署を終り公布の手続がすんで、外務省は直ちに、四カ国に対して、ポツダム宣言を受諾したる旨の電報を、スイスおよびスエーデンを経て通告した。しかし、このことの国内における公表については、阿南陸相が、深夜発表されるときは、国内の動揺はもちろん、殊に軍隊には衝撃が大きく、不測の事態の発生も憂慮されるから、明日夜が明けてからにしてほしいと熱心に要望した。一方、御前会議において、陛下がみずからマイクの前に立つてもよいとおおせられたことについて、陸海軍に関する限り大臣が責任を持つということ、両大臣とも拝辞したが、一般国民に対しては、親しく陛下からおさとしを願うほうがよいという閣僚多数の意向であつたので、いろいろ論議の結果、翌十五日正午陛下に終戦の詔書をみずから放送していただくこと⁽²¹⁾によって、一般に公表することにきめた」。

一方、スイス経由で送られたこの日本の回答が米国側に伝達された時のことをトルーマンは次のように書いている。

「バーンズは（八月十四）午後三時、東京からの暗号電報がベルン（スイス）で受信されたことを丁度知つたところであると私に報告してきた。そして次いで、午後四時五分、バーンズは確認のためベルン駐在のハリソン米公使に電話をかけたところ、ハリソンは日本が降伏したというわれわれが待っていた回答をバーンズに

知らせた。そこでバーンズは直ちにベビン（英国外相）、ハリマン（駐ソ米大使）、ハーリー（駐中国米大使）に電話をし、ワシントン時間午後七時に、四つの首都（ワシントン、ロンドン、モスクワ、重慶）で同時に日本降伏のニュースを発表する手はずを整えた。午後六時にワシントン駐在のスイス代理公使が、公式の日本の回答をバーンズに渡したし、バーンズは直ちにそれをホワイトハウスにもつて来た²⁸⁾。

トルーマンは、スイス代理公使からの公式の日本の回答を受け取り、かねての手はず通り、午後七時記者会見を開き、日本の降伏を発表した。

「今日の午後、私は八月十一日国務長官によって日本に送られたメッセージに対する日本政府の回答を受け取った。私はこの回答を日本の無条件降伏を規定したポツダム宣言の完全な受諾と考える。

この日本の回答には何らの条件もついていない。できる限り早い機会に日本に対する降伏文書の正式の調印のための手はずを整えられよう。

マッカーサー将軍が日本の降伏を受け入れる連合軍最高司令官に任命された。……

一方、連合軍は攻撃を停止するよう命ぜられた。

対日戦勝利の日（V-J Day）の宣言は、「日本による正式の降伏文書の署名を待たねばならない」²⁹⁾。

米国は一九四一年十二月七日、日本による真珠湾攻撃にともなって、第二次大戦に参戦して以来、一九四五年五月八日のドイツ降伏、そして一九四五年八月十四日の事実上の日本の降伏により、約三年八カ月余りにわたった第二次大戦をようやく終えることとなった。

(六)聖断と陸軍

陸軍はすでに見てきたように、ポツダム宣言の受諾には基本的に反対であった。第一回目の聖断について、八月十一日の陸軍省軍務課の「機密作戦日誌」は、「九日のご聖断は和平を基礎とすること勿論なるも、議案は単にポツダム宣言に対する帝国の申入れ要領を決定せられたるに止まる。省部内、騒然として何等かの方途により、和平を破^{はき}潰せむとする空気あり」、そしてその何らかの「方途」の一つとして、「陸軍大臣の治安維持の為の兵力使用権を利用し、実質的クーデターを断行せむとする案あり」と書いて⁽²⁴⁾いる。そして、八月十二日米国からのバーンズ回答の放送を聞き、この米国側の回答では、国体の護持は不可能と考え、陸軍省の軍務課、軍事課を中心にクーデター計画が進行することとなる。

軍務課の内政班長であった竹下正彦中佐はクーデター計画について、「主導は私と稲葉（陸軍中佐、陸軍省軍務課員）であった」語⁽²⁵⁾っている。竹下執筆の八月十三日の「機密作戦日誌」は、「吾等少壮組は、情勢の悪化を痛感し、地下防空壕に参集、真剣にクーデターを計画す。……竹下より大綱を示し、手分けして細部計画を進め、更に秘密の厳守を要求す。今や吾人は、御聖断と国体護持の關係に附、深刻なる問題に逢着せり。計画に於ては要人を保護し、お上を擁し、聖慮の変更を待つものにして、此の間国政は戒厳に依りて運営せむとす」と記⁽²⁶⁾している。

稲葉によると、八月十三日の夜会議を開き、「私共は〔荒尾、竹下と私、井田、畑中、椎崎等〕はクーデター計画を樹てた。その案は大体次のようなものであった」という。

〔一〕使用兵力

東部軍及び近衛師団。

(二)使用方法

天皇を宮中に軟禁す。

其他木戸、鈴木、外相等々の和平派の人達を兵力を以て隔離す。次いで戒厳に移る。

(三)目的

天皇に関する我方条件に対する確証を取付ける迄は降伏せず、交渉を継続する。

(四)方法

陸相の権限内にある局地的、臨機の警備的応急出兵権をもって発動す。

(五)条件

陸相、総長、東部軍司令官、近衛師団長の四者一致の上であること⁽²⁶⁾。

竹下、稲葉と軍事課長の荒尾興功大佐らは、この案をもって、同日午後八時頃から陸相官邸の応接室で大臣に面会し、クーデター計画を説明したのに対して、稲葉によると、阿南は『私は西郷隆盛の心事がよく分る』とも云われ……私共はそれを大臣はクーデターを決心されたものと察した⁽²⁸⁾』という。また同席していた竹下も、大臣は「計画が粗雑だ」と言われたが、「クーデター決行そのものについては不可⁽²⁹⁾』とは言わなかったところから、「私共は大臣は決行に賛成なのだと推断した」と語っている⁽²⁹⁾。

竹下らはそれぞれ役所に帰り、更に計画を練り、竹下は特に次のような提案をし、全員一致の賛同を得たという。

「明朝（八月十四日の朝）のことは、天下の大事にして、且、国軍一致蹶起を必須とす。苟も友軍相撃に陥らざること就ては、特に戒むるの要あり。依て明朝、大臣、総長先づ協議し、意見の一致を見たる上、（午

前)七時より東部軍管区司令官、近衛師団長を招致し、其の意向を正し、四者完全なる意見の一致を見たる上立つべく、若し一人にても不同意なれば、潔く決行を中止すること。決行の時刻は(午前)十時とする(こと)。(251)

当初、阿南陸相はクーデターに対して、賛成か反対かの態度を明確にしなかった。クーデター計画の立案者たちに対しては、陸相は賛成しているのではないかという期待をもたせた。その理由は阿南が明確に反対と言わなかったからである。それは、阿南がクーデターの目的には一部参同するところがあつたからかも知れない。事実、阿南は何としても米国の要求するような条件でのポツダム宣言受諾を阻止したいと考え、天皇に翻意を促していた(こと)と、木戸、三笠宮に働きかけている。しかし「機密作戦日誌」は、「三笠宮殿下、木戸(幸二)、共に動か(252)ず」と記しているように成功しなかった。逆に三笠宮から阿南は、陸軍は「満州事変以来一度も大御心に副うような行動をしなかった。こう云う時期に及んで未だ抗戦を続行すると云うのは何事ぞや」と叱られた、という。(253)

さて、前日竹下らは「大臣、総長先ず協議し、意見一致を見たる上」、「クーデター決行の時刻は十時とする」としていたことから、八月十四日午前七時、阿南は荒尾軍事課長を伴つて総長室に行き、クーデターについて相談したところ、梅津は「先ず宮城内に兵を動かすことを難じ(計画は本日十時よりの御前会議の際、隣室迄押しかけ、オ上を侍従武官をして御居間に案内せしめ、他を監禁せんとするの案なり)」、次で全面的に同意を表せず。茲に於て計画崩れ万事去る」と「機密作戦日誌」は記している。(254)この時のことについて、竹下は後日、GHQ歴史課の質問に答えて、大臣は「総長と面会し、総長室から出て来ると『総長は不同意と言われたのでクーデターは取止める』と明言された。全陸軍一致の行動を必要とし総長の同意はそれが為絶対条件と考えて居たから、私共にとつては『万事休す』と云うことになつたのである」と語っている。(255)

梅津は、阿南と共に米国の要求するような条件でのポツダム宣言受諾阻止のために動いていたが、クーデター

には反対であった。陸相秘書官の林三郎によると、「八月十三日の朝、何かの話の序に『梅津さんはクーデターには絶対反対だそうだ』と、阿南さんは小声で私に語った」という。⁽²⁵⁾よって、阿南は八月十四日すでに梅津のクーデター不同意についてはあらかじめ知っていたが、梅津を訪問したのは、梅津の反対の意思確認のためであったであろう。ただ梅津の反対により、クーデター計画は「万事休す」となったはずだが、「総長（梅津）が決心を固め、大臣（阿南）と共に最後后迄やる旨述べたりとの報あり」と聞き、竹下らは一旦は諦めていたクーデター決行のため、「兵力使用第二案」を急きょ起案したという。

その第二案の要旨は、次のようなものであった。

- (一)、近衛師団を以て、宮城を其の外周に対し警戒し、外部との交通々信を遮断す。
- (二)、東部軍を以て、部内各要点に兵力を配置し、要人を保護し、放送局等を抑へ。
- (三)、仮令聖断下るも、右態勢を堅持して、謹みて、聖慮の変更を待ち奉る。
- (四)、右実現の為には、大臣、総長、東部軍〔管区〕司令官、近衛師団長の、積極的意見の一致を前提とす。⁽²⁶⁾

竹下は、この第二案をもって阿南の承認を得るために御前会議に出席する大臣の跡を追ったが、阿南に面会できたのは会議終了後の首相官邸閣議室の隣りの小室においてであった。竹下は阿南にこの新計画書の第二案を見せたが、「大臣は『もう最後の御聖断が降り終戦詔勅発布にとりかかる段階になった後とてもう何ともならぬ』という意味のことを言われた」という。⁽²⁸⁾ただ阿南は、竹下に会う前池田純久によると、御前会議終了直後梅津に会い、その際梅津は阿南に、「すでに大命は下った。これを犯してクーデターをやる軍隊は不忠の軍隊である。国民も軍にはついて来ない。軍の内部も分裂しよう。今は御聖断に従うのみ。正々堂堂と降伏しよう。これが軍の最後の勤めであろう」と述べたという。⁽²⁹⁾

この梅津総長の意向を受け、参謀次長の河辺虎四郎から「終戦に際し陸軍は一糸乱れない行動を取るため陸軍長老に於てこの旨申合せをなし且書物かきものとして置いては如何との提案」が若松只一陸軍次官になされた。この日たまたま上京していた第二総軍司令官畑元師、杉山第一総軍司令官を含め陸軍三長官（阿南陸軍大臣、梅津参謀総長、土肥原教育総監）が陸相の応接室に集まっていたところから、若松は、この機会に申し合わせを行った方がよいと考え、次のような「陸軍の方針」という書類を執筆し、提案したところ、各官は異議なくこれに同意署名された、という。

「陸軍の方針

八月十四日 十四時四十分

大臣応接室

皇軍は飽迄御聖断に従ひ行動す。

陸軍大臣（花押）

参謀総長（花押）

教育総監（花押）

第一総軍司令官（花押）

第二総軍司令官（花押）

航空総軍司令官（この会合に出席せず後刻署名す）

この「皇軍は飽迄御聖断に従ひ行動す」という「承詔必謹」の決議に署名した阿南大臣は、午後三時の閣議終了後、省内課員全員を集め、本日御前会議において、「御聖断に依り、ポツダム宣言内容の概要を受諾することと

せらるる、「最早陸軍の進むべき道は唯一筋に、大御心を奉載実践するのみなり」と訓示した。⁽⁹⁶⁾ 竹下は「かくて私の企画したクーデター計画は流産して了った」と述べている。⁽⁹⁷⁾

しかし、軍務課内政班長の下にあった軍務課員の椎崎二郎中佐、畑中少佐らは、それにもかかわらず、十五日未明クーデターを決行した。当初クーデター計画を主導した竹下、稲葉共に全陸軍一致しない限り、クーデター成功の見込みがないと考えていたので、クーデターの実行は不可能と見てとり止めることにしていた。だが、椎崎、畑中らはいぜん兵力使用第二案による計画の続行を主張し、クーデターを実行しようとしたが、東部軍は立たず、ここに計画は失敗した。

この八月十五日事件（宮城事件）ともいわれる出来事は、陸軍のごく少数の強硬派のクーデター未遂事件であった。八月十四日、第二回目の聖断がなされ、陸軍首脳部によって「陸軍は飽まで御聖断に従って行動する」とい決議がなされていることもあり、たとえ戦争終結に反対であっても、陸軍軍人として「承諾必謹」に反して行動することは不可能であった。従って、畑中らの行動に呼応して、決起する陸軍部隊は皆無に近かったといえる。

八月十四日午後十一時付けで、ポツダム宣言受諾の「終戦の詔書」⁽⁹⁸⁾が發布され、直ちに天皇は「詔書」を読み上げレコード盤に録音させた。翌八月十五日正午、「玉音放送」として知られている天皇の声が録音された放送を聞き、国民は戦争が終わったことを知ることとなる。ここに約三年七ヶ月におよんだ、多大の犠牲者を出した太平洋戦争は、事実上終ることになった。正式には、一九四五年九月二日、日本は降伏文書に調印し、戦争を終結させた。

むすび

一九四五年に入るとともに、もはや日本は軍事的には完全に敗北し、米軍の本土空襲による一般市民の死傷者数は激増していた。このような状況にあるにもかかわらず、軍部、特に陸軍は強硬に和平に反対し、戦争の継続を主張した。軍部が戦争の終結に反対することについて、国内の和平派の人たちにとっては充分予想できることであった。よって、日本最大、最強の物理的強制力をもっているこの陸軍の反対を乗り越えることができるのは唯一人天皇のみであると一部の和平派の人達は早い段階で認識し、最終的にはタイミングを見て、天皇の「聖断」によって、陸軍の反対を斥けるとする「聖断」構想のシナリオをもっていた。

だが、天皇はすでに見てきたように、一九四五年七月以降は明確に戦争の終結は一日でも早い方がよいと考えていたが、自身は立憲君主としての立場から、自らの勅裁によって戦争終結をはかることには慎重で、内閣、統帥部からの戦争終結に関する「輔弼」を待っていた。そして八月十四日、鈴木首相が宣言の受諾について閣議と最高戦争指導会議で意見がまとまらないことから、御前会議で「この際陛下の思召を伺い、それに基いて会議の決定を得たいと思う」旨を発言したことから、天皇は御前会議での発言の機会をえ、ポツダム宣言の最終的受諾が事実上決定された。開戦の時のことを回想しつつ、天皇は「独白録」で終戦の時の事情について次のように語っている。

「開戦の際東条内閣の決定を私が裁可したのは立憲政治下に於る立憲君主としてやむを得ぬ事である。若し己が好む所は裁可し、好まざる所は裁可しないとすれば、之は専制君主を何ら異る所はない。

終戦の際は、然し乍ら、之とは事情を異にし、廟機がまとまらず、鈴木総理は議論分裂のままその裁断を私

に求めたのである。

そこで私は、国家、民族の為に私が是なりと信ずる所に依て、事を裁いたのである⁽²⁶⁾。

天皇は戦後、昭和四六年十一月外国人記者との会見の際、「わが国では、私の祖父明治天皇が立憲政府を樹立され、私は明治天皇のご遺志に従って、立憲君主として行動してきています。私は、「戦争中も」そのように行動したし、その他の時も、そうです」と語っている⁽²⁶⁾。

和平派の人達は、戦争終結についていずれかの時点で天皇に聖断を求めると考えていたが、どの時点で、どのような方法で、天皇に聖断を求めるといふことは難問であった。鈴木首相は出来れば天皇を煩わすことなく内閣でもって終戦の決定をし、天皇の裁可を得る方法がベストと考え、そのための努力を重ねたが、終戦について閣議では、結局結論が得られなかった。ただ八月十四日の時点では、もはや陸相の反対論に賛成する閣僚は数人であり、内閣の大勢は東郷外相の宣言受諾説に賛成であった。このようななか、鈴木は御前会議及び最高戦争指導会議で議を尽したが、結論は得られなかったとし、天皇に「聖断」を求めた。天皇は陸軍の反対を抑えての「聖断」によって陸軍がクーデターを起こす可能性について警戒しつつも、もうこれ以上の戦争継続は不可能と判断し、内閣の大勢も受諾賛成であったところから、ポツダム宣言の最終的受諾について最後の断を下した。

既述のごとく、この聖断に対する陸軍のごく一部強硬派が聖慮の変更を求めて、クーデターを計画したが、それに対し決起する他の陸軍部隊はなかった。それは陸軍軍人として飽くまで聖断に従って行動するとする「承諾必謹」の大原則を。守ったからであろうが、もう一点、陸軍上層部は下から押されて建前として戦争継続を主張したが、口には出さないものの本音として八月十四日の時点では、もはや軍として二発の原爆投下とソ連の参戦

によって、これ以上の戦争継続は不可能であることを認識していたからではなからうか。

ともあれ、御前会議での鈴木首相の求めに応じてなされた天皇の「聖断」は、その当時の状況から考えて、陸軍の反対を抑えうる和平派の切り札として機能しうるタイミングにおいてなされたといってもよいだろう。

本稿は、拙著近刊『米国と日本の天皇制——一九四三—一九四六』（晃洋書房）の「第十章 日本の受諾」の部分を加筆・修正した論考です。

本文中の引用資料の表記について

- 一、旧字体は原則そのままとしたが、読みやすくするため新字体に改めたところがある。
- 二、資料の執筆者及び編纂者による注記は（一）、藤田による注記は（一）内に記した。
- 三、資料中の片仮名表記に関しては、原則平仮名に改めた。

- (1) 木戸幸一日記 下巻 一月六日（東京大学出版会）一六四頁。
- (2) 木戸幸一日記 下巻 一月十三日 一六五—一六六頁。
- (3) 「木戸幸一口供書」外務省編纂『第二次世界大戦終戦史録』（以下終戦史録と略す）上巻（山手書房新社 一九九〇年）二五—二五三頁。
- (4) 拝謁した重臣は、牧野伸顕伯を例外として、元内閣総理大臣を務めた人達であった。天皇に拝謁し、意見を述べたのは次の七人であった。

平沼騏一郎（二月七日）

- 広田弘毅（二月九日）
 近衛文麿（二月十四日）
 若槻礼次郎（二月十九日）
 牧野伸顕（二月十九日）
 岡田啓介（二月二十三日）
 東条英機（二月二十六日）
- 牧野が呼ばれたのは、総理大臣の経験がなかったが、元宮内大臣、元内大臣として天皇に近い存在であったからであろう。各重臣の奉上の概略については、次の文献参照。
- 藤田尚徳『侍従長の回想』（中公文庫、昭和六十二年）四七―八五頁。
- (5) 「近衛公の上奏文」終戦史録 上巻 二五九―二六二頁。木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』（東京大学出版会 一九六六年）四九五―四九八頁。
- (6) 矢部貞治『近衛文麿』（読売新聞社 昭和五十一年）七〇四頁。『失はれし政治―近衛文麿公の手記』（朝日新聞社 昭和二十一年）一五〇―一五二頁。細川護貞『細川日記 下』（中公文庫 一九七九年）「以下、細川日記と略す」三五二―三五三頁。
- (7) 『昭和天皇独白録 寺崎英成御用掛日記』（文藝春秋社 一九九一年）「以下『昭和天皇独白録』と略す」一〇二頁。
- (8) 木戸幸一日記 下巻 一一九四頁。
- (9) 木戸幸一政治談話録音速記録 昭和四十二年五月二十九日（国立国会図書館）一一二―一二三頁。
- (10) 鈴木一編『鈴木貫太郎自伝』（時事通信社 昭和四十三年）「以下、鈴木貫太郎自伝と略す」二七六―二七七頁。
- (11) 「政変の経緯 四月八日 軍務課」栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録（下）』（講談社 昭和六十一年）「以下、終戦工作の記録（下）と略す」三三頁。種村佐考『大本営機密日誌』昭和二十年四月七日（ダイヤモンド社 昭和二十七年）「以下『大本営機密日誌』と略す」二二五―二二六頁。
- (12) 鈴木貫太郎 自伝 二八三―二八四頁。
- (13) 東郷茂徳『時代の一面―大戦外交の手記』（中公文庫 一九八九年）「以下、『東郷外交手記』と略す」四六〇―四六二頁。

- (14) 東郷外交手記 四七〇頁。「河辺日記」河辺虎四郎文書研究会編『承詔必謹』（国書刊行会 平成十七年）二九頁。
- (15) 東郷外交手記 四七〇—四七二頁。
- (16) 最高戦争指導会議報告 昭和二十年二月十五日「世界情勢判断」、参謀本部所蔵『敗戦の記録』（原書房 一九八九年）二三頁。
- (17) 東郷外交手記 四七六頁。
- (18) 東郷外交手記 四七三頁。
- (19) 東郷外交手記 四七五—四七七頁。
- (20) 「最高戦争指導会議構成員会議意見一致事項（昭和二十年五月十一日、十二日及十四日、外務省保存）」終戦史録 中巻 四五二—四五三頁。
- (21) 東郷外交手記 四七七—四七八頁。
- (22) 東郷外交手記 四七九頁。
- (23) 木戸幸一関係文書 七四頁。
- (24) 木戸幸一政治談話録音速記録 一二九頁。
- (25) 木戸幸一関係文書 四六頁。
- (26) 昭和天皇独白録 一〇二頁。
- (27) 重光葵外相は、一九四五年三月九日、「陛下はさきに内府を通じ外相に戦争の終局を考ふべし、条件は皇統維持を主とし、戦争責任者の処断、武装解除を避け度き旨の御洩しありたり」と手記に記している。「伊藤隆、渡邊行男編『重光葵手記』（中央公論社 昭和六十一年）四四三—四四四頁。
- (28) 「高木惣吉『終戦覚書』」終戦史録 中巻 三九四頁。
- (29) 鈴木貫太郎 自伝 二八四頁。
- (30) 昭和天皇独白録 一一四頁。
- (31) 種村『大本営機密日誌』二二五頁。
- (32) 「近衛公爵伝言覚え 二〇年五月一三日」高木惣吉『高木海軍少将覚え書』（毎日新聞社 昭和五十四年）二二八—二二九頁。

- (33) 東郷外相は、五月十六日高木惣吉に「対ソ外交は、成否は未知数なり。色よき返事は七、八分あるまじき覚悟必要」と語っている。「東郷外相内話 二〇年五月十六日」高木惣吉『高木海軍少将覚え書』（毎日新聞社 昭和五十四年）二二六頁】
- (34) 東郷外交手記 四七九頁。
- (35) 「今後採るべき戦争指導の基本大綱 御前会議決定第一号 昭和二十年六月八日」終戦史録 中巻 四九六頁。
- (36) 東郷外交手記 四八二頁。
- (37) 「東郷外相談 二〇年六月七日」高木海軍少将覚え書 二六八頁。
- (38) 「豊田副武口述『最後の帝国海軍』」終戦史録 中巻 五〇九頁。
- (39) 昭和天皇独白録 一一五頁。
- (40) 木戸幸一政治談話録音速記録 一二五頁。
- (41) 木戸幸一関係文書 七五頁。
- (42) 読売新聞社編『天皇の終戦』（読売新聞社 一九八八年）八三頁。
- (43) 木戸幸一日記 昭和二十年六月八日 二〇八―二〇九頁。
- (44) 重光葵『昭和の動乱（下）』（中公文庫 二〇〇一年）二二―二三頁。
- (45) 「終戦に関する史実」文書陳述 一九四九年五月一七日 木戸幸一、佐藤元英、黒沢文貴編『GHQ歴史課陳述録―終戦史資料（上）』（原書房 二〇〇二年）七―八頁。
- (46) 木戸幸一政治談話録音速記録 一二―一三頁。東郷は会議での「決定についての上奏は総理が取り計らうことにした」ので、上奏の件について、「鈴木総理に構成員会合の申合せを上奏されたかと確かめたが、未だあれは上奏してありません、この際あなたから上奏して下さいと云うので、それが未了となっていたことが判明した」と記している（東郷外交手記 四七八、四八六頁）。ちなみに最高戦争指導会議構成員会議で、この件について意見一致を見て、出席者会員が花押（サイン）を了した文書が外務省に保存されている（終戦史録 中巻 四五―四五三頁）。しかし、鈴木首相がこの件について上奏しなかつた理由は不明であるが、この会議決定の重要性に鑑みて上奏を忘れたとは考えにくく、鈴木はまだこの時点では天皇に上奏する段階ではないと考えたのかもしれない。
- (47) 「木戸幸一口供書」終戦史録 中巻 五四六頁。木戸幸一関係文書 七七頁。

- (48) 木戸幸一関係文書 七八頁。「木戸幸一口供書」終戦史録 中巻 五四八頁。
- (49) 「木戸幸一口供書」終戦史録 中巻 五四九頁。
- (50) 「終戦に関する史実」面談速記録」一九四九年五月一七日 陳述者 木戸幸一」GHQ歴史課陳述録(上) 二〇頁。
- (51) 東郷外交手記 四八五―四八六頁。
- (52) 東郷外交手記 四八七頁。
- (53) 「松平(内府)秘書官長口述 二〇年六月一四日」『高木海軍少将覚え書』二八八頁。
- (54) 昭和天皇独白録 一一六―一一七頁。
- (55) 木戸幸一日記 下巻 一二二〇頁。
- (56) 「日記に関する覚書 六月十一日」木戸幸一関係文書 一三三頁。
- (57) 「終戦時に於ける海軍戦力査閲上奏に就いて」、「終戦時の戦力査閲上奏」一九五〇年三月二四日 陳述者 長谷川清 GHQ歴史課陳述録(下) 五六九―五七一頁。
- (58) 同前書 五七〇頁。
- (59) 昭和天皇独白録 一一七―一一八頁。
- (60) 「戦争終結への努力」木戸幸一関係文書 七八頁。
- (61) 同前書 七九頁。
- (62) 「終戦に関する史実」面談速記録」一九四九年五月一七日 陳述者 木戸幸一」GHQ歴史課陳述録(上) 二〇―二二頁。
- (63) 東郷外交手記 四八八頁。
- 梅津は、この時点で本土決戦による一撃和平論の立場をいぜん変えていなかったが、対ソ交渉による和平の措置をも同時に進めることに異存はなかったため、このように奏答したのである。ただこの天皇と梅津の間答については、会議直後、木戸が天皇から聞いたとする会議模様の記述では、「終りに梅津総長に御尋ねあり、総長は異存なきも、之が実施には慎重を要すと奉答。重ねて慎重を要することは勿論なるも、其の為の時期を失することはなきやとの御質問あり、之に対し総長は速かなるを要すとはつきり奉答せり」となっている(木戸幸一日記 二〇年六月二二日 一二一―一二三頁)。
- (64) この六月二十二日の御前会議の様子の記述については、以下の文献によった。「米内手記 六月二十二日」伊藤隆編 高木惣

- 吉『日記と情報 下』（みずす書房 二〇〇〇年）八九〇—八九一頁。「米内海軍大臣直話 二〇〇年六月三日」『高木海軍少将覚え書』二九五—二九八頁。
- (65) 「豊田副武手記」終戦史録 中巻 五六七頁。
- (66) 迫水久常『機関銃下の首相官邸』（恒文社 昭和三九年）二〇八—二〇九頁。
- (67) 「米内海軍大臣直話 二〇〇年六月三日」『高木海軍少将覚え書』三〇〇頁。
- (68) 「東郷茂徳陳述録」終戦工作の記録「下」二二四頁。
- (69) 東郷が当初、広田・マリク交渉を優先させ、特派使節派遣に消極的であった理由について、「特使の問題であるが、これは東条内閣の末頃及小磯内閣時代に持ち出したけれども成立するに至らなかったため、更に持出しでも成立の見込みはない」と思ったからであると回想している（同前書 二二四頁）。
- (70) 東郷外交手記 四九二頁。
- (71) 東郷が、特派使節として近衛公を推した理由として、次のように高木に語っている。
「私は近衛公が『ソ連にも米国にもどちらにも行ける人であること、及び軍部以外のところから出たことが判然すること、世界的に知名であることの必要等』から、公が一番良いと思うことを、鈴木総理と木戸内府に話した。」（東郷外務大臣直話 二〇〇年七月一日）『高木海軍少将覚え書』三三〇頁。
- (72) 東郷外交手記 四九三頁。
- (73) 東郷外交手記 四九三頁。
- 天皇は一向に対ソ交渉が進展していかないことを憂慮しているとの話があったので、木戸が天皇に鈴木首相、東郷外相を呼び督促されては如何かと言上した。その結果、七月七日、天皇は「鈴木首相を御召になり、速かに平和交渉に入る様御下命になった」という。鈴木は当日天皇に拝謁した後、木戸のところに寄り、木戸に次のように語っている。
「只今御召により御前に伺候したるに、対ソ交渉は其後どうなつて居るか、腹を探ると云ひても時機を失しては宜しくない故、此際ざつくばらんに仲介を頼むことにしては如何、親書を持ちて特派使節のことに取運んでは如何との仰せあり。誠に御英断と拝し、謹んで承りたり」（木戸幸一日記 下巻 七月七日 一二一五頁。木戸幸一関係文書 八〇頁）。
- (74) 東郷外交手記 四九三—四九四頁。

- (75) 東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月十一日一五時〇分 第八九〇号）、東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月十一日一九時〇〇分 第八九一号）「終戦史録 中巻 六一―六二頁」。「日ソ外交交渉記録（外務省調書）」終戦史録 中巻 六〇七頁。
- (76) 東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月十二日二〇時五〇分 第八九三号）終戦史録 中巻 六一三―六一四頁。
- (77) 佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十三日 第二三八五号）終戦史録 中巻 六一五―六一七頁。
- (78) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十四日 第一三八七号）」、「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十五日 第一三九二号）」終戦史録 六一八―六二〇頁。
- (79) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月十七日 第九一三号）」終戦史録 中巻 六二一頁。
この東郷の無条件降伏は全く受け入れられないとする電報は、米軍謀報部によって傍受、解読されていたことはいうまでもなく。（Magic 17 July, NO.1210）
- (80) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十五日 第一三九二号）」終戦史録 中巻 六一九―六二〇頁。
- (81) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十八日 第一四一六号）」終戦史録 中巻 六三九頁。
- (82) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月十七日 第九一三号）」終戦史録 中巻 六二一頁。
- (83) 東郷外交手記 四九九―五〇〇頁。
- (84) *Memorandum by Bohlen, Meeting of President Truman with Generalissimo Stalin, July 18, 1945 Foreign Relations of the United States (FRUS), Potsdam II, pp. 1587-1588.*
- (85) Note of the Prime Minister's Conversation with President Truman, July 18, 1945 PREM 8/34 Public Record Office.
- (86) 「日ソ外交交渉記録（外務省調書）」終戦史録 中巻 五七五頁。
- (87) 「東郷外務大臣直話 二〇年七月一〇日」「高木海軍少将覚え書」三二〇頁。
- (88) 「和平交渉の要綱」矢部貞治 前掲書 七一―九頁。「終戦工作の記録」下 二三八頁。この「和平交渉の要綱」は近衛と側近の酒井錦次陸軍中将が論議してまとめたものである。
- (89) ソ連が対日参戦に備えて、一九四五年七月の初旬までにはかなりの大兵力を極東に移送済みであったが、なお参戦には準備不十分として慎重であった。このようにソ連の軍首脳部およびその助言を得た政府首脳部が準備不足として慎重であったその背景には、たぶん当時の日本の在満支兵力を過大評価したことが関係しているかもしれない。実は、一九四五年六月

九日、既述のごとく梅津が中国大陸の日本軍を視察して、天皇に「在滿支兵力は皆合せても米の八ヶ師団分位の戦力しか存在せず」と奏上していたように、一九四五年六月の時点ではもはや在滿支軍にはソ連軍を攻撃するといったことは言うまでもなく、ソ連軍の進撃を阻止する戦力は残っていない。在滿支軍の兵力の弱体については、天皇が梅津報告を受け「事の意外なるに御驚きになった」と木戸が記しているように、統帥部の一部の人々しかその兵力の弱体は知らなかったと思われ、ましてソ連はこの兵力の弱体に関する情報をもっていなかったであろう。

- (90) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月十九日 第一四一七号）」終戦史録 中巻 六二三頁。
- (91) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報（七月二十一日 第九三二号）」終戦史録 中巻 六二五頁。
- (92) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報（七月二十五日 第一四四九号）」終戦史録 中巻 六二七―六二九頁。
- (93) 「松本俊一手記」終戦史録 中巻 六九二―六九三頁。
- (94) 東郷は、ポツダム宣言をソ連側和平斡旋の基礎とするという松本の提案をこの時点では拒否したが、後日（八月二日）の佐藤宛訓電において、この松本の提案を認め、「ポツダム三国宣言を我方条件考究の基礎とし度き所存なり」と述べている。「東郷大臣より佐藤大使宛電報（昭和二十年八月二日 第九七三号）」終戦史録 中巻 七一〇頁。
- (95) 東郷外交手記 五〇五―五〇六頁。
- (96) 東郷外交手記 五〇六―五〇七頁。
- (97) 「GHQ G-2 歴史課の追加質問に対する答弁 一九四九年八月二四日 東郷茂徳」GHQ歴史課陳述録（上）三三二頁。
- (98) 「東郷外相口述筆記（昭和二十年九月）」終戦史録 中巻 六九〇頁。
- (99) 東郷外交手記 五〇七頁。
- (100) 朝日新聞 昭和二十年七月二十八日。読売報知 昭和二十年七月二十八日。
- (101) 東郷外交手記 五〇八頁。
- (102) 「終戦時回想雑件 一九四九年二月二日 陳述者 迫水久常」GHQ歴史課陳述録（上）一七九頁。
- (103) 同前書 一七九頁。迫水久常 前掲書 二三〇―二三二頁。
- (104) 読売報知 昭和二十年七月三十日。朝日新聞等其他の新聞も同様の鈴木首相談話を掲載した。
- (104) 鈴木貫太郎 自伝 二九二―二九三頁。

- (105) 「米内海相所見 二〇年七月二八日」『高木海軍少将覚え書』三三八頁。
- (106) 読売新聞社編『天皇の終戦』二三八―二三九頁。
- (107) 東郷外交手記 五〇八頁。
- (108) 迫水久常 前掲書 二二二―二二三頁。
- (109) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報(昭和二十年七月二十八日 第九五二号)」終戦史録 中巻 七〇六―七〇七頁。
- (110) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報(昭和二十年七月三十日 第一四八〇号)」終戦史録 中巻 七〇七―七〇八頁。
- (111) 「佐藤大使から東郷外務大臣宛電報(昭和二十年七月三十日 午後十時三二分 第一四八四号)」終戦史録 中巻 七〇八―七〇九頁。
- (112) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報(昭和二十年八月二日 第九七三号)」終戦史録 中巻 七一〇頁。
- (113) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報(昭和二十年八月六日 午後五時 第九九一号)」終戦史録 中巻 七四三頁。
- (114) 「東郷大臣から佐藤大使宛電報(昭和二十年八月七日 十五時四〇分 第九九三号)」終戦史録 中巻 七四三頁。
- (115) 「佐藤大使より東郷外務大臣宛電報(昭和二十年八月七日 第一五三〇号)」終戦史録 中巻 七四四頁。
- (116) 「日ソ外交交渉記録(外務省調書)」終戦史録 中巻 七四八―七四九頁。
- (117) 迫水久常 前掲書 二二九頁。
- (118) 鈴木貫太郎 自伝 二九三―二九四頁。
- (119) 同前書 二九四頁。
- (120) 「林三郎著『太平洋戦争陸戦概史』」終戦史録 中巻 七三二頁。
- (121) *White House Press Release, Statement by the President of the United States, August 6, 1945, FRUS, Potsdam II, pp.1376-1377.*
「トルーマン大統領声明 一九四五年八月六日」山極晃・立花誠逸編『資料マンハッタン計画』(大月書店 一九九三年) 六〇五―六〇七頁。
- (122) *Radio Report to the American People on the Potsdam Conference, August 9, 1945, Public Papers of the Presidents: Harry S. Truman 1945-1953.*

- (123) Truman Diary, July 20, 1945, R. Ferril, *Off the Record*, (Missouri: University of Missouri Press, 1980) p.55.
- (124) *Ibid.*, p.56.
- (125) 東郷外交手記 五〇八頁。
- (126) 読売新聞社編『天皇の終戦』二五二頁。
- (127) 「原子爆弾に対する日本参謀本部の反省 一九四九年八月一六日 陳述者 有末精三」GHQ歴史課陳述録 下 七二二頁。
「原子爆弾たることの判定に至る経過 一九四八年八月一二日 陳述者 仁科芳雄」同前書 七三二頁。
- (128) 「原子爆弾の出現 一九四八年八月二三日 陳述者 河辺虎四郎」同前書 六六八頁。
- (129) 「下村海南著『終戦記』」終戦史録 中巻 七三四―七三五頁。
政府の指示どおり、八月八日の『朝日新聞』は原爆とは言わず、「廣島へ敵新型爆弾B29少數機で來襲攻撃―相當の被害、詳細は目下調査中―」という見出しで一面トップで報じ、また同日の『読賣報知』も同じく一面トップで「B29新型爆弾を使用 廣島に少數機相當の被害」という見出しで報じた。
- (130) 同前書 七三五―七三六頁。
- (131) 迫水久常 前掲書 二四四頁。
- (132) 東郷外交手記 五〇九頁。
- (133) 東郷外交手記 五〇九―五一〇頁。
- (134) 木戸幸一日記 八月七日 一二二頁。読売新聞社編『天皇の終戦』二五二―二五三頁。
- (135) 外務省の「日ソ外交交渉記録」は、宣言および会議内容の東京向発電には支障ないことをモロトフは佐藤大使に保証したが、結局「本件公電は遂に到着せざりき」と記している（「日ソ外交交渉記録」終戦史録 中巻 七四九頁）。「東郷茂徳口供書」終戦史録 中巻 七四九頁。
- (136) 「松本俊一手記」終戦史録 中巻 七五一頁。
- (137) 東郷外交手記 五一―五二頁。
- (138) 鈴木貫太郎 自伝 二九五頁。
- (139) 「東条内閣及び鈴木内閣の講和努力などに関する一五項目質問に対する答弁―後半― 一九四九年五月一八日 証人 東郷茂

- (140) 徳」GHQ歴史課陳述録(上) 三二五頁。
木戸幸一 関係文書 八四頁。
- (141) 迫水久常 前掲書 二五六頁。
- (142) 「豊田副武手記『最後の帝国海軍』」終戦史録 中巻 七六八頁。
- (143) 迫水久常 前掲書 二五六頁。
- (144) 東郷外交手記 五一―一頁。
- (145) 東郷外交手記 五一―一頁。
- (146) 東郷外交手記 五一―一五二頁。
- (147) 原爆実験計画推進の実質上の責任者であったグローブス (Leslie R. Groves) 将軍は、広島に続く第二弾の長崎への原爆投下について、次のように回想記に記している。
- 「(原爆) 実験後に戻ってきたファレル (Thomas F. Farrell) 准将が私のところへやってきて最初に私に言った言葉は『戦争は終わった』ということであった。それに対して私は『そうだ、ただそれは日本へ二発の原爆を投下した後である』と答えた。
- そしてグローブスは「パーネル (William R. Purnell) 提督と私は、日本人が気をとり直さないうちに第一弾に続いて第二撃を加えることの重要性をしばしば話し合った。ただ二発の原爆が戦争を終わらせることになろうと最初に言ったのはパーネル提督であった」と述べている。[Leslie R. Groves, *Now It can be Told* (New York: Harper & Brothers, 1962) pp.298, 342]
- トルーマン、バーンズ、スチムソンの米国政府の指導者も頑強に抵抗する日本の指導者に降伏の決断をさせるには、目下開発中の二発の原爆投下が必要と最初から考えていたと思われる。従って広島に続く長崎への米国の原爆投下は日本が降伏

しない限り予定どおりの行動であった。

- (148) 「第一回の臨時閣議 下村海南著『終戦記』終戦史録 中巻 七七六―七七七頁。「終戦前の閣議（一九四八年一月 池田純久氏筆記）」GHQ歴史課陳述録（上）二三八―二四二頁。迫水久常 前掲書 二五六―二五七頁。東郷外交手記 五一―五三頁。

- (149) 「終戦前の閣議 池田純久氏筆記」GHQ歴史課陳述録（上）二四二―二四三頁。「第二回の臨時閣議 下村海南」終戦史録 中巻 七八〇―七八四頁。迫水久常 前掲書 二五七―二五八頁。

東郷は、閣議での討議について、「意見の一致を見ないので、総理は外務大臣の意見に対する賛否を各閣僚について求めたが、一部は反対であり、或る者は曖昧であったが、多数閣僚は自分に賛成であった」と述べている（東郷外交手記 五一―五四頁）。

- (150) 「東郷茂徳陳述録」『終戦工作の記録（下）』三七四頁。

迫水は、「平沼議長を特に加えた趣旨は、ポツダム宣言を受諾することになると、それは一種の条約と考えられ、当然枢密院の会議に付議しなければならないという議論がでてくる心配があるが、実際上そのような措置をとることは不適當と考えたので、枢密院側の苦情を避ける意味で議長をさし加えることにしたのである」と説明している（迫水久常 前掲書 二六〇頁）。

- (152) 迫水久常 同前書 二六一―二六四頁。「八月九日御前會議に就いて 一九四九年二月二七日 池田純久」GHQ歴史課陳述録（上）二四九―二五六頁。「保科善四郎手記」終戦史録 中巻 八〇五―八一頁。

- (153) 鈴木貫太郎 自伝 二九八頁。

- (154) 「八月九日の御前會議に就いて 池田純久」前掲書 二五六―二五七頁。天皇の聖断發言の要旨については、若干異なるところもあるが、ほぼ大筋で池田の記録と同じ、以下の記録が存在する。

迫水久常 前掲書 二六五―二六六頁。「保科善四郎手記」終戦史録 中巻 八二―八三頁。「木戸幸一日記 八月十日 一二三―一二四頁。

（これは、木戸が当日の日記に「御前會議終了後、御召により「午前」二時三十二分より同三十八分迄拝謁す。其際、聖断の要旨を御話あり…」とし、右要旨は左の如しとしているように、御前會議に出席していなかった木戸が會議終了直後、

- 天皇から直接聞いた聖断の要旨を記したものである。当日の御前会議室への天皇の先導役を務めた徳川義寛侍従は、御前会議開始時刻を十日午前〇時三分、同会議終了時刻を午前二時二十五分であったと日記に記している（御厨貴、岩井克己監修『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社 一九九九年 二五七頁）。
- (155) 迫水久常 前掲書 二七〇頁。
- (156) 「東郷大臣から在瑞西加瀬公使、在瑞典岡本公使宛電報（昭和二十年八月十日 第六四八号）」終戦史録 中巻 八一六―八一七頁。松本俊一外務次官は、この電文について「九日の朝われわれが主張した、ポツダム宣言が我皇室の地位に影響を及ぼさないものと了解すると一方向的に言い放す案が通らず、相手方の明確な意志の表明を求めた点は頗る危惧の念を抱かした」と手記に記している（松本俊一手記）終戦史録 中巻 八一五頁）。
- (157) 「東郷大臣から加瀬公使、岡本公使宛電報（昭和二十年八月十日 第六四九号）」終戦史録 中巻 八一七―八一八頁。因みに、英文では「天皇の国家統治の大権」を「the prerogatives of His Majesty as a sovereign ruler」と訳している。
- (158) 「東郷大臣から加瀬公使、岡本公使宛の電報（昭和二十年八月十日 第六五一号）」終戦史録 中巻 八一九頁。
- (159) 「松本俊一手記」終戦史録 下巻 八三四―八三五頁。
この松本手記の他、宣言受諾電報の海外向放送措置については、「太田三郎手記」、「長谷川才次談」終戦史録 下巻 八三―五―八三九頁参照。
- (160) 「終戦の経緯」終戦史録 下巻 八三九頁。
- (161) *Truman Memoirs I, Memoirs of Harry S. Truman* Vol.1, A Da Capo Paperback p.427; 加瀬俊一監修 堀江芳孝訳『トルーマン回顧録Ⅰ』、三〇九ページ。
- (162) *Truman Memoirs I*, p.428; 『トルーマン回顧録Ⅰ』、三一〇ページ。
- (163) *Ibid.*; 同前書 三一〇ページ。
- (164) Henry L. Seimson Diaries (New Haven, Yale University Library, Microfilm Edition, Scholarly Resources), August 10, 1945.
- (165) Memorandum Submitted to the War Department, *FRUS, 1945 Vol. VI*, pp.585-587; Stimson Diary, August 2, 1945.
- (166) Stimson Diary, August 9, 1945.

- (167) James F. Byrnes, *Speaking Frankly* (New York: Harper & Brothers Publishers, 1947), p.209.
- (168) Diaries of James V Forrestal, 1944-1949 (Adam Matthew Publications 2001) 10 August 1945.
- (169) *Truman Memoirs I*, p.428. 『トルーマン回顧録Ⅰ』三二〇頁
- (170) The Reminiscences of Joseph Ballantine (Oral History Research Office, Columbia University 1961) p.63.
- (171) *Ibid.*, p.62.
- (172) H. Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II* (Princeton New Jersey, Princeton University Press, 1966) p.133
Footnote 9a: The Reminiscences of Joseph Ballantine, p.63.
- (173) The Reminiscences of Joseph Ballantine, p.63.
- (174) 八月十日の国内状況を記した十一日のニューヨーク・タイムスは一面トップに「日本、降伏の申し出―米国は天皇の存在を認めるかもしれない」という記事を掲げ、戦争終結を期待したニューヨーク市民がタイムズ・スクエアに集まっている写真を掲載した。また太平洋地域の米軍兵士が同盟放送を聞いたことから「太平洋のG I 達狂喜する―天皇を許してしまえと彼らは言う」という記事も一面に掲げて報じた。(New York Times, August 11, 1945)
- (175) バラントインによると、グルーが回答案作成の手助けを言うために、「バーンスと会った際、バーンスは「われわれはそれやかに日本を降伏させることを望んでいるからである」と述べた」と言う(The Reminiscences of Joseph Ballantine, p.63)。
バーンスのこの発言については他の資料で確認できないが、トルーマンとしては、ヨーロッパの戦争が終わり約三ヵ月経過するなか、米国内外で戦闘員を含め一般市民の厭戦気分が一部で見られるようになってきていることもあり、また二発の原爆投下とソ連の参戦で条件をつけているものの日本が降伏を望んでいることから、日本の申し入れを全面的に受け入れることはできないが、降伏させるための天皇の利用論について従来からバーンスほど否定的でなかった。さらに、リーヒ、スチムソン、フォレストルの軍首脳も賛成し、日本の放送を聞いた一般市民の反応等もあり、トルーマンは日本のこの申し入れは戦争終結のためのチャンスと見た可能性は否定できない。
- (176) *The Swiss Chargé (Grüssli) to the Secretary of State, August 10, 1945, FRUS, 1945 Vol.VI*, p.627.
- (177) Walter Brown, *James F. Byrnes of South Carolina* (Watson-Brown Foundation, 1992) p.298.

- (178) Truman Diary, August 10, Robert Ferrer, *Off the Record*, p.61.
- (179) *Truman Memoirs I*, p.429; 『トルーマン回顧録1』三二一頁以下。
- (180) Henry A. Wallace, *The Price of Vision*, (Boston: Houghton Mifflin Company, 1973) p.474; Stimson Diary, August 10, 1945.
- (181) Forrestal Diary, 10 August 1945.
「この閣議に出席したウォーレン・トルーマンのこのロマンスについての発言を昨日の日記に記しつゝ (Henry A. Wallace, *Ibid.*, p.474.)」
- (182) The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom (Winant), Washington, August 10, 1945-3:45 p.m. *FRUS, Vol.VI*, p.626; *Ibid.* Footnote 44.
- (183) C. M. (45), 20th Conclusions, Cabinet 20 (45), 10th August, 1945, 3:00 PM. CAB 128/1 PRO.
- (184) From Foreign Office to Washington, Chumking, Moscow 5:25 p.m, 10th August, 1945, F4574/G (FO371-46453) PRO.
- (185) ホンタム宣言第四項
「無分別な打算から、日本帝国を滅亡の淵に陥れたわがままな軍国主義的助言者……」
ホンタム宣言第六項
「……日本国民を欺瞞し、世界征服の拳に出るといつた誤ちを犯した者たち」
- (186) From Foreign Office to Washington 6:15 p.m. 10th August, 1945, F4974/630 /G (FO371-46453) PRO.
- (187) Memorandum by Mr. Benjamin V. Cohen, August 10, 1945 *FRUS 1945, Vol.VI*, p.625.
「このローレンの覚書は、ローレン・フーナント駐英大使との大西洋をわたすことの電話会議の要録である (Ibid. Footnote 43)。」
- (188) From Foreign Office to Washington, No.8265, 11th August, 1945, PREM 8/34 PRO.
- (189) Ambassador in the United Kingdom (Winant) to the Secretary of State, London, August, 11, 1945. [Received August 10 -10:30 p.m.], *FRUS 1945, Vol.VI*, p.628; From Foreign Office to Washington, Moscow, Chumking, 3:20 a.m. 11th August, 1945 PREM 8/34 PRO.

「の英国の返答案草案文書の欄外に、「これは首相と外相によりて起草された返答の、一九四五年八月十一日午前零時二十分、フヘナントに渡された」ところの書名が読みかえられている (PREM 8/34 PRO)。

- (19) The Ambassador in China (Hurley) to the Secretary of State, Chungking, August 11, 1945-8 a.m. [Received August 10-11:25 p.m.], *FRUS 1945 Vol.VII*, p.493.
- (191) From Moscow to Foreign Office, D.1.15 a.m. GMT August 11th, 1945, F4976/G (FO371-46453) PRO; The Ambassador in the Soviet Union (Harriman) to the Secretary of State, Moscow, August 11, 1945, *FRUS 1945 Vol.VI*, p.629; Harriman and Abel, *Special Envoy*, pp.498-499.
- (192) Harriman to the Secretary of State, Moscow, August 11, 1945, *FRUS 1945 Vol.VI*, pp.630-631; From Moscow to Foreign Office No.3524 D.5.27 a.m. GMT 11th August 1945, F4977/G (FO371-46453) PRO; Harriman and Abel, *Special Envoy*, pp.499-500.
- (193) Harriman and Abel, *Special Envoy*, (London: Hutchinson & Co.Ltd, 1976) p.501.
- (194) R. Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, (New York: Harper & Brothers, 1948) p.904.
- (195) *Truman Memoirs I*, pp.431-432; 『トーマス・トランマン回顧録』三三三頁以下。
- (196) From Chungking to Foreign Office, D.2.58 p.m. GMT, 11th August, 1945, PREM 8/34 PRO.
- (197) The Secretary of State to the Swiss Charge (Grätsli), August 11, 1945, *FRUS 1945 Vol.VI*, pp.631-632; The Secretary of State to the Minister in Switzerland (Harrison), Washington, August 11, 1945-noon, *FRUS 1945 Vol.VI*, pp.632-633.
- (198) The Secretary of State to the Ambassador in China (Hurley) [Washington, August 11, 1945] *FRUS 1945 Vol.VII*, p.494.
- (199) The Ambassador in China (Hurley) to the Secretary of State, Chungking, August 11 [12?], 1945 [Received August 11-6:10 p.m.], *Ibid.*, p.496.
- (200) The Secretary of State to the Secretary of War (Stimson), August 11, 1945, *FRUS 1945 Vol.VI*, p.633.
- (201) *Ibid.* Footnote 55.

東京には八月十三日午後五時、米飛行機により、日本の申し入れとハーンズ回答が日本語で記された伝単が投下された。ちなみに『日本の皆様』と題したこの伝単には、ハーンズ回答の問題の第四項については「ポツダム宣言の条項に則り究極

に於ける日本政府の政体が自由に表明された日本国民の意思に副つて定められるべきである」と記されていた。

(八月十三日午後五時東京に米飛行機より投下された伝單)「終戦史録 下巻 九〇六―九〇七頁。)

(202) 「八月十二日 終戦誌」終戦史録 下巻 八八六―八八七頁。

(203) 「渋沢信一手記」終戦史録 下巻 八五五―八五六頁。

(204) 「邦訳文」合衆国、連合王国、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民国の各政府の名に於ける合衆国政府の日本政府

に対する回答」終戦史録 下巻 八六三―八六四頁。

(205) 「松本俊一手記」終戦史録 下巻 八五四頁。

(206) 東郷外交手記 五一―九頁。

(207) 迫水久常 前掲書 二七五頁。

(208) 東郷外交手記 五二―頁。

渋沢局長は、この時の東郷の上奏ついて、やや詳しく手記に次のように書いている。

「外相は拝調上奏の際に、*signature*に付ては条約を結んだ場合にはその条項については当然主権の運用は制限されることになりこの条項も普通の条約の場合と本質上異なることはない。当然のことを政治的の意味から、殊更明記した迄のことである。又末項(第四項)については先方が日本の好まない政体を押しつける意嚮のないことをアメリカ流の思想に基いて表現した迄で、特に国体を変更し様とする意嚮を含むものではない。又その内意が仮にどうあるとも、日本国民がきめるところのならば大多数が天皇制を選ぶことは間違ないのだから少しも心配はない、との趣旨を奏上し御嘉納になったということを外相から聴いた。このような説明振りは大体十二日朝外相私邸で打合した通りであった。」(「渋沢信一手記」終戦史録 下巻 八五七頁)

(209) 軍務課内政班長 竹下正彦中佐 「機密作戦日誌(自 昭和二十年八月九日 至 昭和二十年八月十五日) 軍事史学会編

『大本営陸軍部戦争指導班 機密戦争日誌 下』錦正社 平成十年 七五三頁。(以下「機密作戦日誌」と略す) 七五五頁。

この「機密作戦日誌」は、阿南陸相の義弟で、当時軍務課内政班長であった竹下正彦中佐が執筆したものであり、「竹下日記」ともいわれている。

(210) 「機密作戦日誌」七五七頁。

- (211) 「バーンズ回答―華府十一日発」『敗戦の記録』二八五頁。
- (212) 同前書 二八九頁。
- (213) 「説明資料」昭和二十年八月十二日 軍務局 同前書 二八六―二八七頁。
- (214) 「上奏 昭和二十年八月十二日 參謀総長 梅津美治郎、軍令部総長 豊田副武」同前書 二八八頁。
- (215) 「終戦時の回想 陳述者 蓮沼蕃」GHQ歴史課陳述録(上) 七二頁。
 ちなみに、この八月十二日の両総長の上奏は、午前八時四十分から八時五十分までであったと侍従の徳川義寛は当日の日記に記している(『徳川義寛 終戦日記』朝日新聞社 一九九九年 二六〇頁)。
- (216) 「河辺日記」八月十二日、『承認必謹』一八二頁。
- (217) 東郷外交手記 五二一―五二三頁。
- (218) 東郷外交手記 五二三頁。
- (219) 「在瑞西 加瀬公使から東郷外務大臣宛電報(十二日 十八時四十分 本省着 第八七五号) 終戦史録 下巻 八九九頁。
 「加瀬公使から東郷外務大臣宛電報(八月十三日 七時四十分 本省着 第八七六号別電英文) 終戦史録 下巻 九〇〇―九〇一頁。
- 外務省は第八七五号電については実際は八月十二日十八時一〇分、別電八七六号は八月十二日十八時四〇分に本省に到着していたが、事情により、到着時刻を改作し、第八七五号電は、八月十二日十八時四〇分、別電(英文) 第八七六号電は八月十三日七時四〇分本省に到着したことにした(終戦史録 下巻 九〇一頁)。この公式回答文は、内容としてラジオ放送で聞いたものとは同じものであったが、外務次官の松本は、東郷に「公電は私の考えでは(十二日午後) 六時頃着く見込ですが、明朝着いたことにして各方面へ配布しますから……。今夜は最後の決定をしない方が有利と思います」と述べ、「先方の回答を十三日朝の日付で配布する様に命じた」という(『松本俊一手記』終戦史録 下巻 八八〇頁)。
- (220) 木戸幸一関係文書 九〇頁。
- (221) 東郷外交手記 五二四―五二五頁。
 軍部が特にバーンズ回答について問題としたのは「天皇の国家統治の権限が、連合国最高司令官の制限の下にある」とした条項であるので、ここは第二項ではなく、正確には第一項のことであろう。

- (222) 「豊田副武手記」終戦史録 下巻 九一五―九一六頁。
- (223) 東郷外交手記 五二五頁。
- (224) 東郷外交手記 五二六―五二七頁。
この閣議での、各大臣の発言については次の文献参照。
- 「終戦前の閣議（八月十三日の閣議）―池田純久氏筆記―」GHQ歴史課陳述録（上）二四六―二四九頁。
この記録については、「一九四八年十一月池田氏記録により逐語写す 大井篤」とあり、（註）として、「本気録は終戦時内閣総合計画局長官陸軍中将池田純久氏が閣議進行中に筆記したものを逐語写したものである」と記されている（同前書 二三八頁）。
- (225) 「終戦前の閣議（八月十三日の閣議―池田純久氏筆記―）」GHQ歴史課陳述録（上）二四八―二四九頁。
この池田の記述は要点をメモしたものであるだけに少し分りにくいところがあるが、次の下村の文献と併わせて読めばその意味はよく理解できよう。「下村海南著『終戦秘史』」終戦史録 下巻 九二二―九二三頁。
- (226) 迫水久常 前掲書 二八三頁。
- (227) 東郷外交手記 五二七頁。
- (228) 迫水久常 前掲書 二八九頁。
- (229) 木戸幸一関係文書 九〇―九二頁。
- (230) 木戸幸一関係文書 九二頁。
- (231) 東郷外交手記 五二九頁。
- (232) 東郷外交手記 五二九―五三〇頁。迫水久常 前掲書 二九二頁。
- (233) 「終戦時の記録 池田―八月十四日 御前会議」RG242 Japanese records during World War II 1942-1945 (HS35, 39 Reel 13)。
- (234) 「松本俊一手記」終戦史録 下巻 九四四頁。
- (235) 「八月―四日 御前会議 《尾形健一大佐日記》」中尾裕次編『昭和天皇発言記録集成（下巻）』芙蓉書房出版 二〇〇三年 三九八頁。

古川隆久教授は、この日記の記録は、尾形は会議に臨席していないが、会議席にいた上司の蓮沼侍従武官長から聞いたことを記したものと考えられる、としている。(古川隆久『昭和天皇』中公新書 二〇一一年 三〇六頁)

(236) 『機密作戦日誌』八月十四日 七六三頁。

(237) ただ、第二回目の聖断の際の天皇発言として、会議に出席していた下村海南の手記は、天皇は「自分はいかになろうとも、

万民の生命を助けたい(傍線部―筆者 藤田)」と発言したと記している(下村海南『終戦秘史』終戦史録 下巻 九四一頁)。この点については、古川教授は「関係史料を比較検証してみると、下村によれば、この発言に感動して泣いたほど劇的な場面はすなわに、他の出席者は一人も言及していない。いかにも不自然であり、こうした発言はなかったのである」と書いている(古川 前掲書 三〇七頁)。たしかに同教授の指摘のとおり、他の会議出席者の記録を見ても、後に下村の著書のこの部分を引用したと思われる迫水の著書の記述(迫水 前掲書 二九二頁)を除いてこの天皇の「自分はいかになろうとも」という発言記録は見られない。筆者も当日の御前会議において、この発言がなかったとする古川説に同意する。ただ何故天皇が「自分はいかになろうとも」ということを述べていないと思われるにもかかわらず、下村はそのような発言があったと記録しているのだからか。これは推測だが、下村は会議終了後、「感激」と「興奮のさめやらぬ中」で、古川教授が指摘しているように「情報局総裁として、国民に天皇の心境をわかりやすく説明するため」(古川 前掲書 三〇七頁)に、当時の天皇の心境を推察して、実際は会議では発言しなかったが、この文言を入れたのであろう。もつとも、天皇自身は聖断時にはそのような発言をしなかったと推察されるが、「自分はいかになろうとも」という気持はもっていたと思われる。ちなみに後日、天皇は終戦時の感想として、「爆撃にたふれゆく民の上をおもひくさとめけり身はいかならむとも」という歌を詠んでいる(宮内庁侍従職編『おぼろなばら昭和天皇御製集』読売新聞社 平成二年 一三三頁)。

(238) 迫水久常 前掲書 二九四―二九六頁。

(239) 「東郷外務大臣から在瑞西加瀬公使宛電報(昭和二十年八月十四日午後十一時 第三五二号)終戦史録 下巻 九五六―九五七頁。

(240) 「東郷外務大臣から在瑞西加瀬公使宛電報(昭和二十年八月十四日午後十一時 第三五四号)終戦史録 下巻 九五八―九五九頁。

(241) 迫水久常 前掲書 三〇一―三〇二頁。

- (242) Truman Memoirs I, p.435. 『トルーマン回顧録1』三一八頁。
- (243) *Ibid.*, pp.436-437. 同前書 三一九頁。
- (244) 「機密作戦日誌」八月十一日 七五六―七五七頁。
- (245) 「終戦時に於ける陸軍中央当局の動き」陳述者 竹下正彦「GHQ歴史課陳述録(上) 五〇九頁。
- (246) 「機密作戦日誌」八月十三日 七五九頁。
- (247) 「終戦時阿南陸相の心境」陳述者 稲葉正夫「GHQ歴史課陳述録(上) 五三三―五三四頁。
- (248) 同前書 五三四頁。
- (249) 「終戦阻止のクーデター計画」陳述者 竹下正彦「GHQ歴史課陳述録(上) 五一六頁。
- (250) 「機密作戦日誌」八月十三日 七六〇頁。
- (251) 「機密作戦日誌」八月十三日 七五九頁。
- (252) 「終戦に対する陸軍、特に阿南陸相の立場についての陳述速記」林三郎氏「GHQ歴史課陳述録(上) 四八九頁。
- (253) 「機密作戦日誌」八月十四日 七六〇―七六一頁。
- (254) 「終戦阻止のクーデター計画」陳述者 竹下正彦「GHQ歴史課陳述録(上) 五一七頁。
- (255) 「林三郎手記」終戦史録 下巻 九七五頁。
- (256) この梅津のクーデター賛成ともいう情報について、「機密作戦日誌」は、それは「(陸軍参謀部の)細田(熙)、松田(正雄)、原等の具申に依るもの如し」と記している(「機密作戦日誌」八月十四日 七六二頁)。しかし梅津は十四日午前七時の段階で、阿南の打診に対して、明確にクーデター反対という意見を表明しており、「機密作戦日誌」の執筆者竹下が推測するよう参謀本部員からのクーデター賛成の意見具申があったからといって、梅津がその意見を急に変えたとは筆者には思われない。これは何としてもクーデターを執行したいと考えるグループからのデマともいえるにせの情報であったといつてよい。
- (257) 「機密作戦日誌」八月十四日 七六二頁。
- (258) 「終戦阻止のクーデター計画」陳述者 竹下正彦「GHQ歴史課陳述録(上) 五一八頁。
- (259) 「池田純久の記録」梅津美治郎刊行会編『最後の参謀総長 梅津美治郎』芙蓉書房 昭和五十一年 五四二頁。
- (260) 「若松只一口供書」終戦史録 下巻 九八七―九八八頁。「河辺日記」八月十四日『承詔必謹』一八五―一八六頁。「陸軍長老

の申し合せ文書作成（池田純久の記録）」「最後の参謀総長 梅津美治郎」五四二頁。

(261) 「機密作戦日誌」八月十四日 七六三頁。

(262) 「終戦阻止のクーデター計画 陳述者 竹下正彦」GHQ歴史課陳述録（上）五一九頁。

(263) 「詔書」昭和二十年八月十四日 終戦史録 下巻 九五三—九五五頁。

(264) 「昭和天皇独自録」一二六頁。

木戸は終戦時の天皇の聖断について、戦後、次のように述べている。

「閣議と最高戦争指導会議の両方の会議が一致して主戦論となった場合は陛下はどうなさるかと言えば、これに同意せられる外はない。これが日本の憲法の建前です。終戦の際はその両会議が二つに割れそこでは決議が出来なかつたんです。……終戦の場合は非常に時局が切迫しているので、総理が非常な決意をしたらしく陛下に御裁断を願ったんです。陛下はそこで初めて発言する機会を得られた。そして外務大臣案に賛成された。併しながら陛下が専断的に決定を強いられた訳ではない。即ち日本の憲法上から云っても違法な措置に出られたのではない。従来も陛下が閣議の論争に加つたりその決定に拒否権と云うものをお使いになったことはないが、従来のように唯閣議の決定を待つてそれを裁可されてばかり居たことに比すれば、終戦時は閣議がその決議に至る前に陛下の御意見を参考とされたのであるから異例に属することだと云うことは云い得る」

（「終戦に関する史実 陳述者 木戸幸一」GHQ歴史課陳述録（上）二二五頁）。

(265) 高橋紘、鈴木邦彦編『陛下、お尋ね申し上げます』徳間書店 一九八二年 八七頁。